

平成16年度 第3回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成16年9月7日(月) 10時00分～18時30分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、浦山副委員長、朝日委員、大森委員、木津委員、野口委員、
朴委員、福島委員、山本委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業政策分野総括室長

公共事業運営室長 下水道室長 他

農水商工部

担い手・基盤整備分野総括室長 観光・地域づくり分野総括室長

農山漁村室長 農業基盤室長 他

伊賀県民局農村基盤室長 南勢志摩県民局農村基盤室長 松阪県民局農村基盤
室長 他

森林環境部

森林林業分野総括室長 森林保全室長 他

磯部町建設課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成16年度第3回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、10名の委員の方のうち、今現在8名の委員の方にご出席。朝日先生見えませんでしたので9名のご出席をいただいております。これで条例の第6条第2項に基づきまして、本委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会議に入らせていただく前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いします。資料は13資料用意させていただいております、赤いインデックスで13番までございます。そのうち資料8は本日の説明資料でございます、その中に10冊分かれております。なお、資料の4-2、6-2、7-2の農道事業につきましては、事前に送付をさせてい

ただいておりますが、もし先ほど申しました3資料をご持参いただいてない委員の方が見えたらお知らせください。皆さんお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。これで資料の方はすべてでございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日傍聴を希望される方々がいらっしゃいます。事務局としましては非公開にすべき案件ではございませんので、入っていただきたいと思います。委員長よろしくお願ひします。

(委員長)

委員の皆様、いかがでしょうか。傍聴の方お見えになりますが、入っていただいて差し支えないと考えますが。では、傍聴の皆様方にご入室お願ひいたします。

(傍聴者の入室)

(委員長)

では、傍聴の皆様方お待たせいたしました。傍聴の皆様方にお願ひがございます。お手元に三重県公共事業評価審査委員会傍聴要領をお持ちだと思います。この要領は会議が円滑に進むよう、また委員が客観的に意見を述べられるように、会議中における皆様のご発言や行動を一部制限させていただいております。どうかよくお読みいただきまして、ご協力お願ひいたします。

では、事務局、進めてください。

(公共事業運営室長)

それでは、会議の前に本日の議事進行について説明させていただきます。

(事務局)

それでは、本日の議事進行について説明させていただきますが、その前に本年度から委員会の会議の進め方について少し変えさせていただいておりますので、確認の意味からも今回も少しその説明をさせていただきます。議事進行について、その後説明させていただきます。

まず、委員会の会議の進め方でございますが、委員会の会議は、1事業あたり2回の委員会に分けてお願ひしたいと思ひます。まず、最初の委員会では、事業主体から評価対象事業の説明をいたしますので、委員の皆様にはそれを聴き取っていただく評価対象事業の聴き取りをお願ひしたいと思ひます。次に、聴き取っていただいたときにいろいろとご質問もおありかと思ひますので、お手元に質問書というペーパーをご用意させていただきました。ご質問等はこのペーパーへお書きいただくか、または任意の用紙にて後日私どもにご提出いただきたいと思ひます。このいただきましたご質問につきましては、事業主体がさらに資料を補完しまして、次の委員会でお答えさせていただきますので、その後ご審議をお願ひしまして、ご答申いただきたいと思ひます。

続きまして、本日のご審議の進め方につきまして説明させていただきます。本日は、資料4に網掛けで掲載してございます4番から8番の農道整備事業5箇所と、109番の下水

道事業 1 箇所のご審査をお願いいたします。その後、1 番と 2 番の林道開設ですが、森林整備事業 2 箇所と、3 番の防災ダム事業 1 箇所、9 番の海岸保全施設整備事業 1 箇所の合わせて 4 箇所のお聴き取りをお願いしたいと思います。

ご審査の順番は、まず前回再審査となりました 109 番の下水道事業のご審査をお願いいたします。ご審査にあたりましては、冒頭に前回委員会からいただきましたご意見に対しまして説明させていただきますので、その後ご審査をいただきたいと思います。次に、資料 5 にあります委員の皆様から農道整備事業にいただきましたご質問のうち、1 ページの農道整備事業全般と 11 ページから 15 ページの 7 番広域農道整備事業と 8 番農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業につきまして、ご質問にお答えさせていただきますので、ご審査をよろしくお願い申し上げます。このご審査の次に、2 ページから 10 ページのふるさと農道整備事業全般と 4 番、5 番、6 番のふるさと農道整備事業につきまして、ご質問にお答えさせていただきますので、ご審査をよろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様から多くのご質問をいただいておりますので、すべてお答えさせていただきますとかなりの時間を要すると考えられますので、予め農水商工部の方で抽出させていただきましたご質問につきましてお答えさせていただきますと思います。このため、説明不十分な点があるかと思いますが、この点につきましては質疑応答の中でお答えさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。また、ご審査の後は、ご答申をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、農道整備事業につきましてご答申をいただきました後、次回の委員会でご審査いただく再評価対象事業 4 箇所のお聴き取りをお願いしたいと思います。

本日は 6 箇所のご審査と 4 箇所のお聴き取り、合わせて 10 箇所の説明資料を資料 8 にそれぞれ添付させていただいております。また、再評価の 5 つの視点を簡潔に記載しました再評価箇所一覧表を資料 6 に添付させていただいておりますが、資料 6 の 4 ページと 5 ページに斜体文字でアンダーラインを引いてございます所。4 ページですと広域農道伊賀 2 期地区の全体事業概要と目的、事業を巡る社会経済状況の動向の欄でございます。5 ページですと農免道路の上野依那古 2 期地区の費用便益分析、またコスト縮減の可能性、代替案の検討の欄でございます。前回の委員会資料と変わっている箇所でございます。

次に、1 番と 2 番の林道開設森林整備事業と 7 番の広域農道整備事業は、平成 11 年度に一度再評価を行っておりますので、そのときの再評価結果の概要を資料 7 に添付させていただいておりますので、ご活用いただければと思います。

なお、お手元に用意させていただいておりますお聴き取りをお願いしました箇所に対しましてご質問につきましては、9 月 14 日火曜日までに担当の者までご提出いただきますようよろしくお願いいたします。このいただきましたご質問につきましては、事務局でとりまとめのうえ、委員の皆様にご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、説明資料におきましては、専門用語などをできるだけわかりやすく説明させていただくこととしておりますが、ご不明な用語などがございましたら適宜ご質問をいただきたいと思っております。

最後に、お聴き取りいただくときに事業主体の説明に際しましては、前回と同様に説明の効率化を図る観点から、「リン」を用いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、議事進行につきまして、何かご質問等は。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょう。かなりの審査案件ですので、相当な進行要領をご説明いただきましたが、ようございますでしょうか。はい。それでは、議事進行お願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、委員長、ご審査の方よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、今ご説明ございましたように、下水道事業、ふるさと農道整備事業、広域農道整備事業いわゆる農免道路の合わせて6箇所の審査に入ります。なお、審議終了時刻は、この後の聴き取りにかかる時間を考えまして、概ね15時といたします。それでは、先ほど事務局から説明がございましたように、109番の下水道事業の再審査に入ります。説明の方は前回の委員会に答える形で簡潔明瞭に説明をお願いします。それと前回から1カ月ほど経過しておりますので、改めて事業目的、施行位置、再評価を行った理由、対応方針の考え方などをごく簡単に述べていただいて、それから説明に入ってください。その後、質疑に入ります。

では、109番の下水道事業の説明、よろしくお願いいたします。

109番 磯部都市下水路 磯部町

(磯部町建設課長)

それでは、失礼いたします。磯部町の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。番号109番の磯部都市下水路につきまして説明をさせていただきます。

事業の目的は、市街地における浸水対策でございます。水路及びポンプの整備を行うものでございます。当該磯部都市下水路は、昭和53年度から昭和62年度にかけて事業を行いまして、そのうち耐用年数の経過に伴う施設更新の際に見直しを行いました。その結果、市街化等の状況の変化によりまして、再度の整備が必要と判断されまして、平成17年度から平成29年度にかけて事業を進めてまいりたいと考えております。

第2回の委員会の際に十分な説明ができず、再審議ということでお世話をおかけいたしておりますが、前回委員会の意見書でお示しをいただきましたことにつきまして、回答書の方を作成いたしましたので、その資料をもとに説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。回答書の説明につきましては、担当者の東の方から行います。事業の概要もその中で触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(磯部町建設課)

失礼いたします。東と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料の青のインデックスで 109 - 3 下の方の資料になるかと思いますが、上から 2 番目のインデックスでございます。ご確認の方いただきたいと思ひます。

まず、資料の 1 ページでございますが、上段に前回第 2 回委員会で答申されました当該事業にかかります意見書をそのまま掲載させていただいております。そして、その回答として意見書に基づき順次集水域の変更理由、主たる溢水地点、調整池の機能、工事費の内訳につきまして、回答書を作成しております。

まずは 集水域の変更理由についてでございます。スクリーンをご覧いただきたいと思ひます。資料では A 3 版になりますが、6 ページ資料 13 でございます。当該磯部都市下水路周辺の航空写真でございます。赤で囲まれております部分が当初の集水域の 52ha でありまして、緑の部分が今回の見直しにより赤の区域と一体整備が必要と判断された区域で約 12ha でありまして、見直し後の全体集水面積として約 64ha でございます。

この 12ha の増加理由についてですが、大きく分けてこちらの部分ですが 10ha と、こちらの 2 ha、この部分とこの部分とこの部分になりますが、について 2 つの理由がございます。まず、こちらの部分の 10ha について、増加理由を説明させていただきたいと思ひます。この 10ha につきましては、磯部川がこのような形で上流から下流に向かってこのように今あるわけなんですけども、いずれも磯部川に接している区域、こちらの区域とこの区域はこの川に接しております。直接河川へ行く水路があるんですけども、大雨時にこの河川の水位が上がることで自然排水ができなくなり、ポンプ排水が必要と判断された区域です。この大雨時に自然排水ができなくなる区域のうち、こちらの区域につきましては、ここにありまして既存の 1 号幹線の上流部に接してありまして、またこちらの区域につきましては、この部分に今現在稼働中のポンプ場がございますけども、ここに接してありまして、別途その部分へ新たに幹線水路、ポンプ場を設置するなど新規で対応するよりも、赤で示してありまして当初の約 52ha と一体的に整備する必要があると判断いたしました。また、大雨時のポンプ操作等の緊急対応上からも現在のポンプ箇所集約することが必要であります。一方、こちらの部分 2 ha につきましては、昭和 53 年の計画当初から二十数年来で地形改変等により集水域が物理的に増加している部分であります。

以上が今回集水域を変更する理由でございますが、前回の委員会でご質問の中にもありましたが、今後の集水域の変更の可能性についてでございます。河川の水位上昇時を考慮した地形上物理的に決まってくる集水域は、今回の見直し計画ですべてカウントいたしましたので、こちらにある 10ha の集水域のように評価のやり直しによる増加変更は今後ないものと考えております。残る可能性として地形の改変等によるものについてですが、この航空写真を見ていただいてもわかるように、今後約 64ha の中で市街化がほとんど進んでありまして、こちらは神社の山林となっております、またこちらの山林につきましてはこちらの住宅部分の法面となっております、今後開発等により地形が改変する可能性はほとんどないと考えております。

関連して流出量についてですが、本計画は現在市街化されている部分の例により算出した流出係数を集水域全域に適用した見直し計画としておりますので、一部市街化されていない区域の市街化が将来起こったとしても、それに伴う流出量の増大は本計画において吸収できるものと考えております。しかしながら、前回委員長のご意見にもありましたように、

今後降雨がどのようになるかについては、将来の気象状況を現時点で予想することは非常に困難でありますし、増加する可能性があるとしてもその量についてはわからず、可能性のみがあるという状況です。今後、このような不確実な状況に対応していくには、設計基準どおりに事業を行っていくのみにとらわれず、行政としては別の側面から何らかの流出抑制策について時間のかかる問題かもわかりませんが、取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

続きまして2ページでございますが、の主たる溢水地点でございます。スクリーンをご覧ください。資料は7ページ、資料14でございます。前回第2回の委員会での冠水状況写真にもありましたが、主な溢水地点は青で示しておりますこの幹線水路付近でございます。溢水の原因は各幹線の排水能力不足によるもので、幹線横の地盤の低い道路部がまず冠水しております。見直し後の計画におきましては、ポンプ増設に加えこの排水路の断面を大きくして排水能力を確保いたします。

続きまして、の調整池の機能についてです。スクリーンをご覧ください。お手元の資料では8ページの資料15です。こちら模式図を示しておりますが、上側が調整池のない場合で、下側が調整池のある場合です。スクリーンに向かいますと右側から最大毎秒14.95の流入量に対しまして、上側の調整池のない場合はここにあります流入量と同じ排水量を持ったポンプを設置しなければなりません。しかし、下側の調整池のある場合は貯留量を差し引いた毎秒10.13の流入量に対して、小さい排水量のポンプで済むこととなります。

今回の見直し計画において調整池をさらに大きくすることができれば、ポンプ排水能力をさらに下げることが可能ですが、近鉄線路と2級河川磯部川に挟まれているため、用地取得等が非常に困難でありますので、既存調整池をそのまま利用する計画としております。前回の委員会でありましたが、ポンプ能力が上がった理由の1つとして、既存調整池の貯留効果による比率が1.24倍ということの説明させていただいたかと思いますが、これは当初の貯留効果に比べ見直し後の計画が拡張せず、既存調整池をそのまま使用することによりやや貯留効果が下がったため、その比率が1.24倍ということとなります。

続きまして、資料3ページの工事費の内訳についてです。意見書にもありました当初計画との比較は可能なものということで作成をいたしました。各々の内訳につきましては、限られた時間でございますのでご覧いただきたいと思いますが、補足説明だけさせていただきます。

ご覧のように、当初計画は設置のみであります。今回は水路改築、ポンプ増設に加え、耐用年数経過に伴う施設の更新が含まれております。また、水路の事業費につきまして、当初の1億9,600万円に対しまして、今回11億1,300万円と差がついておりますが、これは二十数年前と現在との物価上昇によるもののほかに、この表の水路の内訳表が付いておりますけれども、この下側にありますけれども、延長が1号枝線の260mの増加によるものがあります。また、当初は市街化以前の排水路としての整備でありましたが、その後市街化が進むにつれ、交通安全事業により水路上部を歩道として利用するため、別途事業により床板を設置しておりますので、箱型のボックスカルバートによる工法で水路を改築することになりまして、この分も差となっております。

以上で磯部町に対します意見書の回答の説明を終わります。引き続き、県に対します意

見書がありますので、下水道事業における新規と見直しの違いにつきまして、説明を交代いたしたいと思えます。

(下水道室)

県下水道室の鳴川でございます。よろしくお願ひします。座らせていただきまして、ご説明させていただきますと思えます。

引き続きまして、第2回委員会意見書の下水道事業における新規と見直しの違いにつきましてご説明させていただきます。資料の3ページと4ページをご覧ください。まず、公共土木事業の例として、道路事業の場合はここにありまうように事業完了後に関しまして、交通量の増加等の要因によりまして2次改築を行う必要がある場合、新規の事業として実施することとなっております。これに対しまして下水道の場合、当初事業計画を策定いたしまして、事業に着手・完了し、維持・修繕・管理に入りますが、現時点では施設の耐用年数経過に伴いまして起こります更新事業が国庫補助事業で採択されることから、新規事業ではなく同一事業として取り扱ふこととされています。ここが道路事業との違いでございまして、道路に関する事業では、改築や修繕の事業は別事業となりまして、新規採択されることとなっておりますが、下水道事業の場合は更新事業につきましては、都市下水路事業、あくまで都市下水路事業の1メニューとして取り扱われまうことから、国庫補助事業の継続事業として採択されることとなっております。

このように、都市下水路事業の場合、新規とは市町村が当初全体計画を策定いたしまして、ここにありまう各種の法手続を行いながら、新規事業採択評価を実施いたしまして、原則として事業箇所いわゆる集水区域について初めて国庫補助事業で着手する場合を言います。また、見直しにつきましては、その事業箇所、集水区域につきまして、その後の状況の変化、ここに書いてございますが見直し要因に基づきまして集水区域を増やしたり、降雨、強度等の変更が必要と判断された場合につきまして、その区域を着手時の同一箇所における事業として一体的整備を図り、都市計画法上の事業認可の変更を行う場合を言います。

このため、磯部町の場合は、今回ポンプ施設の更新時期に合わせまして、いわゆる状況の変化により計画変更を行いまして、集水区域の増加分も含め一体整備を行う必要があることから、各種法手続の変更を経ながら、新規ではなく同一箇所の見直しとして扱い、再評価を前提に国庫補助事業を再開するものです。

資料の5ページとスクリーンをご覧ください。具体的には、既存のポンプ施設。横軸が年度でございます。それと縦軸が排水能力を表している概要図でございますが、既存のポンプ施設、いわゆるこの600の1基と1,350の1基、これの機能をずっと維持しながら排水能力を増強するために新たなポンプ、この1,000の1基と1,350の1基を設置し、既存ポンプ施設、ここのちょっと書いてある更新というのを行いながら、このポンプの増設を行う必要があることから、見直し、継続事業の扱いといたしてございます。

また、参考ではあるのですが、平成10年度から県の再評価委員会で審議していただきました市町村の都市下水路事業6市町13都市下水路事業がございますが、その事例につきまして磯部町さんのこのケースと類似したケースといたしましては、平成15年度に審査いただきました四日市市の朝明都市下水路で、この事業につきまして昭和53年度に一旦事業完

了いたしておりますが、その後平成6年に再開し、開発等に合わせた計画変更により計画見直ししていますが、この場合集水面積を変更するものではございませんでした。

また、津市における都市下水路事業におきましては、事業中に状況の変化により集水区域を増加したり減じた事例がございます。この場合も集水区域を増やす場合につきましては、流域等が変わらず同一ポンプ場で処理するケースにつきましては、見直しとしております。

それとこのスクリーンの方をちょっとご覧いただきたいのですが、二見町におきまして、平成16年度に溝口都市下水路、これが集水区域、赤点線で示してあるのが集水区域でございますが、これが平成16年度に新規事業採択されております。それで、この近くに現在これも磯部町さんと同様なんです、維持・修繕・管理の段階に入っております、事業としては昭和63年度に事業を完了いたしました茶屋排水区、これがポンプ場なんです、これが新規の方のポンプ場でございます。この場合流域や排水系統がまったく異なっております。また別の溝口都市下水路につきましては、第1ポンプ場、第2ポンプ場と申しまして新たに新設することから、このエリアにつきましては新規で事業採択を受けておるといような事例がございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。簡潔にご説明いただきまして、大変ありがとうございます。今の委員会での質問に対する回答もしくは解説ですが、改めてのご質問頂戴いたします。お願いいたします、どうぞ。どなたからでも結構です。どうぞ。

(委員)

見直しと新規の違いについて、確認というかお聞きしたいと思います。お答えを拝見しますと、国庫補助採択されることから、新規事業ではなくて同一事業として取り扱うというふうになっておりますが、これ国庫補助採択されるというのは、何か思想があって、国の方で国庫補助採択を継続していく方が事業としてはいいだろうというふうな何か理念というのがあって、多分こういうふうになっていると思うんですが、その辺をちょっと詳しくお話していただいたらどうでしょうか。

(下水道室)

それでは、今のご質問に対しましてですが、国庫補助事業で都市下水路事業の場合は、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、施設の耐用年数経過に伴いまして、この事業が継続事業ということで取り扱われていまして、そのような都合上、新規ではなく見直しと考えると。ここまでが一応新規の扱いで行うと。それと、先ほども同一ポンプ場、それとあと集水区域を一体的に整備する必要があると判断されましたことから継続事業と。

先ほども道路事業の場合は、別の事業で新規採択されると、この改築ですね。ただ、都市下水路事業の場合は、都市計画法上の事業認可についても変更で行う場合につきましては、継続事業ということでさせていただくということでございますが。

(委員)

そうすると、道路の場合というか、一般的な公共事業については例えば道路など見直しと新規とちゃんと使い分けているのですが、下水道の場合だけ特別にということになっているわけですか。これはほかの事業ではないということですね。

(下水道室)

ないというか、多分別事業と。別事業で要するに改修事業は新規で行うということでございます。

(委員)

下水道事業にだけ限ってそういうふうに別メニューですということになっている、国の理由というのはなんですか。

(下水道室)

おそらくこれはちょっと推測でしかないと思うのですが、先ほどもこちらの図面で説明させていただいたんですが、あくまでも機能を維持しながらということがございまして、この今お示ししている以下の部分だけの事業でも継続事業で補助採択される事業になっておるんです、ポンプのやり替えとか。いわゆる機能を保たなければいけないということで、これ下水道法に。都市計画法には明確な記載はないのですが、要は管理とは、もしかすると間違えているかもしれないですが、改築・修繕・維持・管理まで含むというふうに書いてありまして、それに基づく法的な補助があるということで、一応永続というか、一旦完了しても継続事業として再開してもいいですよ、それに対して補助しますよというふうな制度になっておるんです。ちょっとわかりづらいところなんです。

だから、更新事業と一体的に整備する必要があるので、今回は継続事業いわゆる見直し事業という扱いにしておると。切り離してはいけない。要は一応これ事業計画なんです、先にポンプの増設 1,000 の 1 基を増設して、それからまた更新に入っていくと。

(委員)

個々の説明はわかるのですが、私の素朴な意見では、例えば道路にしてもほかの河川にしても、維持・修繕というのは必要なわけですよ。とりわけ下水道の場合は特例をしているという、その理由がもしわかればと思ったんです。

(下水道室)

事業認可の変更で行うという場合、この都市下水路事業の事業認可の変更でいくんです、この事業は。その場合に新規事業というのはあり得ないという言い方ではご納得、説明が不足なんですかね。いわゆる都市計画法上も新規の事業認可ではいかないと。

(委員)

法律がそうになっているからおっしゃればそれまでかわからないですが、そういう思想

というのがもし法律の中の底にはあって、こういうふうな理由でこうしているんだよということがあればということをお聞きしたかっただけです。

(公共事業政策分野総括室長)

正確でないかもわからないのですが、下水道事業はほかの道路とか河川と違って特別会計になっていまして。受益者負担も当然ありますので、その辺の全体の中で予算体系が同じ公共事業でも違うというのが1つありまして、その中で維持管理費等々も非常にたくさんのお金がいるということがありまして、全体的な下水道の枠組みの中で事業をやっていくということで、多分維持管理なんかも補助採択されるということが決まったんだと思うんです。

基本的に一般に道路とか河川事業の場合でも、維持修繕費の国補採択のメニューというのはあるのですが、あまり運用されていないのが今の実態なんですね。今、委員が疑問に思われることが、まさしく今三位一体の改革の中で、皆さんが疑問に思っていることがやっと今議論されてきたというのが実態でして、この間の全国知事会でも47都道府県の知事の中でだいぶ意見の分かれが、意見がいろいろあったというふうに私も聞いているのですが、まさしくいわゆる国の縦割りが予算の中の閉塞感といいますか、動きを縛っている。聞いたときに何かよくわからないなというのが実感として今あると思うんですが、まさに今補助金行政の行き詰まりがこここのところに出てきているという1つの一例なのかなというのがあると思うんです。

うまくこれをうちの職員も説明できないと思うのですが、その辺の今皆さん委員の方思われているのが、今まさに議論されている方向になっていますので。下水道事業そのものはちょっと特殊な事業で、一般の道路とか河川の補助体系とは違うというふうな認識でいただいたらなど。多分、補助金体系そのものは、農林水産業がもともと明治政府の一番最初にスタートして、道路とか河川の補助金は戦後建設省ができてからできて、あとになればなるほど補助のシステムが全部違うんですね。下水道なんか一番新しい補助の事業体系ですので、いろんな旧大蔵省との折衝の中で、補助のメニューとかやり方が随分いろんな形で議論されて変わってきて、まさしく縦割り行政が温存された形で今議論されているというのが実態だと思います。我々もその辺の補助事業に関しては、非常に疑問は持っているというのが実態なんですが、答にはならないかと思いますがそういうところです。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

今の質問、5ページの資料を出していただけますか。前半の集水域の拡大等については、合理的な説明がされたという印象を持ちました。今議論になった件ですけれども、公共事業評価審査委員会は基本的には当初事業が今後も継続されるべきかどうか確認することが役

割だと思うんですね。平成 16 年の再評価も、1 年前、平成 15 年に計画変更があって、集水域拡大とポンプの増大されております。そうすると、本審査委員会が議論するのは、当初事業を今後も継続するのかということと議論するのか、当初計画と変わった、計画変更内容を認めるのかを審査しなくてはならない状況にあります。要するに、当初事業の事業継続を審議するのがこの委員会の役割なのに、計画変更されたものについて妥当かどうかまで検討するのか、本審査委員会の役割が一体どこにあるのかというのがこの質問の本質だと思うのですが、いかがでしょうか。

(公共事業運営室長)

事務局の方からお答えさせていただきます。公共事業の計画は、この下水道事業だけでなく、ほかの道路事業、河川事業、ほかの事業につきましても、当初計画から途中で計画が一部見直しして変更しているケースも多々ございます。再評価の段階におきまして、例えば当初計画と変更がされている場合であれば、変更されたものも含めて継続していかどうかというご審議をいただきたいというのが、事務局の考え方なんです。

これまで審査いただいた事業の中でも、当初計画とは変更された事業というのもこれまでもあったかと思えます。ただし、先ほど言いました下水道につきましては、ちょっと特殊というか、変更のやり方という部分がほかの事業とは一部違う部分があるかと思えます。

(委員)

そうすると仮定の話ですけども、当初計画があって、再評価の間に複数回事業見直しが行われていると、知らないうちに変更された事業計画の妥当性を、この審査委員会で判断することになるわけですね。

(公共事業運営室長)

当初の計画があって何らかの状況変化とかがあって、計画が変更されたら、で、以後に再評価の時期が来たということは、その再評価の時期が来た時点での事業計画というのですか、その部分を評価いただきたいと。昨年度 1 つ問題がありました。再評価から再評価の間に事業費の大幅な変更があって、これは何なんだというお話がございました。その点につきましては、再評価のあとに、大幅な多分計画変更があって事業費が変わるんだと思えますけど、その部分については一定の基準を設けて、もしそういう事態になるのであればその時点で再評価を受けるべきという整理をさせていただいたと思えます。

(委員)

今の話でこの審査委員会は、当初計画ではなくて、再評価するときに、事前に見直しがあった場合は、その見直しを含めた事業計画の妥当性を判断してほしいというふうに、役割が規定されたわけですね。

(公共事業運営室長)

そういう形でお願いしたいと。

(委員)

わかりました。

(委員)

それと関連して。下水道、三重県は非常に都道府県の中でも下から数えるのが早いという状況から見ると、応援せざるを得ないなという部分があるのですが、1つちょっとそれに関わる見直しなのかどうかというところで、見直したという説明はわかりました。そういった場合の費用対効果のB/Cの計算は、どういう部分を基準としてやっていくのでしょうか。例えば、ここに出されているのは、B/Cが1.03だという形になっていて、昭和53年度より事業が進められていて、それがまたいつでしょうか、見直しがされていて、それでやっていくわけなんです。こういった場合の費用対効果の計算はどこを基準としてやっていくのか。どの地点で費用対効果という部分で計算をしていくのか。その基準年度はどこにあるのかという部分を説明お願いできますか。

(磯部町建設課)

費用対効果の考え方について、基準はどこにあるかということによろしいのでしょうか。

(委員)

そうです。

(磯部町建設課)

これは現在価値比較法ということで、2003年、今現在の価値に置き換えております。その価値でもって事業を完了する平成。ちょっと待ってくださいね。

(委員)

3ページ目に書かれているような部分が、おそらく今の答の基準がどうなっているのかということへの。当初計画昭和53年から62年に一旦終わって、それからこれは見直しなので引き続き工事をやっていくと、そういうことですから、当然一番当初の計画の昭和53年を、今現在見直しが行われる平成16年度、17年、わからないですが、そこに工事費を置き換えて、そこから出てくる便益をまた計算し、それにB/Cを掛けたのが1.03だという形になれば、この説明の3ページに出されている事業費の合計の計算値と、この説明の2ページのところ、これが1回目の資料でしょうか、その2ページの6番目に出されている費用対効果の分析が、ちょっと理解できない部分が多くありますので、その辺どういふふうに見ればいいのかという部分も踏まえて説明をお願いします。

(磯部町建設課)

この質問、2回目の委員会でもご質問ありました質問でして、第2回の資料を見ていただいた方がいいと思います。ちょっと数字の方確認をさせていただきます。単純に今回3ページに示させていただいておりますこの金額につきましては、その当時の事業費という

ことでございます。その当時、当初計画であれば10億2,200万というふうに3ページの表の下合計にありますけども、これはその当時の工事費でありまして、今回の計画におきましてこの金額につきましては、現時点での工事費ということで、これが事業費というふうに考えていただきまして。

B/Cはちょっとまったく考え方が違いまして、53年から62年にかけて行いましたこの金額に、B/Cで現在価値比較法によります整備率なりそういう係数を掛けまして、金額を現在価値にもってきておりますので、その計算の詳細につきまして前回の委員会でもっとこの表を付けさせていただきます。それによってB/C1.03を求めておりますので、ちょっとそういうことで数字はまったく変わってくる数字となっております。

(委員)

この説明資料の趣旨が違ふことによって、金額が変わってくるというのは当然でありまして、それは理解できます。で、知りたいのは何かというと、こういった場合見直しされている場合は、費用対効果の分析のときに、費用はどのような計算をするのかということの質問に対して、昭和53年度の部分を今現在に置き換えたものとして費用にし、それから発揮できる便益を割ったものが費用対効果の値であると、そういう趣旨だと思わすね。それが1.03だということなんですけれども。

知りたいのは何かというと、ここの費用の細かいところはここの資料として出されてないのでいいのですが、どのような形で、どのような部分がどういふふうにかかって88億になっていて、便益が91億になっていて、1.03になっているのに対しては、前回説明があったというふうに言うのですが、手元に資料がないんですね。見直しだという形で見たときの工事費というものが、私たちの考え方から見るとそれが費用の部分になっていくんじゃないかなというふうに思っている者から見ると、平成53年のを今現在の価値にして10億になっているものが、今回の計画によるものが28億、更新が8,700万。それで合計がこういうふうになっているという部分との位置づけがわからないということで質問しているわけなんです。で、わかりやすく、とにかく費用対効果の分析が1.03になった根拠はということなのかということが一番知りたいことなんです。

(磯部町建設課)

第2回の資料の18ページでございます。18ページのちょっと細かい表になっておりますけども、この表に基づきまして費用と便益の算出をやってきております。この表におきまして1978年から整備率と社会的割引率を考慮いたしまして、23ページになりますけども、2067年工事完了から50年間すべてカウントしてありますので、工事費のみならず耐用年数、工事が完了した後50年間につきまして費用と便益を見ていまして、最初の答が23ページ、表横になっておりますけども、前回資料23ページですけどもこれの右側の方で、23ページ横の費用の方なんですけども、費用計、上からとありまして、一番下にとありますけども、の費用計の一番右側88億5,800万、これが費用の計算根拠でございます。

それに対しまして便益といたしまして、同じく前回資料23ページの(10)の便益計というのがありますけども、これを一番右へ行きまして91億4,120万円というのが便益という

ことで、今回、先ほど3ページで説明させていただきました表につきましては、あくまで工事費ということで、B/Cは今言った形で算出をしております。

(委員)

説明で今やっとわかりましたが、とにかく見直しというようなことになっているので、費用対効果の分析にかかる費用というものは、当初の計画の昭和53年を基準とするんだということですね。そうですね。昭和53年が基準。だから、1978年の部分を今の2003年に置き換えたものが費用になると。その計算根拠がずっとなされていて、それが88億だということですね。

(磯部町建設課)

そうです。

(委員)

だから、見直しということになった場合には、費用対効果というものは最初の当初の計画年度の初年度のところの部分にするのですが、それを今に置き換えるんだということが、見直しをするときの費用対効果の1つの考え方であり、今現在そういう形に出しているんですよということですね。

(磯部町建設課)

はい、そうです。

(委員)

わかりました。

(委員)

3ページの工事費の内訳のところですけども、ちょっとあまり高すぎるんじゃないかと、今回の計画が。1つは水路ですけども、前回1億9,600万円当初計画ですね。それが今回の計画では11億1,300万円、5.5倍になっております。水路の長さ自体は1枝線というんですか、これが新たに加わっておりますから若干、若干というか、2割くらい延びた感じですか。あとは、これほとんど掘り直しだと思うんですけど、断面がちょっと大きくなっているということですね。これでこんな工事で何で5.5倍くらいになるのか。確かに25~26年前と現在とで労賃等は多少上がってはいると思いますが、こんな5.5倍というのは、何でそんなに膨らむのかよくわかりません。

それで、ポンプの費用といいますが、ポンプの購入代、設置代等だと思うのですが、この一番上の機械・電気、600ポンプと1,350ポンプ。これは更新ということになっていきますから、同じ機能を発揮するポンプを新たに購入して入れ替えるということだと思うんですが、これも価格は1.9倍くらいになっていきますね。何で25年前よりそんなに高くなるんだということですね。

同じくその下の1,000ポンプ、1,350の2基のポンプにしても、2基で13億もそんなに

かかるのかと。これはどういう推計をしているのか。ただ、メーカーの現在の工事価格をそのままぼんともってきているのか。どういうあれで出しているのですか。あまりにも高いんじゃないという正直な感想なんです。

(磯部町建設課)

先ほどの質問、水路・ポンプの工事費が何でこんなに高いのかということかと思えます。まず、水路についてですが、物価変動ということもあるのですが、その53年当初につきましてはほとんど市街化がない状態で荒廃した水田の状態、第1回委員会でもありましたがそういった状態で、宅地化がなされる前のそういう状態での工事ということがありまして。そういった中で、舗装を破るとかそういったこともなく、ほとんど家も建っていない状態での工事、水路といたしましても開水路、上がオープンになっております蓋がない水路、U型なんですけども、そういった形で当時当初計画としてはして、施工もさせていただいたと。

その後、そういったインフラ設備できてきまして、宅地化、商業化が進んできて、交通安全事業でその都市下水路は道路にひっついておりますので、蓋がけをするといいますが、床板をかけてその部分を歩道として有効に使うということで、これは別途費でやっております、そういう関係がありまして今回蓋を別途事業でかけました水路をやり直すにあたりましては、そういった市街化の中でそういったものを一旦壊して再度設置するについては、今度はボックス、箱型のもので設置しないといけないということがありまして、そういったことも工事費が割高になっておるという原因になっております。

そのほかにもこの表にあります2号幹線のところにつきましても、既設利用している水路もありまして、30mくらいなんですけども、172mに対して今回204mというのもありまして、そういったことも既設利用も当時なされておった。今回はそこも断面を拡幅していくということもありまして、そういった理由で水路の事業費がかなり上がっておるということでございます。

ポンプにつきましても、概算工事費としてはだいたい実績で、今機械設備で毎秒立米当たり1億7,000万というふうに機械設備というのは見ておりまして、言ってみれば立米いくらかというふうに今の実績工事費を今回の計画、排水路にかけております。電気につきましても、・・・(テープ交換)・・・以上のようなことで、ポンプにつきましても今の実績単価、立米当たりいくらかというふうに換算した単価で今はじいておるという状態でございます。以上です。

(委員)

確かに宅地化が進んでいる、道路が終わってもう一遍舗装しなければいけないとか、宅地があるので宅地内の工事だからなかなか進捗率も悪いだろうとか、予想、そういう定性的な説明で高くなるというのはわかるのですが、しかしそれにしたって5.5倍にもなるというのはちょっと過ぎるんじゃないと。これはやはり3倍程度に抑えろとか、せめて4倍で食い止めるとか、何かそういう枠をはめ込んで、そのためにはどうするんだというくらいのことやってもらわないと、これはちょっと納得できませんよ、こんな高いのは。

それから、ポンプの方にしても、私ポンプの値段のことはあまりよく知りませんが、

あまりというか全然知りませんが、同じような機能を果たす機械で何でこんなに高くなるのか。電子コントロール化がよほど進んでそっちのデバイスが増えてきているのか、ということかわかりませんが、それにしてもやっぱりもっともって行政さんとしては今後価格折衝その他をやることによって、こんなものは2割くらい抑えとかいうくらいのもりでやっていただく必要があると思いますけどね。どんどんどんどん積み重ねでやっていただいていると、いくらでも膨れ上がっていっちゃうということになると思いますので、その辺しっかり努力をお願いしたいと思いますけどね、コストダウンの。

(委員長)

委員、要望だけでよろしいですか。改めて単価云々のことご説明いただくということまでは踏み込まない。要望だけでよろしいですか。

(委員)

はい。要望としては、2割か3割削減する。それが要望です。

(委員長)

この委員会ずっと継続して行って、いずれ事後評価もございますので、そのときに一度候補としてこの下水道事業も事後評価でしっかりとまた見ていただくということでしょうか。はい、ほかにいかがでしょうか、委員の方。

最後に私から確認が2点と、それから質問が1点なんですが。今日頂戴しました3ページ、県のご説明の です。上から5～6行目なんですけれども、7行目かな。「新規事業ではなく、同一事業として取り扱うこととされています」ですが、取り扱うこととするという主語は何ですか、これ。下水道法ですか、それともどこがそういうことを指示するのですか。

(下水道室)

これは「更新事業が国庫補助採択されることから、新規事業でなく同一事業として取り扱うこととされています」ということは、国の方からのご指導ということになります。

(委員長)

法律でしょうか、行政指導でしょうか。

(下水道室)

法律ではないです。そこまでは明記されおりませんので。

(委員長)

はい、わかりました。それから、ということは都市下水路がこういう形で進むということは、公共下水や流域下水も同じ形で進むのでしょうか、見直しという形で。

(下水道室)

基本的には同じ考え方でございます。区域拡大をいたしまして、順次認可変更を行って。下水道法では概ね5年から7年の事業計画をまず立てなさいと。それで、面積を増やしていく分につきましては、また次の5年経った後にまた増やしていきなさいということになっていますので。

(委員長)

下水道法のもと、別に都市下水路が特殊じゃない。

(下水道室)

若干違います。

(委員長)

そうですか。ありがとうございます。そして、質問ですけれども、先ほどの委員の言われたことなんですが、例えば3ページの既設のポンプが更新というのですけれども、これは据え直すんですね、更新ということは。

(磯部町建設課)

そうです。

(委員長)

そうすると、合計値が撤去するポンプのお金と据え直すお金の合計になっているというのは、これはどういう発想で合計するのですか。撤去するポンプ、設置したときのお金ですね。これはこのポンプは撤去するのですから、そのなくなるもののお金を合算して合計値にもってくるというのはどのような発想というか、会計上どういう発想になるわけですか。つまり見直しですから、私は見直しの今のお金でいいんじゃないかなと思うんですけれども、過去のお金をここに合計するということは。

(委員)

全部足し算になっていますね。

(委員長)

だから、その足し算のなくなるもののお金がなぜ足されるのかという。

(委員)

当初の設置のときお金かかったから、費用対効果の分析のときに費用としてかかるというふうに計算をしなければならぬじゃないですか。

(委員長)

だから、さっき委員の意見を聞いていて、私ふと思ったんです。それでいいのかなという疑問なんです、私は。つまり、それは今までの効果としてはあったでしょ、今までは。

でも、見直し事業というからにはこれからなんです。

(委員)

ちょっとよろしいですか。これは私が答える話じゃないとは思いますが、今の説明から見ると、これが軸がずれたら困りますが、最初の昭和53年から78年にかかった費用を全部今のところに置き換えて計算をするわけなんですよね。だから、今更新と置かれている部分に関しては、もとあったものに更新するものの足し算をした計算として費用としてずっと計算をしなければならぬです。違いますか。だから、一番最初の352になっているところの設置と更新がないものだから、そのままそれは352。で、設置と更新のところ876を設置したところの部分で足し算をして1,350という、全部新しい形としてやり直して計算をしないといけません。だから、それは入れないとおかしいんじゃないですか。

(委員長)

でも、あれでしょ。お金のことはちょっとわからないですが、流量としては昔の流量をこのまま機能するわけですよ、新しいポンプで。ですから、もう過去のものは役は済んでしまったんじゃないかと。私がこだわっているのは、見直しということにこだわっているんです。見直しはその継続の延長だということにこだわるのか。まだ私、新規の機能が非常にあるんじゃないかというつもりがあるので。

見直しがずっと継続の延長線上だというご説明いただければ、私納得するんです。改めてちょっと新規のようなニュアンスで私考えていますもので。

(下水道室)

委員長おっしゃられますように、見直しというのは継続の事業だということでございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

結局ポンプは現在2基動いているのを、もう2基は入れ替えちゃうんですね。

(磯部町建設課)

はい。耐用年数に達しておりますので。

(委員)

入れ替えて、あと2基をさらに追加するわけですね。だから、合計4基新品を入れるわけですね。

(磯部町建設課)

はい。

(委員長)

では、ありがとうございました。特にないようですので、後ほど委員会意見をとりまとめるといことといたします。前回に比べて非常にわかりやすい説明していただきまして、大変ありがとうございました。よくわかりましたです。

では、続きまして7番の広域農道整備事業、8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を一括してご説明お願いいたします。今の下水道事業で少し時間を食ってしまいましたけれども、簡潔明瞭に40分ほどでご説明お願いいたします。それから、先ほどと同じですけれども、前回から1カ月ほど経過していますので、簡単に事業目的、施行位置、再評価を行った理由、対応方針の考え方など、繰り返しますが改めて簡潔にご説明お願いいたします。

7番 伊賀2期地区 上野市、名張市、青山町

8番 上野依那古2期地区 上野市

(農山漁村室長)

おはようございます。農山漁村室の片山でございます。よろしくお願いたします。座らせていただきます。説明に先立ちまして、広域農道整備事業伊賀2期地区の整備ルートの見直しについてお断り申し上げます。この伊賀2期地区青山町地内の霧生～高尾間につきましては、前回の委員会以降。

(委員長)

ちょっとすみません、説明終わらせてください。伊賀2期の資料どうですか。ごめんなさい。どれを見ればよろしいですか。

(農山漁村室長)

具体的にはご説明させていただきますけども、このなしで若干資料なしでお断りさせていただきますと思いますので。

(委員長)

そうですか。はい、わかりました。

(農業基盤室長)

もう一回させていただきます。説明に先立ちまして、広域農道伊賀2期地区の整備ルートの見直しという形でお断りをさせていただきますというふうに思っております。恐縮でございますが、この伊賀2期地区の青山町地内霧生～高尾間につきましては、前回の委員会以降ルートの見直しについてほぼ国、これは農林水産省でございますが、国の内諾が得られましたため、今回見直し後のルートをもってご審査いただきたくお願い申し上げます。

詳細は後ほど伊賀県民局の室長から資料をもってご説明させていただきますと存じます

が、今回ルートを見直しましたのは同地区の青山町霧生～高尾間の約3 kmでございます、この地区につきましては用地関係の問題解決に相当の時間がかかること、さらに現道県道蔵持～霧生線の拡幅により対応することが、コストの面におきましても効果的であるということから、関係方面と調整、協議を進めてまいりました。その結果、ようやく8月末に東海農政局と協議を終了し、年内にも本省でございますが、農林水産省と国交省との協議ができる見込みとなりました。今回、見直した内容でご審議いただきたくお願い申し上げます。

一旦私どもが行いました再評価内容を訂正いたしまして、再度審査をお願いすることは大変申しわけなく存じますが、補助事業としての性格もございまして、こうした次第になりましたことをご理解いただきたいと、何卒ご審議を賜りますよう、説明に先立ちましてお願い申し上げます。

(委員長)

お願いいたします。

(農山漁村室長)

それでは、まず午前中の説明事項ということで、全体のご質問にお答えする形で、のち2路線についてご説明させていただくという形で運ばせていただいてよろしゅうございますか。

(委員長)

どうぞ、農道全般から入ってください。

(農山漁村室長)

はい。農道全般ということで、時間の関係もございまして簡単に申し上げます。その辺をお許しいただきたいと思います。まず、資料4-3、P1をご覧ください。上川ということでございます。農業事情でございますが、4-3資料P1をご覧ください。よろしゅうございますか。上川地区のP1でございます。4-3のP1で全体に対するお答えということで、私どもここで文章で。

(委員長)

この4-3。第3回の青付箋の4-3。

(農山漁村室長)

インデックスの4-3上川でございます。4-3の1ページでございます。よろしゅうございますか。

農業事情ということでございます。この5路線につきまして、この一覧表のとおりでございます。農地、農家数とも厳しい農業情勢を受けて減少傾向にございます。しかしながら、三重県全体の状況を見ていただきますと、ここにも同じことが言えると思いますけども、その一方で農地の利用集積の拡大に努めておりまして、地域の中核的な担い手の確保

に努めております。その結果、数字もこの年につきましては上がっております。今後はこの方向で規模の拡大を図ることで、認定農業者等の担い手を中心とした農業振興を図ることとしておまして、そのためにも私ども農道の整備により流通の合理化とかコストの低減を図ることが重要というふうに考えております。

次に、2ページをご覧になっていただきたいと思っております。用地買収の単価一覧表ということで、ここにお示しをさせていただいております。用地買収でございますが、地域により地価の高低もございまして、また、バブル期とか買収時期によっても単価の変化がございまして、この辺の事情をご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、項目3のコスト縮減についてでございます。これにつきましては、床上げの必要性ということでございまして、ほ場整備に際しまして、客土で床上げを行い、埋蔵文化財等の保護をいたしております。また、中山間地域におきましては、整備後水田との高低差が拡大し、農道の利用に支障が生じる場合がございます。この場合、農道工事で発生した残土を利用し、農地の床上げを行い、この問題の解決を図っております。なお、残土量と床上げの土量は必ずしも見合っておりません。しかしながら、例えば複数年で対応したり、他の公共事業により発生した残土を活用したり、また逆に他の公共事業への残土の活用を図る等調整をしながら、コスト縮減の見地に立って対応しているところでございます。

ご質問項目4、ほ場整備との関連でございます。ほ場整備と広域農道整備事業とは別の事業でございますが、先ほど項目3のご質問でご説明申し上げましたように、ほ場整備に際しましては床上げが必要な場合など農道事業で生じた残土の活用を図ることといたしております。

続きまして、項目5ということで、事業規模と工期、コストの関係という形でございます。私どもこのご質問を受けまして、4ページ以降グラフを作成して検証いたしました。その結果、工期とコストにつきましては事業規模も含めまして、相関関係にはないというふうに、私どもなりに判断しております。なお、全体にかかるご質問でB/Cにつきましてはご質問いただいておりますので、この項目にはございませんが水谷副参事より費用対効果分析につきましてご説明申し上げたいと思っております。

(農山漁村室)

それでは、引き続き資料6ページでございますが、各委員の方からの費用対効果の質問がたくさん出されておりますので、この質問事項ということで、農免の依那古地区を代表してB/Cの説明をさせていただきます。

朝日委員の質問の中で、まず1- で費用対効果の計算根拠について説明します。それから、国交省のマニュアル等で利用している単価や定式化について説明ということでございますが、今から説明します農道のアクセス効果とか、他の地区で出てきますレク機能効果等は、国交省のマニュアル単価を利用しております。それから、生産性の向上として整備後でどのような根拠で台数が変わってくるのでしょうかということについても説明させていただきます。それから、労働時間短縮便益、アクセス時間短縮便益の算出根拠データ、その調査方法などを示してくださいということにつきましても説明させていただきますが、アクセス時間の調査方法といいますのは、ちょっと口頭で申しわけございませんが、現道から計画道路へ流入するという予測のもとに交通量調査を行いまして、そちらから流入す

る台数を推計しております。それをもとに計画台数を決めております。

それでは、費用対効果の説明をさせていただきますが、ちょっと資料が抜けておりますので、8 - 2の依那古2期地区の14ページをお開きいただきたいと思います。インデックス8 - 2農林漁業用農道の上野依那古2期地区の14ページ。よろしいでしょうか。

(委員長)

8 - 2。耳が下の方に付いています。

(農山漁村室)

8 - 2の14ページ、これが依那古地区の全体の経済効果の内訳でございますが、5地区に共通しましたテーブル3のアクセス環境の向上。これは農道を通る一般車両の効果でございます。それから、テーブル6生産性の向上。これは営農にかかる効果の算定でございます。この2つにつきまして、7ページ以降で説明をさせていただきます。

まず、7ページでございますが、画面に出ておりますように、生産性の向上ということで、農業に関する輸送の算定の図面でございます。これにつきましては、区域1、2、3とございますが、これが今回の赤い区間の農道の受益面積、受益区域でございます。区域が分散しておりますから3つに分けておりますが、右下に1地区、2地区、3地区というふうに書いてございまして、現道の国道を通るルートに対して農道ルート、計画でございますが、そちらを通過して二重丸がしてある所が各区域の中心といたしますか、中心から右上にありますカントリーエレベーターへの輸送についての効果を算定する資料ということになっております。

次、お願いします。次が二次輸送ということで、一次輸送といたしますのは農家からほ場へ行く通作もしくはほ場からカントリーエレベーター等へ生産物を運ぶ輸送一次ルートといたしますが、二次輸送といたしますのは生産物を市場とか区域外へ持っていくということを考えております。この場合につきましては、カントリーエレベーターの方へ米とか小麦、大豆等が調整のために運ばれますが、それを区域1の中にございます倉庫という所へ運ぶ輸送路を二次輸送として算定しております。これも現道の2.7kmと書いてございます県道を通るルートしか今はございませんが、1.8kmと書いてございます下側の農道ができれば、2.7kmに対して1.8kmで輸送ができるという資料でございます。

それでは、あとペーパーの方で9ページの方から個別に説明をさせていただきます。今、お話しした内容を9ページの方では農業の生産性の向上効果ということで、40年間の耐用年数で10億円という数字が書いてございますが、これの考え方につきましては、現状と整備後に対しての比較、その差を効果としております。

ここに書いてございますのが、生産物を輸送します輸送車両の現況の輸送車両は年間で57,699台でございますが、一次輸送、二次輸送とを足した台数でございます。それが整備後になりますと、輸送する生産物は同じでございますが、輸送車両が大型化されたり、それから輸送距離が短くなったり、走行速度が高くなるということで、輸送延べ台数は大型化によって年間28,438台。この差によりまして29,261台の効果を金額換算しております。

それから、その右側に行きますと、輸送距離が変わることと、平均速度がこの地区では現況の平均速度が20km、計画が40kmという平均速度になっておりまして、それから計算

しますと現況では42,313時間が、計画では速度が速くなるということで18,136時間。その差額の24,177時間が短縮効果、輸送時間が短くなるということで。

その下に行きまして、労働時間短縮便益額。短縮時間といいますのが24,177時間×時間当たり労働単価、後ろの方にありますが1,830円という単価を掛けまして、年間4,580万円、これの40年間の現在価値で計算しまして908億円。それから、生産経費節減便益額につきましては、低減台数が29,261台に対して、車種別の時間当たりの走行経費を掛けますと511万ということになりまして、これの供用期間40年間で1億円。合わせて10億820万という40年間の効果を算定しております。

続きまして、10ページでございます。これはアクセス環境、つまり農道を利用します農業以外の車両、一般車両の効果について算定したものでございます。これも先ほどと同じようにアクセス距離、現況が4km、県道を通りますと4km。整備後の農道を通りますと4.1kmでございますが、これによりまして距離は延びるわけでございますが、走行速度が20kmから40kmになるということで、アクセス時間、走行時間の合計でございますが、年間25,988時間が13,319時間、時間短縮が12,669時間の短縮になるということでございます。

これによりまして、その下でアクセス時間短縮便益。こちらでも短縮される12,669時間に労働経費1時間当たり1,830円を掛けますと、年間5,690万円。これに供用期間40年を掛けまして11億2,800万円。アクセス経費節減といいますのは、アクセス短縮距離が反対に532,000kmから519,000kmで12,994km増えますが、車の経費につきまして20kmから40kmになるということで、乗用車でいきますとキロ当たり13円が、40kmになりますと11円になるということで、速度が上がると車の経費が安くなるということで、この経費年間170万円でございますが、これの40年間の現在価値で3,410万円という効果を考えております。

それから、その下で交通事故が減る交通事故減少便益。年間80万円でございますが、40年間で1,650万円。環境改善効果。二酸化炭素とか硫黄、NOx等の改善ということで、年間10万円でございますが、40年間で130万円という効果をはじいております。

11ページ以降がこれの算定根拠でございますが、ちょっと時間の関係で説明続けさせてもらってよろしいですか。

(委員長)

委員、いかがですか。

(委員)

見ればわかるので簡単に。

(農山漁村室)

よろしいですか。それでは、ページをめくっていただきますが、11ページがアクセス効果ということで、耐用年数40年、供用前の便益の扱いというのは1区間がもう既に開通しておりますから、供用前に効果が発生するということで勘案するということで考えております。それから、路線の内容。道路延長が現況は4km、計画が4.1km、2車線。それから12ページで、アクセス車両の内訳でございますが、乗用車が日当たり183台、普通貨物が173台、合計356台。計画も同じでございます。走行速度が現況の20kmから40kmに変わ

ります。13 ページは現在価値に換算した表でございますが、評価年度 2004 年の前の昨年から効果が発生するというので、供用開始の 100 に対して 51%を 2003 年から計上しております。

14 ページ、これは結果のまとめでございますが、アクセス効果につきましては、アクセスの機能向上便益、それから交通事故減少便益、環境改善便益というこの 3 種類がございます。こちらがそれをまとめたものでございますが、これの原単位等は 17 ページ以降で上げております。17 ページは交通事故減少便益につきまして、規定の数値に対して原単位というものを決めておまして、これに距離とか速度というのを掛けて求めております。その右側が環境改善便益の NOx と騒音と二酸化炭素の原単位でございます。

それらから、15 ページに戻っていただきますが、これが便益の現在価値算定表ということで、この表で示しておりますのが評価年度は 2004 年現在でございます、そこを 1 としております。それから、割引しということで、将来の金額を今の時点で評価するというので、年間 4%の割引率ということで計算しておりますから、2004 年が 1 に対して来年以降順次率が下がってくるということになります。それに対しまして右側でアクセス機能向上便益の車種別の年間の便益比。乗用車でございますと 2009 年供用開始の所で年額 2,460 万円、普通貨物で 3,230 万円。合わせて 5,690 万円の価値を現在価値に替えますと、4,670 万円になると。

同じようにアクセスの経費、それから交通事故、環境改善、これをずっと下へいきますと合計の所でアクセス時間短縮の現在価値が 11.28 億円、アクセス経費の便益が 3,410 万円、交通事故が 1,650 万円、環境便益が 130 万円。合計現在価値に直しますと一番右の下でございますが 11 億 7,990 万円になると。これがアクセス効果の合計でございます。

続きまして、もう 1 つ農業につきまして説明させていただきますが、19 ページでございます。農業の効果といいますのは、一次輸送から二次輸送、それから資材とか物を伴わない通作交通という、この 3 つの効果がございます。それで、ちょっと作物名が抜けておりますが、と でございます。生産量の 2,772 トンといいますのは水稻、米でございます。71 トンが小麦でございます。46 トンの生産量が大豆でございます。これにつきまして、生産量、生産資材量、商品化量というのは、このページの右に換算率が書いてございますが、これによって換算して生産量をカウントしております。

この生産量に対しまして でございますが、車種別に距離を掛けまして、それから平均速度を掛けまして、輸送時間、輸送距離を出しております。こちらでいきますと、現況は動力運搬車が 4 割、軽トラックが 4 割、小型中型トラックが 1 割となっておりますが、計画道路ができたときには動力運搬車が 5%、軽トラックが 3 割、小型トラックが 3 割、中型トラックが 35%ということで、計画によって車種が大型化しているという計画でございます。

同じく 二次輸送でございますが、こちらにつきまして現況と計画で車種が変わっております。それから、というのが積み卸しに伴う時間の算定でございます。

(委員長)

長くなりますので、そのあたりで結構です。例えば、私の前回質問しましたのも非常に単純で、わざわざ第 2 回目でご説明いただくような質問では、自分で言うのはおかしいの

ではないんです。と申しますのは、前回もう少し丁寧な資料があれば、今回のような長々とした回答はなかったと思うんです。ひたすら前回の資料というものは非常に不十分。したがって、私のようにベニ何とかという、「これは何ですか」とか非常につまらない質問事項が出てきます。今回の今のご説明に対しても、1つの事例でもって流れで、ページもあちこちで飛ばないで説明していただければ時間がすごく節約できるのではないかと。だんだんだんだん聞いているうちにわからなくなってくるんです。小型中型云々ということは、大型はこうです。以下、中型小型はこういうという、流れるようなものをつくっていただければ、非常に私たちは理解しやすい。

この委員会としては、もう細かいことまで、重箱の隅を突くようなことまでお聞きするわけじゃないんです。大きな流れでもって、その中の数字がどうだということをお聞きしたいので、延々長々ご説明いただいても何をどう我々聞いていいのかわからないのか、何をおっしゃっているのかよくつかめません。ですから、簡潔明瞭にと何度も申しますが、私たち県民、つまり土木屋でない者がわかる形でご説明いただきたい、この再評価委員会。

ですから、何度も申しますが、説明の工夫というものをもう少ししていただけないかと。繰り返しますが、「これ見なさい」「冊子はこちらですよ」と、それが非常に時間取ってしまう。もう少し説明を工夫していただきたい。

遮って申しわけなかったんですけども、時間が押していますので、伊賀のコリドールの説明に入らせていただきます。今申しましたように、簡潔明瞭に、我々一般人にわかるようなご説明をお願いしたい。ぜひをお願いいたします。

(農山漁村室長)

申しわけございません。以後、簡潔な説明に一層務めますので、よろしく申し上げます。それでは、佐藤室長からコリドール。

(伊賀県民局農村基盤室長)

伊賀県民局農村基盤室長の佐藤です。どうかよろしくお願いいたします。前回8月9日の説明に対しまして、事業費の増加の理由についての質問をいただいておりますので、先ほど片山室長の方からお断りを申し上げましたように、今回の見直しによりまして、結果的には減額というふうになっておりますので、見直しの内容を説明させていただくことによりまして、委員さんからいただきましたご質問に代えさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

見直しの内容でございますけれども、資料でいきますと右上に「H16再評価7-3」と書いております広域農道整備事業伊賀2期地区でございます。資料を2枚ほどめくっていただきまして、ページでいきますと2ページの方をご覧くださいと思います。資料7-3の2ページ「再評価書」というペーパーがございます。広域農道伊賀2期地区でございます。

(委員)

ちょっとよろしいですか。先ほどの説明の中で、上川地区の絵符のついている4-3の4ページ、5ページですね。これは農免農道事業の工事期間とコスト単価、メーター当た

りの単価だと思うのですが、これを三重県さんがおやりになった事例いくつかをプロットされていますけど。これざっと見て先ほどのご説明では、あまり工期期間とコスト単価で差がないようだと、差というか関係はないようだと、こういうご説明だったのですが、これは一遍しかし最小二乗法なり何なり使っていただいて統計的に処理をしてもらわないと、どうも私がざっと見るところ、これ右上がりのように見えますので、相関なしとは言えないんじゃないかと。非常に多種多様のデータを入れていきますから、こういうふうにはばつくのは当然だと思うんですけども、ちょっと統計的な処理をやってみていただいた方がいいと思います。

(委員長)

はい、それは宿題にしてください。実は私もちらっと思ったのですが、1点だけ飛び抜けた点がありますから、上の方に。最小二乗法なり何なりやるときに、全部をデータとしてぶちこむのと、飛び抜けた一番上1点を省いていっぺん式に当てはめていただくとありがたい。これは宿題でお願いいたします。

(農山漁村室長)

はい、わかりました。

(委員長)

ごめんなさい、続けてください。委員、いいですか。では、続けてもらえますか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

では、2ページの方をご覧くださいと思います。見直し後の内容につきまして、赤字で表現しておりますので、このようにご理解お願いしたいと思います。事業の概要でございますけども、まず目的の欄でございます。農産物の流通の合理化、農業施設の広域的利用と生産環境の近代化を図り、併せて地域の利便性を図るということです。農道の延長としましては、全体でございますけども、93 kmのものが92 kmというふうになりました。うち広域農道につきましては、46.4 kmから44.9 kmということで、1.5 km少なくなっております。このうち今回再評価でお願いしております伊賀2期地区につきましては、34.6 から33.6 kmになっておりまして、うち農道区間につきましては20.7 kmから17.6 kmになっております。橋梁工につきましては、14 から6ということで減少しております。

再評価の経緯でございますけども、ご覧になったとおり一定期間が経過しましたので、要綱の2条に基づいて再評価を行いました。

進捗状況と今後の見込みでございますけども、用地買収に着手し工事に着手してきたわけでございますけども、11年度に再評価を受け、これまで事業費ベースとしましては88%、76%が88%ということになりました。これは冒頭に申し上げましたように事業費が減額になってきましたので、分母の数字が少なくなった。その結果88%ということになりました。差し引き残事業は24%が12%となっております。今後につきましては、財政事情厳しい折でございますけども、県民しあわせプランの重点化事業ということに位置づけされておりますので、18年度完了に向けて鋭意努力をしてがんばってまいりたいと思います。

3の事業を巡る社会経済状況の変化でございますけども、16年度現在の全体事業費は108億8,300万円に対しまして、94億7,700万円ということで、7億6,900万円の減を計画しております。計画の主な内容につきましては、ここに文章で書かれておりますけど、後ほどパワーポイントでご説明させていただきます。要は青山町地内の計画路線のうち、私ども農林区間担当の約3kmにつきまして、この区間が建設部の担当に変更したということによりまして、減額になっておるところでございます。

周辺環境の変化でございますけども、東南海地震における防災避難道としても位置づけられておりますので、早期に完成してまいりたいと思います。財政事情は厳しい折でございますので、さらにコストを縮減して取り組んでまいります。

次に、費用対効果の分析ですけども、これは伊賀地区全体で算出しているところでございます。費用対効果は現時点では2.21というふうになってございます。

地元の意向でございますけども、早期完成が要望されております。

コスト縮減につきましては、発生しました伐採木のチップ化をしたりとか、残土の有効利用でほ場整備の床上げ等に利用しまして、このようにコスト縮減を図っておるところでございます。

環境対策につきましては、生物がはい上がれるような設備で取り組んでいるところでございます。

以上が概要でございます。その主な内容としまして、事業費が減になってきた理由につきまして、絞ってご説明させていただきたいと思います。パワーポイントの方でご説明させていただきます。正面の画面をご覧ください。正面の画面をご覧ください。

資料としましては11ページの上の図面が、今正面のパワーポイントに表現されておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。赤の部分が約3km、私ども当初農林サイドで計画をさせていただいたところでございますけども、この赤の沿線沿いの土地につきましては、公図が混乱をしております。混乱といいますのは、法務局の公図と土地の所有者が異なったりとか、土地の境界線が確定しないとか、公図のところには名前があがっているのですが現地がどこにあるかわからないとか、そういったようなことで赤の計画路線付近の土地の公図が混乱していたということで、なかなか事業用地の確保が困難という状況になっておりました。

そこで、今赤の区間から上で示しました黄色の区間でございます。この黄色の区間が先ほど申し上げました資料についてでございます。県道蔵持～霧生線という現在ある県道ですけども、この区間につきましては公図混乱もほとんどないということで、用地の取得もしやすいということで、この区間につきまして約2kmに相当する区間でございますけども、この区間を建設部の方で道路改良していただくというふうな協議が整いました。よって、私どもから見れば3km分に相当する延長が少なくなりました。その分、2km分ですけども、建設サイドで事業をやっていただくというふうな見直しになりました。

これが主な見直しでございますけども、申しわけございませんが、再度資料の1ページに戻っていただきたいと思います。こういった見直しによりまして、現在農水省の方と協議の手続きをしているところでございますけども、ここの下の表に掲げさせてもらいました伊賀2期地区の見直し後の内容としましては、現計画では事業費が108億8,300万円に対しまして、見直し後の計画としまして94億7,700万円。差し引き14億ほどの減額とな

りました。延長につきましては先ほど申し上げましたように、赤の部分が農林区間の担当から建設区間になりましたので、私どもの方から見た延長の減としましては約3kmの減でございます。

経済効果に対しましては、見直し後は私どもの事業費が減少しましたので、2.56というふうになっております。15年度末の事業費ベースにかかる進捗率は88%というふうになります。16年度以降につきましては、11億ほどの事業費がありまして、延長5.8kmでございます。完了年度は18年度を予定しているところでございます。関係地元市町村からも早期完了が熱望されておりまして、私どもも事業効果の早期発現ということで、見直し後の計画によりまして、今後もコスト縮減を図りながら、地震時における防災避難道としても活用できますよう、18年度完了に向けて鋭意整備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

その次に、農免農道の説明に移らせていただきます。代表説明でございます。資料は右上に「H16再評価8-2」と番号のついた資料でございます。

(委員長)

ちょっとお待ちください。今の伊賀2期についての前回それぞれ委員の方から質問ございますけど、それは後で一括してということですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

進め方の中で、各県民局私ども重要な質問に絞ってという。質問の数が多いので。各委員さんからたくさんご質問いただいておりますけども、各県民局において重要な質問に絞ってご質問をという進め方でありましたので。私どもとしましては、委員さん方の中から、8月9日の説明に対しまして事業費が上がったのはどうしてかというご質問をいただいておりますので、見直しによりまして逆に今こんなふうになりましたということをご説明させていただきまして、質問に代えさせていただきたいと、こういうふうに思いまして見直しの内容について説明をさせていただいたというところでございます。

(委員長)

ということは、今のご説明で少しおっしゃった回答に代えるということですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

はい、そういうことでございます。

(委員長)

わかりました。そういったことを要所、要所、ちょっと挟んでください。どうぞ続けてください。

(伊賀県民局農村基盤室長)

申しわけございません。「H16再評価8-2」という資料をご覧になっていただきたいと思います。農免農道の上野依那古2期地区でございます。めくっていただきまして再評

価書というのがございますけども、よろしゅうございますか。再評価書という概要がございます。8 - 2でございます。右上に四角で「H16再評価8 - 2」と書かれた資料でございます。よろしゅうございますか。

事業の目的・内容でございますけども、この地区につきましては上野市の南部、木津川右岸に開ける米を中心とした農業地帯でございますけど、皆さんご承知のことかと思えますけども特に伊賀米ということで産地として付加価値の高い農業が営まれている地域でございます。基幹となります農地のほ場の整備はほとんど行われているわけですけど、基幹となる農産物の集出荷とか、そういう基幹農道が整備されていないということで、今回生産流通の基本となる農道整備を計画させていただきました。依那古2期地区につきましては2,213m、舗装にしまして1,400㎡の事業でございます。

評価を行った理由につきましては、先ほどと同様に一定期間が過ぎまして同第2条に基づいて再評価を行いました。

事業の進捗と今後の見込みでございますけども、測量設計をしまして工事着手しているところでございます。でございます。平成7年度に工事を着手し用地買収を行ってまいりますが、一部土地の問題で裁判中であつたりとか、それから当時上野南部という開発計画がございまして、県外の大阪・奈良といった関西方面の方が土地を押さえられた。そういった用地買収に日時を要した。そういったことで、工事が遅くなつておるところでございます。

これまでの進捗率は事業費ベースで37%でございます。残りの延長が2,100mほどでございます。環境調査につきましては、計画路線内の山上で上野市の天然記念物でありますタニヘゴという植物とか稀少生物が確認されましたので、この部分を避けた形でルート変更をさせていただきました。その結果、下にも掲げておりますけども、その結果約187mほどの延長が増え2,400mになりましたけど、見直し後の延長が水田のほ場の道路を拡幅するというので、金額的にはほとんど変わらないという結果になっております。

次のページをめくっていただきまして、環境変化でございます。平成9年に上野新都市がオープンして、当農免農道を利用する方も増えてきましたということと、カントリーエレベーターの運搬も可能になったということで、早期完成が望まれております。

事業効果でございますけども、1.31というのが、現在では1.67というふうになっております。

地元の意向につきましては、現在この図面でいきますと、ピンクで塗った左側に木津川、その木津川に沿って国道422号線というのがあるんですけども、後から説明申し上げますが部分的に場所の狭い所もあり、交通量も多いという所でございます。この事業の早期完成が望まれているところでございます。

コスト縮減につきましても、先ほど申し上げました広域農道と同様にコスト縮減を図りながら、早期完成に努力してまいりたいというふうに思っております。

この依那古2期地区の中で、各委員さん方から質問をいただいているところですけども、代表的なところということで回答をさせていただきます。副委員長さんの方からいただいております現道拡幅の代替案を検討しなかったのかどうかというご質問をいただいておりますので、この質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。資料の1ページ、1番とふった番号のところでございます。1 - の副委員長さんからの質問でございます。

この現道改良といえますのは、先ほど私が申し上げました国道 422 号線を改良して利用したらどうか、効果が出るんじゃないかというご質問でございますけども、この現道国道 422 号線は改良しても一定効果が見込まれると思うわけですが、部分的に狭い所がございますして、こういった所を改良しないと計画どおりの通行ができないというところがございますして、私どもちなみに部分的な所がどれくらいあって、改良するのに費用がかかるかというところを算出しております。

6 ページの図面をご覧になっていただきたいと思えます。図面の 6 - 1 と書いてある折込みの図面でございます。中央部に木津川という河川が流れておりまして、その・・・(テープ交換)・・・図面の中央部に国道 422 号線と近鉄伊賀線にこういった踏切がございます。この踏切も非常に狭い。それから、この踏切から左側の方へ進みますと宅地が密集しておりまして、着色しました宅地の移転をしなければ拡幅の工事ができないという現状でございます。費用的にこういった踏切の改良なり、宅地の移転なりをしていきますと、迂回路も必要になるわけですが、私どもの農免農道事業の費用より上回ってしまうというような試算が出ております。それから、さらに道路管理者の方におきまして、この道路の改良に現段階では計画がないというところがございます。また、ここにも掲げさせてもらいましたように、農免農道というのは国道を改良する、そういった対処をしております。そんなことから総合的に検討しまして、副委員長さんをご提案していただきました代替案というのは大変難しいという状況でございます。以上でございます。

(農山漁村室長)

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。要所に絞って 2 地区ご回答含めて説明いただきました。忘れないうちに、午後からまたふるさとがありますので。事業概要ですけど、前回説明いただいたこととまったく同じことは説明していただかなくても結構なんです。冒頭申し上げましたように、1 カ月たっておりますので、思い起こす範囲で結構です。同じことを説明していただくと非常に時間の無駄になります。ですから、各項目で要点要点を押さえていただければそれで結構ですので、よろしくお願ひします。

今、2 地区ご説明いただきましたけれども、ちょっとお待ちください。進めてよろしいですか、事務局、質疑。

(公共事業運営室長)

もうお昼になりますので、どうでしょうか。

(委員長)

過ぎたんですけども。質疑中断するよりもしてしまった方が。

(公共事業運営室長)

わかりました。では、続けてください。

(委員長)

はい。それから、今の2地区それぞれ別途個別に質問されている方もございますけれども、いかがでしょう、補足。再度質問されても結構ですし、確認されてもいいですが、どうぞ。

(委員)

最初のこちらのB/Cの細かい単価等を細かくご説明いただきありがとうございました。まず、最初の方、例えば回答書の方の最初に確か農地とか農業事情の全体の話のところをざっと資料を見させていただいたりいたしまして、質問事項の方を順に見ていきましてけれども、1つは、この農道整備事業というのは、今までの農業の生産活動がかなり減少しているから、それは減少しているというのはなぜかということを見ると、例えば農道の不備が農業生産にかなりマイナスに働いていると。だから、基盤的な整備をしないといけないという位置づけで考えられてまずいるのでしょうか。

(農山漁村室長)

農道という部分は、やっぱり時代の変化に対応するんですけど、基本的なもので、流通経路の効率化という形で、要は非常に対してハンディキャップを克服するという部分も当然ございます。そういう中で日本の農業というのは日本だけではもう競争という部分はなくなってしまったので、今ここで申し上げましたのは、農地なりそういうものは残念ながら減少傾向にあると。しかしながら一方で、私ども農政全体としては要は規模の集約化を図りながらプロの農業士さんを養成して、創意工夫のある農業でがんばっていくこと。そういう中で当然流通経路にハンディキャップがある場合は、農道という部分が大きなハード面のサポートというふうに考えております。以上です。

(委員)

わかりました。例えば、減反面積なんかは、今の伊賀2期のこちら、それから上野の方も減反面積が増えていますよね。そういう状態で生産物が減っているのに、何でその整備をするのだろうか。その採択時のときよりもかなり増えているという、まず1つ事情があるのではないか。

それからあと、生産物の生産量についての補足のデータが何もないので、ある狭い地域の中で集約化が図られて、生産量が増えているのか、ちょっとそのあたりがうまくわかりませんが、B/Cのときに計算をしたときに、確か生産額はまず一定で当然計算しているわけですよね。ただし、生産額が下がってれば結局はそれほど利用率が高くないんじゃないか。要するに、生産額を基準にしてこれだけの運び入れるトラックの台数であるとか、そういうのがすべて計算されているわけですから、それが要するにそれほど便益が高いんじゃないじゃないかなというような、これはちょっと私の直感なんですけれども、そんなような感じがいたします。

だから、少なくなっている所を整備するために補足するために、さらにまだ今回再評価ですけれども、その評価をこのまま続けていくのかといったときに、どうなんだろうとい

うのが少しちょっと思ったところです。

それから、例えば県の状況というところを見てみると、例えばここもちょっとデータがよくわからないのですが、専門農家というのはすごく増えているけれども、農家数というものは減っているんですね。何か基準が、例えば認定農業者の人数が平成8年から平成15年になって増えていたりするので、何かデータで読みの変更があるのではないかなというような感じがいたしますが、そのあたりはどうでしょうか。

(農山漁村室長)

今申し上げましたように、これから農業はやっぱり付加価値を高めて、要は集積を図って規模の拡大も含めて、この部分ですので、そういう意味で受託といいますか集団営農みたいな形で、そういうことでプロというものを増やしていくと。そういう意味で、そういう結果がこの数字で表れております。

(委員)

ということですか。例えば、認定農業者が。

(農山漁村室長)

認定農業者も専門農家の人も、ある面で言ったらプロの農業者という形ですよ。兼業さんというのは、働きながら5反とか6反とか、そういう農業をやってみえた方なんです。今、農業というのはご承知のことで恐縮なんですけども、国内だけじゃなしに世界からもいろんな農産物ありますね。そういう中で地産地消、安心安全みたいなものを1つの切り口としながら、規模の拡大で生産効率を上げる。そういう中でプロの農業の担い手という部分で農業の道を切り開いていこうと、このような考えでおります。その結果がこの部分で表れてきたということです。

(委員)

農家人口というのは兼業農家も含んだ数字ですか。

(農山漁村室長)

当然そうです。農家人口というのは兼業農家も含んでおります。ですから、その人は逆にプロの人に農地を預けて、おいしい米を強いノウハウをもって安全安心な部分で、例えば、10haだったら10haやっていただくと。その人はプロになりますという形です。

(委員)

例えば、この認定農業者というのはどういうことなんですか。認定農業者という人数が出ておりますけれども。

(伊賀県民局農村基盤室長)

具体的な数字はちょっと定かでないところもあるのですが、各市町村が先ほど申し上げましたように農業収入で生計を立てている、いわゆるプロの農家の方。例えば、年収とし

まして 800 万以上あるとか、そういった方を市町村の方が「あなたは認定農業者です」ということで認定する。そういった方を示しているということです。

（農山漁村室長）

一般にプロ農家というふうにお考えになっていただければ結構かと思います。

（委員）

多分、委員長が農地、農業事情を事業採択時と今回の評価時で対比する形で説明してくださいというのは、採択のときと今回評価するときが状況変更がどれくらいあるんだろうかということ位置づけて、こちらの質問事項を今回出していただいたと思うんですね。どう見ても、例えば減反していたり、それほど農業自体が確かに今だんだん目減りしているところを立ち上げるために農道をつくって、それでこれから農業の活性化を図るというのも 1 つの方策なんですけれども、もう 1 つのポイントは全体が目減りしている中でこれだけの資金を使って、まだこの後していくかどうかというのは、この評価委員会の中で重要なポイントとして議題に上げなければいけないのではないかと、私の方は思うんですけれども。

（農山漁村室長）

その視点も必要かと思いますが、県としましては農業政策とか、県の農業の方針というのがございまして、減反とか農業生産額は減少しておりますが、施策としての食糧の自給率の向上とか、それから地域での生産とか、農業というのは生産高だけではなくて、生活の場でもありますから、職場でもありますから、そういうことを総合的に考えまして県の施策として必要であろうということで、そういう事情も考慮しながらやっておるということでございます。

（委員）

あともう 1 点、最後に質問させていただきたいのですが、今回こういう形で B / C の数値なんかはほとんどがやっぱり便益がすごく高めにできていて、多分これ単価であるとか、確か割引価値を計算するときの 4 % の比率にしていたら、当然これは絶対便益が高くなるというのが、現状の実態から見ると。だいたい今 4 % ということは多分ないと思うんですね。実際に実証研究私していますけれども、ちょっと高めになりすぎているのではないかなというふうに思います。ただ、今回算定しているのは、国土交通省であったり、出されている基準を使っているから当然高くなってみえているというような感じがいたします。ですから、少し便益がプラスに出ているのはどれもそうなんだろうなというような、直感的な私の印象が 1 つあります。

それから、そういう形で考えてみると、少しどうも費用便益分析の 1 を上回っているということで、だから OK だというふうに考えるのはちょっと難しいのかなというふうな感じがいたします。例えば、この農道を使っている利用者が、本当にこれを欲しているのかというような視点というのは、1 つもどうもないように見受けられるのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

(農山漁村室長)

まず最初に割引率の4%でございますが、現在の市場金利は「0.何%」でございますね。それを使えばもっと価値が出るということになります。4%よりも0.何%やれば割引率は小さくなりますから、現在の10億円は20億円とかいう形でもっと出るという形になります。

(委員)

社会的割引率ですよ、この試算は。

(農山漁村室長)

ええ、市場金利です。

(委員)

何となく数値をそのまま単純に4%と使うデータ自体が、何かすごく不思議な感じがするんですけども。

(農山漁村室長)

これは県の評価システムで、国もそうなんです、統一的に4%というふうに決めてあるということで、このシステムでいきますとそれを使うということになるんでございます。

(委員)

もう1点の方はどうでしょうか。

(農山漁村室長)

ここの調書にも地元という部分があって、例えば伊賀のコリドールにせよ、まさに首長さん地元の方も含めて、陳情行政ではないんですけども、道路網の一環としても、農道だけではなく道路網の一環としても早期整備をという形で。その意味で佐藤室長言いましたように、地震対策としても重点プログラム。その辺については、我々も地域の要望を踏まえてという形でしておりますので、これはご理解いただきたいというふうに思っております。

(委員)

それで納得するかどうかは別として、一応お伺いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。委員、先。

(委員)

いくつか資料についてお伺いしたいのですが、7-3伊賀2期というインデックスの付

いたやつの10ページ伊賀コリドールロードの全体の地図がありますよね。先ほどパワーポイントでその次の絵柄を見せていただいて、既存道路を利用した計画の見直しということで変わりましたという説明をしていただいたんですけども、これはコリドールロード全体の中のどこなんでしょう。

(伊賀県民局農村基盤室長)

今、赤で示している、青山町地内の緑の点々で示した所が、私ども農林担当区間から建設担当区間に見直しをさせていただいた所でございます。今、赤で示した所ですね。赤の光で示した所、青山町地内の。その所をアップにしたのが11ページのこの部分でございます。今、お手元の資料の11ページのこの部分でございます。

(委員)

ということは、農林から建設区間変わったとおっしゃって説明をしていただいた部分は、もう全体のコリドールロードの地図の方に既に訂正がされていて、建設区間の色になっているわけですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

そうでございます。

(委員)

それから、そういうふうのコリドールロード全体の中で、農道の部分と建設道路の部分とあるように色分けをしていただいてあるんですけども、この箇所以外の建設区間になっている所は当初から建設区間のつもりであって、農道から建設区間に計画の途中で変わったというのは、今回ご説明のあった区間のみなのですか。それとも別にも。

(伊賀県民局農村基盤室長)

そうでございます。

(委員)

今回の所のみですか。それから、すごく細かいことですけど、資料の2ページの事業目的及び内容の所、ごく単純なケアレスミスだと思いますけれども、92kmを行を変えるような資料のつくり方というのは、ちょっと大変見にくいので注意してください。

(伊賀県民局農村基盤室長)

申しわけございません。今後注意します。

(委員)

...してください。それから、要するにこのときのご説明でありましたように、この部分が建設区間になりましたと。で、事業費としてはその部分のこちらが考えていたお金が、こちらが負担する分じゃなくなったので減額となりましたと。それから、延長も減になり

ましたと。そういう表でしたよね。進捗率も変わりましたという話だったと、流れだったというふうに私は理解したんですけど。ということは、先ほどご説明の中で、工事費のアップはなぜかというようなご質問がありましたけれども、「この説明で代えさせていただきます」みたいなおっしゃりようをされたというふうに覚えています。

これは結局、6月か7月にいろいろ今まで協議をされていたのかもしれませんが、ここの所は公函混乱があるので建設区間の方に改めてほしいと、そういう計画にしたいというのがまとまって、建設区間になりました。全体の農道としての長さは減り、事業費も当然減り、であるからして進捗率は増え、という話ですよ。これは極めて当然の話で、だから減額を努力してしましたという話では全然ないし、工事金額が増額したのに対する説明という意味では説明になってないんじゃないかというふうに思うんですけども。

(伊賀県民局農村基盤室長)

ちょっと私、説明が不足しておったかもわかりませんが、8月9日にご説明させていただいたときの説明資料は、見直し前の資料で説明しましたので、その結果事業費の増というご質問、その結果事業費増の理由はどうかという質問をいただいていたところ。今回、見直しをさせていただいたことによって、結果的に事業費が減額になってまいりました。

(委員)

それはだから、その分の道路がよそがすることになったから、うちは安く上がりますよというだけのご説明であって、工事費全体が高いんじゃないか、安いんじゃないかという議論のお答えにはなってないんじゃないですかという。

(伊賀県民局農村基盤室長)

それは、私ども国庫補助事業の農林サイドとしての事業をやっておりますので、そういう伊賀2期地区という視点で事業費をご説明させていただきました。

(委員)

それはよくわかります。ただ、私たちにとってみたら道は道ですよ、究極。ですから、国交省がお金をお出しになるのか、どこがお出しになるのか知りませんが、道にかかるお金というのはどこかには必ず出ているわけですね。

(伊賀県民局農村基盤室長)

すいません、もう一度パワーポイントを。赤の部分から黄色の部分になるわけですけども、赤の工事費分と黄色の工事費分と比較すると、黄色の工事費分が安いわけです。道路は緑から黄色を通して緑のルートになるわけです。それがコリドールで見直し後のルートになります。工事費としましても、建設サイドで黄色のルートをした方が経済的であるというところがございます。

(委員)

であるならば、最初の計画のときにもう少しそのあたり精査して、工事金額というのははじき出すべきだったんじゃないかというところまで突っ込まれてしまうような、今のご回答だったように私はお聞きしていますけど。

(伊賀県民局農村基盤室長)

当初計画、事業計画の段階では、計画の精度といいますかレベルは、計画路線内にどのような公図があって、どうなっているかというところまで一般的には農道整備計画のときにはやりませんので。採択後、細部現地に入って、公図がどうか、土地の境界線はどうかと、そういうところを調査しながら進めていくというのが手法でございます。今回、そういったことで赤の路線の現地へ入りますと、そういった公図混乱が発生しておりまして、事業用地の確保が非常に困難だというふうになってきましたので、建設部と協議しながら見直しをさせていただいたと、こういうことでございます。

(委員)

わかりました。そうしたら、今回のこの3kmの区間が、伊賀コリドール全体にとっての全体の工事費を増額する非常に大きな要因になっている3kmだったというご説明ですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

そういうことばかりでもないのですけども、私ども農道整備事業を計画する場合、やはり現在ある県道を農林サイドの国庫補助事業で少しならいいんですけど、延々と2kmとか3kmとかそういう長い距離を農林サイドで県土改良していくというのは、農林サイドの国庫補助事業のルールにございませぬので、農林サイドとしては赤の路線で当初計画をさせていただきまして、で、実施にあたって現地に入りましたら、いろいろ土地の問題等々が出てきましたので、建設部と協議をしながら今回見直しをさせていただいたというところでございます。

(委員長)

よろしいですか。納得はできないけれども、次進めてよろしいですか。はい、委員どうぞ。

(委員)

依那古の農道についてご質問いたします。資料4 - 3の上川地区の絵符のついている資料の7ページ、9ページ、10ページについてご質問させていただきます。細かいことで申しわけないのですが、友生のカントリーエレベーターに運び込む農産物の生産地域というのは、7ページの地図の上でいいますと、区域1、区域2、区域3、ハッキング色鉛筆であれしていただいているこの全エリアでしょうか。それとも一部地区の区域1と区域2に限られるのでしょうか。

(農山漁村室長)

区域3までですね。

(委員)

この区域3まで全域ですか。この全域の全農産物が友生のカントリーエレベーターに入るわけですか。9ページで地域で生産される農産物輸送量というのがありますけども、それはここに示されている3区域の全農産物なののでしょうか。それとも実際にカントリーエレベーターに現在毎年入ってきている量をカウントして、それを使っているのでしょうか。

(農山漁村室長)

19ページの一次輸送、二次輸送の生産量。

(委員)

はい。

(農山漁村室長)

質問の3ページのことでよろしいのでしょうか。

(委員)

いやいや。この輸送量というのは。

(農山漁村室長)

19ページの一次輸送の生産量につきましては、この区域の中で、説明しました米・小麦・大豆の生産量でございますが、カントリーへ行く分はこれの区域の100%ではないかと思えます。すべてではないかと思えます。

(委員)

そうすると、ここの一次輸送量というのは、カントリーエレベーターに入っている実際の量なわけですか。

(農山漁村室長)

ということになると思えます。二次輸送はカントリーから倉庫ですから、これは他地区のカントリーへ来たものを運ぶ分も入っております。

(委員)

それでは、実態に合わせて9ページの地域で生産される農産物というのはカウントされているわけですね。実態に合っているわけですね。

(農山漁村室長)

と考えます。

(委員)

9ページの輸送車両(積載量)とあるのは、これは軽トラックか何かを想定されているのですか。

(農山漁村室長)

9ページの農業輸送は、19ページを見ていただきますと車種が書いてございますが、19ページのの所ですね。現況というのが現在こういう形で、十数年前の計画時点ですが、動力運搬車から中型トラック、4割とか1割とか、これが現況でございます。

(委員)

なるほど。では、実態に合わせてカウントしていると、こういうことですね。

(農山漁村室長)

はい。

(委員)

その次に、平均速度が20 kmから40 kmに上がると、倍に上がりますよということなんです。これは現在の。これ20 kmというのは、カントリーエレベーターの所まで各地域から行く速度を実際にだいたい計ってみて出してきた値なんではないでしょうか。それとも、エリアで出した数字ですか。

(農山漁村室長)

調査はしていると思いますが、7ページ、8ページのこの矢印で書いた部分でございます。7ページでいきますと、これの現道部分ですね。木津川沿いの青山街道を通りますこの区間の平均速度が20 km。それから8ページでいきますと、二次輸送の2.7 kmの区間の速度が20 km。

(委員)

そうすると、この422号線の渋滞の関係でスピードが遅いと、ということですか。

(農山漁村室長)

そういうことと考えます。

(委員)

ちょっと私の感覚とこんなに多分差は出ないと思いますけどね。まあいいです。相当無理してつくっているあれじゃないかなと。私、この辺の現地はよく知っておりますので、そんな感じを受けるんですけど。その辺はきちんとやっておりますということによろしいんですか。

(農山漁村室長)

お願いします。

(委員長)

もう一度、委員の意見整理しますと、ここに入れた数字は原則実測値なのか、仮定値なのかということで、実測値だと理解してよろしいですか。

(農山漁村室長)

現況の速度は実測値でございます。仮定ではございません。

(委員長)

実測値。はい、ありがとうございます。委員、実測値ということで。ほかに。どうぞ。

(委員)

8 - 2の依那古2期地区の1ページに質問があります。先ほど代替案の説明を伺ったんですが、2 - について質問を追加したいということです。具体的に言いますと、前回の資料の3ページに費用便益分析の表がありまして、農道だから生産効率便益と、一般車両も通るのでアクセス機能向上便益があるのは当然だと思います。前回質問もしましたけど、水源涵養便益というものがいかなるものなのか、もう少し説明してください。もう少し言いますと、前回の表を見ますと、ほかの便益につきましては現状がいくらで、整備後どのくらい整備効果があるというふうな表示があるのですが、水源涵養便益については空欄なんですね。だから、現状はほとんど便益はないけれども、整備したら4億何某かの便益が出るというふうに書いてあるのかなと推測します。

本日の再評価の8 - 2という資料の1ページに書いてあるコメントは、現状は土地所有者がそれなりの管理をしている。だから、それなりの水源涵養便益があるわけですね。将来森林組合に委託すると、4億円分の機能が発現するということになっているのですが、この差がいかなるものなのかほとんどわからない。

森林組合に外部委託をするすと、委託費というコストは誰がどのように負担するのか、あるいは費用便益分析の中のどこに入るのかというのがわからないので、補足をお願いします。

(農山漁村室)

水源涵養便益の考え方につきまして、ご質問が出ております現状の森林管理がどのようなもので、道路整備によって誰がどう管理するかというところにお答えをさせていただきます。現在この地域は、森林法に基づいて農水省、農水大臣が水土保持林ということで指定されておって、土地の所有者が下刈りとかツル切り、間引き、枝打ちというのを行っておるところでございます。そこへ行く道が現在きちとした整備がされていないということもありまして、農道が整備されることによって、森林組合の方が維持管理するのに容易になります。で、整備がスムーズに行くということで、管理の低下を防ぐ低下分を便益で効果で計量させていただいておるという考え方でございます。

経済効率の費用便益分析としましては、水源の涵養便益としまして約1億円を計上して

いるところでございます。この1億円のもとになった面積につきましては、この地域でございますと2ページの2 - の委員からもご質問いただいている件ですけれども、森林組合の聴き取りからよりますと、80年サイクルで伐採を行っているというところでございます。この地域水土保全林が56haございますので、56haを80年サイクル。80で割りますと年0.7ha。こういった面積を伐採し植林していく。それを2年目、3年目ずっとしていくことによって、効果を提示しております。

(委員)

前回の資料だと、水源涵養便益は4億円だったのですが、1億円に便益が下がったんですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

面積カウントの間違いがございましたので、お詫び申し上げます。それで、新たに算出しましたところ、そのような数字になりました。申しわけございません。

(委員)

アクセス便益が前は5億円、今回は11億円。何かべらぼうに上がっているのですが、計算やるたびに答が違いそうな気がするのです。先ほどの委員と同じですが、これでいいんでしょうか。

(農山漁村室長)

すいません。アクセス時間の効果が上がりましたのは、先ほど委員が言われました現道の速度が当初のときは農道では20km、アクセス効果では30kmというふうになっておりましたので、今回アクセスでも現道の速度を20kmと変えさせていただきましたから、その分効果が上がったということでございます。

(委員)

先ほど実態と言われたのですが、実態だと上がりようがないんじゃないですか。

(農山漁村室長)

単純に数値の入れ間違いということで考えておりますが。

(委員長)

もう一方誰でした。ちょっと時間が押しておりますので、このご質問でちょっと昼休みとりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(委員)

先ほどからいろいろ便益について意見が出ておりますが、私が最初に委員をおおせつかったときには便益の計算が非常にあいまいで、しっかりした便益計算をしましょうというふうな流れがあって、それがここ4、5年前ほどから便益計算方法のマニュアルが出てま

いりまして、非常に今度は計算式が複雑になってまいりまして、私どもでは理解ができにくくなってまいりました。コンサルが一番儲かって、皆さんもあるマニュアルがあって、そのセルの中に数値を入れたらできあがってしまうというふうな、そういう方式に変わってまいりました。するとだんだんと先ほどからほかの委員さんがおっしゃっているように実感というか、直感というか、その道路に立ったときに感じる直感とか体感のそういう感覚からは遠のいてきているというふうな感じがするんです。

本当はそういう実感のことが大切で、それと証明をしようという計算式との2本足で考えていくというふうな考え方がひょっとしたら欠如していて、どうしても計算式の方が、出てきた数値の方が信憑性があるのかなというふうな錯覚に相互が陥りやすいというふうな、現状になっていると思うんです。

だから、絶えずそういう、私も先ほどの道路のことは結構知っている道路で、20 kmで本当に走るのかな。普通もっと速度出して走っているよなというふうな感じがしますので、そういう現実の感じというのを大切にさせていただいて、普通県民が思っても「あっ、なるほどな」というふうにわかるような便益の発想というのにいつも立ち向かってもらいたいなというのが感想なんです。

(委員)

簡単なことで、ちょっと確認だけ。完成年度なんですけれども、平成28年度というのは、ちょっと確認なんですけれども、これより全体が18年であって、それから農道としての伊賀2期地区としてはもうちょっと早くなるのか、あるいはどういうふうになっているのかの完成年度の確認をさせていただきたいと思います。

(伊賀県民局農村基盤室長)

私申し上げました伊賀2期地区につきまして、平成18年度完成させていきたいと、こういってございます。

(委員)

ということは、コリドール全体が完成するのはまだということになりますか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

1期地区はもう既に完成しております、3期地区は平成20年くらいになるんじゃないかなと思っています。

(委員)

ということは、県民しあわせプランに合わせた形で完成するというのは、2期のみ、2年後、平成18年になりますか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

3期地区の中でも部分的に供用開始している所もございまして、全線開通ということになれば、3期地区につきましては平成20年ごろまで要するんじゃないかと。2期地区につ

きましては、平成 18 年度に完成させていきたいと思っております。

(委員)

今回の対象である 2 期地区に関しては 2 年後に完成すると。

(伊賀県民局農村基盤室長)

ええ、18 年度に。はい。

(委員長)

はい。それでは一旦休憩を挟みます。最初に審査しました 109 番の下水道事業の委員会意見を休憩中にとりまとめます。そして、今の午前中の農道整備事業の質疑について、継続云々についても休憩時間に検討いたします。事務局、ごめんなさい、司会不手際で予定より 50 分も遅れてしまいました。再開は時刻何時にいたしましょう。

(公共事業運営室長)

目標 13 時 30 分でお願ひしたいと思いますが、どうでしょう、委員長。

(委員長)

意見書は 1 件ですから。はい。では、13 時 30 分再開でお願いいたします。

(休 憩)

(委員長)

5 分ほど遅れまして失礼しました。委員会を再開いたします。今しがた休憩時間に 109 番下水道事業の意見書案を検討いたしましたので、私が読み上げます。なお、文章化された意見書につきましては、後刻事務局より各委員に配付していただきますので、よろしくご了承ください。読み上げます。

意 見 書 (平成 16 年度第 3 回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 16 年 8 月 9 日に開催した第 2 回三重県公共事業評価審査委員会において、審査未了となった下水道事業 1 箇所について、同年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において県及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき再審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業〔市町村事業〕

1 0 9 番 磯部都市下水路

1 0 9 番は、昭和 5 3 年度に事業着手し、昭和 6 2 年度に一旦事業を完了したが、その後の社会状況の変化により事業計画を見直して継続しようとする事業である。平成 1 6 年 8 月 9 日に開催した第 2 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、集水域の変更理由、主たる溢水地点、調整池の機能、工事費の内訳（当初計画との比較が可能なもの）などの説明が不足であり、排水計画の妥当性を判断できなかった。

今回、同年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、当初計画時点に比べて今回の事業費が事業とりまく社会経済状況に一定の変化があったとしても著しく高額となっており、さらなるコストの削減及び縮減策を検討し、具体的な額を本年度内に示すよう求めるものである。

委員の方々以上ですが、よろしゅうございますか。はい。では、今読み上げました意見書をもちまして答申といたします。

では、引き続き農道整備事業の審査ですけれども、午前のコリドール、それから農免道路の質疑は午前中のもので終了するといたします。午後からは残っております 4 番、5 番、6 番ふるさと農道事業の説明を簡潔明瞭に 50 分ほどでお願いいたします。

終了予定時刻が 15 時となっております。今回は前回ご説明いただいて、そして委員の方々から頂戴した意見に対する回答というところに時間をとりたいんです。ですから、再度のお願いですけれども、簡潔明瞭にご説明いただいて、よろしく。

4 番 上川地区 松阪市

5 番 度会北部地区 度会町

6 番 道行竈地区 南島町

(農山漁村室長)

簡潔にさせていただきます。全体質問につきまして、ふるさと農道とは何かということで、他の農道との違いを含めて採択基準とさせていただきます。このことについてのお答えでございますけれども、再評価の 4 - 3 上川地区 P 38 にお示ししてございますけれども、本日はパワーポイントでご説明させていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

農道につきましては、農産物の流通経路の効率化や農村地域の交通利便性の改善を実現し、地域の活性化につなげることを目的に整備しております。農道事業につきましては、性格別に 4 つに区分して整備しております。具体的に申しますと、1 つ以上の市町村を対

象とした幹線農道を整備するものとして広域農道、農免農道がございます。それと、ほ場内の幹線農道、それを整備するものとしたしまして、一般農道がございます。これらは国の補助事業によって整備を進めております。

また、ご質問のふるさと農道でございますが、これは農村地域の定住環境等を改善し、地域の活性化につなげる道路を整備するというものでございます。ふるさと農道は県単独事業といたしまして、起債を活用して整備を進めております。ふるさと農道の採択基準としては、受益面積 10ha 以上、幅員 4 m 以上となっております。また、国補事業による広域農道等は農業用交通が 50% 以上という採択要件がございますが、ふるさと農道につきましては農山漁村の地域道路を整備するという事業目的から、農業用交通量の割合は採択要件にはございません。村の交通利便性を高めるために整備をいたします地域活性化道路としての性格を持つものということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

それでは、3 路線につきまして、それぞれの室長にご説明をしていただきます。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

南勢志摩県民局の中山です。よろしくお願いたします。それでは、資料の方の 5 - 2 ということで、その資料の方でよろしくお願いたします。

まず、ふるさと農道整備事業度会北部地区の概要ですけども、当地区はお茶の生産が盛んで度会茶として高い品質を誇っている地域であります。近年担い手農家を主体とする乗用茶摘機など農作業の大型化への対応とか、生活環境の改善、地域の総合的な活性化を図ることを目的に、平成 6 年度から事業を進めております。全体事業費として 17 億 500 万円、道路延長として 2,810m を実施するものであり、これまで 50% の進捗となっております。

再評価の理由といたしましては、要綱第 2 条に基づいて行ったものでありまして、私どもとしましてはぜひ事業を進めたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、5 - 2 の資料に基づきまして、各々の先生方からご質問いただいております。質問事項が多いので、回答事項の中でポイントについてお話していきたく思います。

まず、1 ページをご覧いただきたいと思っております。副委員長と委員からいただいております水源涵養についてでございます。回答のところでは水源涵養便益の対象範囲としましては、計画道路に対する分水嶺までの 480ha のうちの植林されている 319ha のうち伐採区域、すなわち現状において発現している効果が、将来においても適切な森林管理がなされることから、継続的な発現が可能となることを増加額として計上しております。1 年目には 4 ha、40 年目には 160ha としまして、その平均の効果面積としては 80ha を対象として入力いたしております。

続きまして、9 ページをご覧いただきたいと思っております。副委員長さんと委員からアクセス時間短縮便益についてご質問をいただいております。回答のところでございます。対象としている通過車両は、町外の一般車両でかつ玉城インターが近くにあるのですが、そちらに向かう車両としております。計画道路への流入台数については、国土交通省が実施しておりますセンサスによりまして、流入量は 15% 流入するものということでしております。そのうちの 15% の 556 台に地方別標準倍率ということで、10 年後の予想、想定ということで 1.2 倍いたしまして、668 台ということで算定いたしております。そのほかに一般交通以外にも町内発生といたしまして、計画道路沿いにある施設、度会学園とかし尿集積場等々

の効果も算定に入れております。

次でございます。43 ページをご覧くださいと思います。委員からいただいております余暇空間便益について、その根拠はどうかということです。回答といたしまして、宮川ルネッサンスに結びついた町の活性化というのを考えておるわけですが、その中でふるさと農道沿いに山とか茶畑とか国東寺、それから双子池という特殊なため池があるんですけれども、そういう観光資源を活かした、アピールした道路、それを行いたいというふうに考えております。それで、宮リバーパークに来園した方にアンケート調査を実施いたしまして、その中で道路開通後 7,400 人の観光客数が増えるということで算出いたしております。詳細はあと付いておりますけれども、省略をさせていただきます。

それから次、59 ページをご覧くださいと思います。委員と委員長の方からご質問をいただいておりますけれども、道路の断面積とか退避ポイントを設けたらどうかというご質問でございます。当路線の計画交通量は、先ほど説明しました一般車両 668 台と農業用車両 138 台の合計 806 台ということで計画いたしております。その中で土地改良計画設計基準「農道」によりますと、1,500 未満 500 台以上の計画交通量が考えられまして、その中で 5.5m と規定されておりますので、その規定に準拠いたしまして幅員を決定いたしております。

続きまして、63 ページをご覧くださいと思います。委員からいただいております水源の貯留率で計算されておりますけれども、マイナスの要因というのですか、そういうのはカウントしないのですかということですけれども、水源涵養効果算出については、道路面積を入力する項目がございます。一般的に見てないんじゃないかと思っております。そういう中で、マイナスカウントについては、効果計算上反映されていないと思われまして。

それから、64 ページご参照いただきしたいと思います。副委員長さんから現道拡幅との代替案との比較はどうかということでご質問いただいております。主要地方道伊勢大宮線から度会玉城線に至るルートの拡幅を考えた場合ということで、中に書いてある数値はあくまでも短い時間で仮に示させていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。棚橋地区というのは、別添住宅図面も付けさせていただいておりますけれども、店舗等が道路近くにたくさん並んでおります。移転補償等に費用がかかるし、時間も相当量要すると思っております。10 億から 20 億、これも当てずっぽうもありますけれども、そのくらいかかるんじゃないかと想定されます。それから、一般車両の速度が上昇することにより、その道路を低速車で農耕車が通ると危険が増加する。それから、棚橋地区に内城田小学校というのがございまして、別添写真付けさせていただいておりますけれども、その生徒の通学途中の安全確保が課題となっている中で、農道の新設により交通量を減らしたいと考えております。

その中で代替比較をするということで、代替出してみました。現道拡幅の場合、移転営業補償及び工事費を含めて 28 億円くらい、あくまでも想定でございます。農道新設は 23 億円ということで、あくまでも想定ですが 5 億円くらい安くなるんじゃないか。効果についても現道拡幅が 28 億円、新設の場合は 38 億円くらいということで考えられまして、10 億円の増加便益があげられるということの中で、現ルート案を選定いたしております。

続きまして、73 ページをご覧くださいと思います。副委員長からいただいております「山裾のルートを通る案はなかったのでしょうか」等でございます。ルート選定といた

しまして、起点は県道伊勢大宮線と宮川に鮎川大橋というのが架かっております。そこからのアクセスを考えて起点といたしております。それと、山と宮川に囲まれた少ない農地でございますので、道路による農地の減少を減らすという意味もあって、営農規模をできるだけ縮小しないルート。それから、山を活かした地域づくりとか、山にスポットを当てた地域づくりを展開できるルートといたしております。具体的に比較したのは一番下のところに書いてありますけれども、山裾の茶園は霜害が少なく農林水産大臣賞も受賞してある茶園があるんですけども、良質な度会茶が生産されておまして、分断すると優良農地を潰すこととなります。それから、山裾には国束寺とかため池とか立岡城跡とかいう文化財がありまして、山裾を通るとそれを潰すとかそういうこととなりますので、現在のルートにしております等、現ルートの方が優れているということで選定いたしております。以下資料等はそれぞれ付けさせていただいておりますけれども、ちょっと省略させていただいております。

それから、83 ページということで、委員長から大型機械化への投資と、農業生産コストの収支概算をということでご質問いただいております。平均経営面積は0.45ha ですけども、これ想定でございます担い手の経営規模ということで4.5ha にした場合試算をいたしました。別添資料で試算しておりますけれども、それでいくと10a 当たり2万円ほどコスト低減になりますし、当然ですけども規模が大きくなればさらに増になるんじゃないかということで考えております。

それから、87 ページをご覧いただきたいと思います。委員長、委員の方から、当初計画の時点とどうかということと、それから土質調査法、当初計画のときにどうしたのかとか、そういうご質問をいただいております。ふるさと農道整備事業については、県庁の方からも説明があったと思いますけれども、当初1万分の1の地図に路線を書き込みまして、推定標準断面に要する延長に費用を掛けて、橋1橋いくらということで加えただけで、実は出しております。今回、そのきっちりした資料が残っていないために、実施設計により出し直しまして17億500万円から、当時見忘れの可能性のあるものをピックアップいたしまして、それを挙げさせていただいております。特殊擁壁、岩盤掘削、法面緑化等を差し引くと、ほぼ11億8,000万円ということになりますので、そういうのを推定いたしまして増額要因として挙げさせていただいております。

調査計画段階の土質調査は行っておりません。例えばそれをやるのであれば、音波の跳ね返り等で調査をするのはあるんですけども、線的に調べると膨大な費用がかかるために行っておりませんし、普通行わないんじゃないかと思います。実施時点にボーリング等調査をしてするのは一般的にやっております。

それから、88 ページをご覧いただきたいと思います。委員の方から計画変更の内容を設計の結果判明していたのじゃないか、手続きはどうかというふうなご質問です。先ほどもちょっとお話ししましたが、岩盤線は事前に土質調査を行っていませんので、実施段階、設計段階では判明いたしません。判明するのは、工事を実施しボーリング調査を実施してからでございます。それは先ほども申しましたように、膨大な費用がかかるということです。構造物につきましては、きっちり実施のときに路線測量を行いまして、縦断・横断計画を行った時点で判明、検討いたしております。計画の変更が必要な事業量ですけども、県において事業費、事業量の見直しを行っているところでございます。

それから、89 ページでございます。委員長の方から、農地の状況がわかる図面ということで、これは別添に付けさせていただいております。そういうことにさせていただきます。

それから、91 ページでございます。同じく委員長から、長大な路線の計画をせず、伊勢大宮線から支線を出す計画案はなかったかということの中で、ふるさと農道整備事業は、「集落間または集落と基幹的な道路もしくは基幹的公共施設等を結ぶ農道」でして、「農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等」ということでなっております。通常のは場整備のように通作のための支線とは少し位置づけが違っております。という中と、それから全体の総合的な地域づくりというのを考えた中で、今回のふるさと農道の路線を計画いたしております。

それから、92 ページでございます。同じく委員長の方からご質問いただいております。周辺の団地開発に際し、町が許可する場合、苦情が出ないように取り組む必要があるのではないかとご質問でございます。ライスセンター周辺の開発については、ライスセンターの建設及び団地ですけれども、昭和 50 年代に両方とも行われております。ただ、初めはそれほど苦情は出なかったんですけども、ここ 10 年間で農家の高齢化と機械の老朽化が進むにつれて、ライスセンターの依存が進み、最近では 24 時間稼働といいますが、それくらい動いております。それで、近年騒音は夜でもという中で、騒音は進行したということでございます。ということの中で、当初はそういうこともなかったし、想定されていなかったので、開発業者への指導は行っておりません。それと併せて、騒音苦情問題とは別に、ライスセンターの施設が老朽化及び規模も拡大いたしまして狭くなっておりますので、これらも含めてぜひライスセンターを移設したいということになっております。以上です。

それでは、引き続きまして南勢志摩県民局関係でもう 1 箇所でございますふるさと農道整備事業道行竈地区ということで、資料の 6 - 3 をご覧いただきたいと思っております。

資料 6 - 3 の中で、道行竈地区の概要を簡単にお話します。当地区の大方竈と道行竈地区を連結する道路は、県道阿曾浦港線と町道阿曾浦大方線の 2 本があるだけでございます。そのうち特に町道阿曾浦大方線なんですけれども、道路の両側に家が密集いたしまして、道路が大変狭小で、農作物の運搬はもちろんですけれども、生活道路としても、また防災上の安全確保という面からも大変困っている地域でございます。このため地域の定住化、活性化及び防災上の安全確保を図るために事業を計画いたしております。

全体計画としましては、道路延長 831m、うちトンネルが 504m でございます。事業費といたしまして 17 億 2,000 万です。再評価の理由といたしましては、要綱第 2 条に基づいて行ったものであり、私どもといたしましては何とかして事業を継続して進めたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、ご質問いただきました件につきまして、資料 6 - 3 に基づきましてご説明申し上げます。その前に 1 つだけちょっと謝らせていただきたいのがございます。3 ページをご覧いただきたいと思っております。費用対効果分析の算出説明書の中で、実はちょっと黒く塗ってあるところなんですけれども、火災等の防止、運搬経費の軽減でございますけれども、算出方法については変わっておりませんけれども、そのうち現在価値換算というのですか、それが抜けているのを見つけまして、それを訂正させていただきました。という中で、例えば火災便益は 2.8 億円が 0.737 とか、運搬便益等変えさせていただきまして、2.20 が 1.35 ということで、変えさせていただいております。現在価値換算が抜けていた分を訂正させ

ていただいたということで、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問いただいた件について、ポイントをご説明申し上げます。4ページでございます。委員長の方から進捗計画をとということでご質問いただいております、この表のとおりでございますけど、今回の再評価のが通りましたら、早速詳細設計を実施し、用地買収についてはもうほとんど話がついておるんですけども、早速用地買収についてかかって、工事を実施していきたいということで考えております。

それから次、5ページでございます。同じく委員長の方から放棄状況の状態ということの中で、これは町の方からの聴き取りでございます。受益面積14.7haのうちの4.3haが耕作放棄地になっている模様でございます。ただ、耕作放棄地については、事業が実施されることにより今後改善されるであろうということで考えております。

6ページでございます。委員からいただいております、マイナス要因があるんじゃないかということでございます。ふるさと農道整備事業の事業趣旨につきましては、先ほどもちょっと話はさせていただきましたけれども、通常の農道の整備ということだけではなくて、農業の振興のほかに定住環境の改善に資するということになっております。事業趣旨から考えると、当事業は農業の生産性を向上という目的もあります、どちらかといえば農業農村の振興と定住環境改善という部分に主眼が置かれております。そういう意味で、地域の交通状況を改善し、定住環境を大きく改善するという意味で、ふるさと農道の事業趣旨に合っているんじゃないかと思えます。

それと、町道阿曾大方線については、先ほどもお話ししましたけれども、家が大変密集しまして道路が狭小で、何とか昔から抜ける道をとということで、地域住民の長年の悲願でございました。その中でふるさと農道整備事業は、先ほど言いました地域の交流とか定住を目的とした事業でございまして、総務省が行っている事業であります。これしかなか実施できないと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、7ページでございます。委員長さんからいただいております担い手農家の経営収支ということで、南島町では担い手農家というのでは1軒でございまして、畜産業でございまして。という中で、当地区とは当てはまりませんので、全体の町の今後の考え方の中で、担い手農家に替わり得る組織といたしまして現在もあるんですけども、南島農業機械銀行という、そういう中でやっていきたいということで考えております。

それから、8ページでございます。委員長さんから、効果を詳細に説明してくださいということで、資料についてはそれぞれ詳しい資料は付けさせていただいておりますけれども、ポイントだけお話しします。事業耐用年数という中で、通常農道は40年でしておりますけども、トンネルは800mの504mという中で、トンネルの耐用年数75年というのを勘案しまして、事業費割で案分いたしました、耐用年数工期を67年ということの中で、効果算出をいたしております。

アクセス機能便益というのは、ちょっと省略させていただきますけども、目的地へ行く時間が短縮されるということで算定しております。それから、余暇空間は別途ご説明申し上げます。以下、特に5番のところでは運搬経費軽減ということの中で、3億8,330万をみておりますけれども、9ページでございます。堤防の改修とか法枠ブロックという高潮災害防止とか地滑り防止といった人命に関わるもの、それについて今後改修が必要であろうと思われまます。その中で、現在は船によって運搬しておるんですけども、トンネルができる

ことによってトラックで運搬可能ということで、その差額について効果を算定いたしております。

それから次に、84 ページをご覧くださいと思います。84 ページ、委員の方から余暇便益の中の1,823 人をどうしているのかということでございます。余暇便益の中で、当地区は道行竈ですけれども、南島八か竈と呼ばれる平家の落人によってつくられた村でございます。八つの竈という平家由来の集落の名前でございますけれども、八つの竈というのがございます。これらを結ぶルートとして平家街道という、パンフレット今見させていただいている先生方もおられますけれども、その中にも書いてございますけれども平家街道ということで。最近、熊野古道もあるんですけれども、結構中高年の方が訪れるようになってきております。その中で八か竈の総氏神を祭った八幡神社というのがございまして、それは大方の所にあるんですけれども、それを県といたしましてはさらに観光誘致をしたいということで考えております。

その中で現在阿曾浦大方線の入口が大変狭くて、八幡神社へ行くにもなかなか行けないような、積極的に誘致がしにくい状況でございます。当事業によって、トンネルによってアクセス問題が解決することによって、観光客が増えるんじゃないかということで考えております。想定1,823 人ですけれども、南島町に宿泊する方にアンケート調査を実施いたしまして、その数値を掛け合わせております。本当は訪れている人についてもしてもいいと思いますけれども、一応広がっていきますので宿泊されている人についてアンケートをとって、その率で効果算定をいたしております。

それから、99 ページをご覧くださいと思います。委員から費用対効果の火災便益に2 億8,000 万円はどうかということでございます。道路が開通することによって、火災現場への到達時間が短くなって火災が軽減されるということで、火災便益をいたしております。なお2 億8,000 万円ということの中で、現在価値換算を忘れておりましたので、実は7,400 万円ということになります。それで、先ほどご説明させていただいたものでございます。訂正及びお詫びを申し上げます。

火災現場への到達時間については、道路を新設することによって、41 分が32 分に短縮されることになっております。詳細資料は別途ございます。その中で、開設前は出火宅及び隣接宅4 件が全焼というのが、開設32 分になると、隣接宅4 件が半焼ということになって、その差額分ということで計上いたしております。火災1 件について5,200 万から3,120 万を引いた2,080 万円が軽減されるということにしておりまして、その回数については南島町の火災のデータでございますのでそれを平均いたしまして、100 ページでございます、耐用年数67 年間に13.64 回されるということの中で、それを掛けまして2 億8,000 万円。現在価値に換算いたしまして、7,370 万円ということにさせていただいております。

それから次、110 ページをご覧くださいと思います。委員から受益者の地区別の戸数と人数を書きなさいということで、111 ページ、これは農家の方です。32 戸、65 人ということと、それから112 ページアクセス効果ということで、ここに書いてあります合計で226 戸、557 人ということになります。

それから次、113 ページでございます。委員の方から事業増、その内容は当初とどうかということでご質問いただいております。当初計画と比較した事業費の内訳ということで、ここに当初計画と変更計画ということで、17 億、17 億2,000 万円ということで示させてい

ただいております。当初、道路延長が 1,600m。それが曲がりくねった山の中を歩いていくということの中で、用地買収とかいろいろできなかつたということもありますけれども、831mにさせていただいて、かつ農道延長を減らした中でトンネルを増やしまして、17 億 2,000 万円ということになっております。ちなみにトンネルの工事費用算定根拠といたしまして、コンサルの聴き取りによりまして詳細は別添にございますけれども、12 億 2,000 万円ということになっております。

114 ページですけれども、併せてご質問いただいておりますトンネル延長から歩道または点検通路が必要かという中で、「道路トンネル技術基準」によりまして、点検通路 75 cm の幅が規定されておりまして、当道路についてもその幅を確保いたしております。歩道については、自動車等移動する範囲といえますか、トンネルの先の方に商店とか公共施設がない中で、現況の道路を歩かれる方は通るという中で、歩道については設置いたしておりません。以上です。

(松阪県民局農村基盤室長)

松阪県民局西口です。どうぞよろしく申し上げます。先ほど伊勢の方で随分詳しく説明していただきましたので、特に松阪としまして個別の数字等のところを特出しして説明させていただきます。

まず、概要でございますけれども、パワーポイント、今の表紙の部分でございます。それで、いつも表紙出していただいておりますけれども、それ上川地区と申します。まず、この地域でございますけれども、松阪市の中南部のやや丘陵部でございます。上川町という所と山室町という、今のこの図面でございますけれども、ちょうど手前の部分が県道部分。それから、ふるさと農道はまっすぐ行く方でございます。それで、まっすぐ行きますと何があるかということ、丘陵部になっておりまして、その向こう側には今私どもの方で経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業谷地田でございますけれども、30 町、50 町くらいあるんですけれども、その整備をしております。その所を縦断するようなふるさと農道でございます。その手前側が山添町という所で、鉄塔の向こう側が上川町という所です。その右側に松阪市が最終処分場をつくっておりますし、なおかつこの丘陵部を利用して運動公園というものを今現在つくっております。

それで、特に再評価という形なんですけれども、いわゆる第 2 条に基づいて再評価をしておりますが、その理由としまして私どもの方で、まず伊勢の方でも説明がありましたけれども、特に工期延期の理由でございます。何で工期延期になったかといいますと、概略設計をしたために用地買収が少し手間取ってしまったと。当時用地買収、1 筆、2 筆でございますけれども、ほとんど合意ができておりましたことも、実際に測量にあたってみたときに少し相続等でかなりの人数がおりましたので、それに戸惑って工期延期になったという、そういうことになっております。

それから、全体的に事業費が増えた理由でございますけれども、まずペーロケといいますが、概略設計でありましたので、詳細設計をしたときに交通の安全性を確保するために折点とか、そういうところを少し少なくしたというようなことが再評価ということになっておりまして、この問題について用地買収等平成 17 年までにめどをつけておりますので、今後鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、かいつまんで資料のもと説明させていただきます。1ページをご覧ください。簡単に申しますと、この表に現れておりますように3つのアクセス時間、アクセスの短縮便益を考えております。次の2ページ、3ページが特にそのアクセス時間についてどのように考えているか、少し見にくいんですけども、先ほどの表紙からいきますと、県道部分と向こう側にバイパスがあって、それを簡単に短縮するということです。

それから、まん中辺の方がわかりにくいんですけども、いわゆる最終処分場、それから先ほども申しましたいわゆる総合のスポーツ。

(公共事業運営室長)

ちょっと資料はどれかわからないんですけど。ちょっと説明してもらいますか。

(松阪県民局農村基盤室長)

すいません。2ページ、3ページ。

(公共事業運営室長)

どの資料の。

(松阪県民局)

すいません。4 - 3。4 - 3の1ページからです。

(公共事業運営室長)

途中からまた1ページに戻っている所ですね。

(松阪県民局農村基盤室長)

そうですね。61のあと、1ページとなっております。

(公共事業運営室長)

38の次の1ページ。

(松阪県民局農村基盤室長)

すいません。ずっとめくっていただいて、38が出てきまして、その次の1ページですね。こういう図面なんです。これの2ページを開けていただきます。よろしゅうございますか。これがいわゆるアクセスの時間短縮便益の構成でございまして、3点ほどあげられております。

それから、次に委員からご指摘がありました、受益地は山林ではないかというのが3ページです。それで、これが今現在ほ場整備を進めておる所でございます。したがって、田ということになります。

それから、4ページ、5ページが先ほど伊勢の方から説明がありましたふるさと農道とは何ぞやというところを、少し国の要領要綱に基づいて線を引っ張ってあるところが、先ほど中山が説明した部分でございます。

それから、7ページをお願いいたします。余暇便益というものの説明でございますけれども、これ市の計画がございまして、その数字と合わせてございます。それで、実際にどれくらい増えるのかというのがあくまでも推定になっておりますけれども、非常に小さい数字でおよそという形で5%というようなものが上の方に書かれておりますけれども、我々としましても少し少ないめに計上しておるかなと。実際の部分はそう思っております。

これが便益の部分でございまして、その次計画変更が8ページの部分でございます。計画変更について大きな点が2点ございまして、1点が用地買収の単価ということで、委員長、それから委員の方からご指摘がございました。それで、この図面、今のパワーポイントの方で、ふるさと農道というところの下の方にぐちゃぐちゃと書かれておるのは大きな団地ができて、ちょうど採択と同時くらいにこの団地ができてまいりました。やはりこういうような沿線に沿いますと単価が上がってしまったのかなという印象でございまして。当初は非常に山間部といいますか、先ほどの表紙の図と同じようなところで地価が抑えられておったのかなと。この開発に伴って、若干単価が増えたと考えております。

その次に、質問事項10ページでございます。11ページに簡単な絵を付けてございます。これが初めのペーロケといいますか、概略のときの図面でございます。こういうような形で河川がぐにゃぐにゃぐにゃとありまして、私どもの方は折点といいますか、まん中辺から上の方に2箇所曲がっている所がありますけど、こういうような計画をしておったんです。そうしますと、どうしても両方で折点がありますので、安全上非常にまずいということで、この河川を取り込んだ形、それが12ページでございます。簡単にこういうような形に道路をつくり、安全を確保するためにこういうようなことをさせていただいた。河川の改修の所にちょうど堰がございまして、3地区の地元がございまして、その慣行水利権をちょうど調整するというのが非常に手間取ったところでございまして、そこで数年間かかって調整をした。その結果遅れたということになります。

それからもう1点、路床改良という部門が全体の計画の中で増加した理由の1つでございまして、やはり初め土質試験を完全にやっておらなかったのが、こういうような谷地田群におきますと非常に土質試験上悪い状態でございましたので、路床改良をしたということが計画変更の大きな理由になります。

12ページ、13ページが今の計画変更の理由でございます。その次に事業費が1.7倍になっておりますから、今後どういうふうにするかということに対しては、やはりこちらの方の回答としまして、あくまでもこういう概略設計になっておるといふ、少し逃げにはなりますけども、あくまでもそういうところにおいて比較すると増加してしまったということになります。

それから、15ページでございますけれども、実際に初めから何でこんなことを地元の申請事業でありながら、いわゆる工期の延長、地元の調整等なされないまま事業計画をしたんだという質問が、委員長はじめ委員の方から出ております。これについては、特に先ほども申しましたように、あくまでも図上の計画でありましたのでということで、今後もう少し事業採択においては綿密にやっていきたいということと、地元についてはあくまでも概ね理解は得られておりました。実際に用地測量においては、まず発注してから用地測量をある程度具体化してから工事の詳細設計ができて初めて各地権者を回りますので、その段階で用地買収の面積が確定したり交渉をしていきます。そういう形でありますので、少

し時間を要したということになります。これが 15 ページの説明でございまして、具体的には 16 ページになります。

それから、先ほどの説明の中で、いわゆる水利権等がどうなっているのかということで、17 ページにも少し難しい構造物をつくっておるんですけども、実際に水利権をどういうように確保するかについては、こういうような少し難しい構造物をつくって地元の方の了解を得たということになります。

それから、19 ページになります。用地買収でございまして、ほとんど全員理解を得ておりました。しかしながら、4 筆だけちょうど山添町の共有名義がございました。共有名義で山添町自体は了解を得ておったんですけども、15 名の共有名義のうち 1 名が死亡した結果、100 名ほどの相続が出ました。100 名のうち 2 人の方が反対しておりましたので、何とか相続移転登記ができるように弁護士相談をしまして、司法の場で解決しようと思いました。その結果、ある程度の見込みといたしますか、平成 17 年までには名義変更をし、こういうような形で解決するように調整しております。この部分がかなり時間がかかった理由でございまして、当初はやはり相続等については考えられなかったということでございます。

その次のページ 21 がコスト縮減でございます。実際どういうように縮減できるかといいますと、もうわずかな事業しか残っておりませんので、特に舗装に再生材を使うことによって若干のコスト縮減を図れる予定でございます。それから、事業費の負担について、この 2 点があるんですけども、ほとんど地元松阪市の事業でございます。

今の各事業の進捗状況につきましては、23 ページに示してありますように、ほとんどの部門が着工されておりますし、なおかつ供用が開始されたということになります。私どもの説明は非常に乱雑になりましたけれども、伊勢と重複する点については省略させていただきました。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。全体的なこと、各委員の質問に対するご回答、丁寧にしていただいております。それをまた受けまして、補足の質疑応答、確認事項頂戴いたしますが、一応ご説明の順で度会、南島、松阪と。自由ですけども原則度会の方から質問頂戴できればと思いますが。どうぞ。

(委員)

2 点質問があります。資料の 1 ページのところの説明があったのですが、水源涵養便益について、319ha 分の水源涵養便益が見込んであるという説明だったと思うのですが、この範囲はどういうふうに見たらいいのでしょうか。道路から山の尾根の方に 319ha 広がっているということですか。

質問の意図を言いますと、林道の場合、林道から両サイドに一定面積の範囲は管理がしやすいので、そこは間伐等の管理ができて水源涵養便益が発現する。実際は片側は山がないので、一方の方に相当奥の方まで水源涵養便益が発現するという計算をしないと 319ha にならないので、林道以上にふるさと農道は水源涵養便益を発現する効果があるというふうに読み取れるんですけども、そうでしょうか。

(南勢志摩県民局)

まず、319ha すべてについてということではなくて、そのうちの 40 年間ということの中で、計上しておりますのは 160ha のうちの半分ということで、80ha 分について便益について計上いたしております。ちなみに 319ha は前の所に緑で示させていただいておりますけれども、その部分ということで、ふるさと農道の上の尾根の部分、その部分から例えば右の所へ高速へ行く道路があるんですけども、その管理部分とか、そういう部分については抜いてしております。それで、319ha のうちの 160ha、40 年間でやっていくうちの半分ということで、その中の 80ha 分ですか、それを費用便益ということで計上しております。

(委員)

林道の場合だとワイヤーが届く範囲を間伐して、道路に引き上げるから、ワイヤーの届く範囲は水源涵養便益が発現するという説明を聞いているんです。この場合だと、上の方に 1 km 以上離れていますよね。そうすると、林道以上に水源涵養便益を見ているというふうにならないですか。要するにふるさと農道は多様な機能を持つんでしょうけども、本来最も水源涵養便益を持つ林道以上にその機能が発現するのですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

ちょっと距離はどこまでかあれなんですけど、1 km もないと思いますけど、あくまでもワイヤーロープが張れる範囲ということで、尾根の部分からということにしております。どれくらいになる。多分、150 から 200 くらいじゃないかと思いますけれども。ちょっとちゃんと測っておりませんのでわかりません。

(委員)

ワイヤーが届く範囲ということで理解していいんですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

はい、そうです。

(委員)

それからもう 1 点。先ほど測量とか地盤調査に相当なお金がかかるから、常識的にはやらないんだというご説明だったんですけど、例えば度会北部でもし地盤調査をやるとすれば、だいたいどのくらいかかるものですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

やり方がいろいろありまして、何 m ピッチで弾性波試験という音波で探査するようなものやっていくかによってだいぶ違うと思うんですけども、線的にいけばどうでしょう。

(委員)

よくやっているケースで結構です。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

実際には弾性波試験というのはほとんどやっておりません。やってないので実際たくさんお金がかかるということだけ知っているのですが、いくらまでということはちょっと今のところ出してないです。ただ、一般的にやりかけると、路線決定の段階でやろうと思うと面的にいかない判断できないので、すごいお金がかかるというふうに判断しております。

(委員)

数千万円。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

だと思います。

(委員)

もし数千万円だとすると、87 ページで例えば岩の掘削工が2億円ですね。それから特殊擁壁工が1億5,000万ですね。だから、こういう工事が発生しないようなルートが数千万円でチェックできたら、この3億、4億の金はセーブできると考えられないんですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

山の場合だとどこに持っていったら本当に岩盤がなくなるのかというのは、ちょっとわからないので、今のところはすべての農道事業においてなされてないと思っております。

(委員)

将来的にもできないというのですか。ルートが決まってルート上で拾って歩くのは可能だけれども、ある一定の面で探索するというのは事実上不可能というか、無意味という意味ですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

実際弾性波でかなり確実な岩盤線が見つかるというわけではないので、結局つまるところボーリング調査というのをやるのが一番、併用してボーリング調査と弾性波をやるというのが一番堅いんですけど、だいたいボーリングだと5点とって700万円とかそれくらいのオーダーのお金がかかっていますので、それを何メートルピッチでとるのかという問題がありますけども、ちょっとそこら辺は今後の検討課題かなという気も。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

それと施工性の問題もありまして、山の中を弾性波なりボーリングをしていこうということになったら、伐開をしたりとか、ほかにもいろんな費用がかかると思います。ですので、通常はやっていない。予定ルートをふりましたら、それに伴ってまたやり直さないといけないとかそういうこともございますので、実施後の硬岩とか中硬岩の判定とかそういうのについては弾性波をやったりしますけれども、一般的にはやっていないです。

(委員長)

委員の一番初めの質問に関連してなんですけれども。あの森林の維持管理に対して、いわゆる官民森林所有者に対する連携ができているのかというのがまず1点。つまり、この効果を発現するために。それから、水源というんですけど、何に対する水源かということ。この2点教えてください。効果発現にカウントされるので、その効果が出るような維持管理体制ができているのかということです。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

伊勢志摩森林組合が管理するということで、将来的には林業の方の経営等を考えた場合、なかなか個人でやるというのは難しいと思いますので、やはり農業と同じように担い手というんですか、そういうふうな担い手ではないんですけど、そういう森林組合等を管理していくようになっていくと思います。

(委員長)

いや。と思いますじゃなくて。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

なっていくという計画になっております。

(委員長)

なるんですね。ちゃんと担保をとって何年度から委任するという。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

一応、そういう計画になっています。

(委員長)

ありがとうございます。もう1つだけ。水源って何に対する水源なんですか。・・(テープ交換)・・

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

・・管理をそのまま続ければ水源がそのまま保たれるということで、効果を見込んでおります。

(委員長)

いえ。何に対する水源かということです。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

効果対象というんですか、その部分を利水ダムを建設した場合の見返り費用というんですか、そういうことを考えて水源の効果ということで、水源涵養ということであげており

ます。

(委員長)

利水のためと理解していいのですか。その水源は利水の水源ですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

治水上です。

(委員長)

治水の効果を利水ダムで計算する。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

そうですね、はい。

(委員長)

正直なご回答、ありがとうございます。

(委員)

先ほど来からの質問の中の資料 87、88 ページで確認をしたいのですが、事業を行う場合に、計画を立てる場合に、事前調査を行うと思うのですが、ここにいわゆる事業計画が採択されてからおそらく実施測量、設計に入ると思うのですが、そのときに行う調査の内容というのはどういったものですか。まったく現地を踏査するとか、何もボーリングをするとか、そういうことだけが調査ではないと思うのですが、なぜそんなことを聞くかといいますと、岩盤掘削で 6,700 増えたということになっていますから、当初いくらかは見ていると思うのですが、それに対して 6,700 増えたということになれば、かなりの誤差と。いくら机上であれ。机上であったとするならば、今後そんな机上だけでこれだけ差が出るようでは困るから、今後はどういうふうに対策をとるのかということをお聞かせください。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

ほかの所でもご説明申し上げましたけれども、ふるさ農道整備事業で当初事業費を出すのは 1 万分の 1 くらいの中で、通常考えられる標準断面とかそういうので事業費を実は出しております。そういう中で、実施及びボーリングとか路線測量とか、そういうのを実施いたしまして、ある程度どういう状況かということ把握した上で、現在の事業費を出しております。

それで、通常路線測量する場合は、路線測量というか横断面をとりまして 100m 程度の範囲内であったら、その場合に明らかに安くなったりとか、そういう場合は路線変更をする場合が、あまりないんですけども、あるんです。そういうことの中で、構造物とか路線を考えた中で実施いたしております。

(委員)

ですから、当初は図上でやったとしても、測量とか調査をされてから、それがどこまで詳しくやるかは別にして、調査されてから計画、設計をして工事費を出されていると思うんですよ。そうすると、そのときの計画と現在とで、例えば岩盤の掘削が6,700の差が出たということでしょうか。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

当初計画というんですか、当初の事業費は、それは先ほど言いました1万くらいの図面を出しておるのですが、それと比較した場合。

(南勢志摩県民局農村整備室)

すいません。実は11億8,000万の詳細内訳をしようと思っいろいろと資料を捜してきたんですけど、実のところ11億8,000万の詳細内訳というのは出てまいりませんでした。ですので、実際岩盤掘削6,700というふうに挙げさせてもらったんですけど、実際それが差額の6億円くらいの部分が岩盤で出ているのか、単に標準断面を小さく見すぎたのかどうなのかというのは、ちょっと今の時点においてはわかりません。

それで、どうして6億円もの差が出てきたのかということで、我々なりに前の資料がないという中で推定していったわけなんですけど、おそらく標準断面では特殊擁壁とかそういうふうなものというのはわからなかつたろうと。あと、岩盤掘削というものに対しては、ちょうどこの岩盤掘削の中で、全部が全部じゃなくて、実際のところこの岩盤掘削は軟岩1で当初は考えていたんじゃないかと。軟岩1という、ちょっと土の次くらいに硬いくらいの岩なんですけど、それだとブルドーザーに爪を付けたようなリッパードーザーという機械で掘削できるんですけど、実際には中硬岩というのが結構それよりもさらに2段階くらい硬い岩が出てまして、それだとブルドーザーの後ろに爪を付けたようなのでガリガリ引掻いても壊すことはできないと。そこら辺で増えたんじゃないのかなと。

それで、ひょっとすると、これもまた推定で申しわけないんですけど、用地とかそういうふうなものを説明するにおいて、当然のごとく土の方が緩い勾配で安定を保つために計画します。そういうふうな場合に、用地がどれだけ要るんですかと地元で説明するときには、岩で切り立った絵を見せるよりも、土砂で緩い勾配であげた方が、「お宅とこはだいたいこれくらいの面積がなくなりますよ」というふうに説明されたんじゃないのかなとも考えられましたので、岩盤掘削を6,700とあげさせてもらったのと。

それと、法面緑化というのは当然岩である場合と、表面が土である場合では、土だったらそのまま種を吹けば芽が出てくるんでしょうけど、岩だったら土もつけた形で、鉄の網に土と種子を混ぜたようなもので吹き付けなければいけないということで、そこら辺を見忘れたんじゃないのかなというふうに考えて、ちょうど足し算していきましたら、ちょうどだいたい6億くらいになって、11億8,000万円近くになったので、こういう項目を見忘れたんじゃないかなというふうな、あくまでも推定で書かさせてもらっております。正直なところを言うと、実際のところは当初がわからないので実は比較しようがなかったというのが真相でございます。

(委員)

それで、私2つ目の質問で88ページに質問させていただいた趣旨が実はそこにあるんですけども、要はそれは結果としてそうなったということなんですけども、当初がわからなかったということで。しかし、いわゆる工事業者に発注するときには。要は設計をして見積りをしているので、その段階の資料は残っているんでしょ。というのは、要するに当初いわゆるペーロケで図上でやったとしても、工事を着手するときには11億8,000万で計画していたのか、もうすでにその段階で増額の予想をしていたのかということなんですけども、それはいかがですか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

11億8,000万というのは、あくまでも当初のときでございます。それで、その後一遍に上がったんじゃなくて、それぞれの原因が出てきたときにだんだん上げてきた中で、現在一遍の事業で考えられる事業費ということで挙げさせていただいております。ですから、一遍に上がったんじゃなくて、年度年度事業費を見直した中で、それぞれの原因に基づいて変更いたしております。

(委員)

そうだとすると、当然長い年度かけてやっているわけですから、最初の何年度か、まあ1年とはいわないまでも、2～3年でその見通しは立てられたということなんじゃないかな。当然これはこのままでいくと大幅に増高になるという見通しは立てられていたのでしょうか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

事業を実施したところの原因によって見直しております。ですから、岩盤が出てきたときにはだいたいそれくらいの想定ということの中で事業費を見直したりとか、そういうことでやって、最終考えられる事業費というんですか、ある程度50%くらい事業を実施しておりますので、岩盤の量とかそんなのもだいたい想定というんですか、わかっておりますので、それに合わせた事業費にしております。

(委員)

それと、先ほどの説明の中でちょっと気がついたことなんですけども、用地は最初土砂で計画した段階で買収されたのでしょうか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

実際買収する場合には、路線測量とか横断図を測量いたしまして、その中できっちり横断をとった中で買収線を出して買収いたしております。

(委員)

そうしますと、この岩盤掘削の量から推定しまして、用地の面積が大きく変わっていると思うんです、最初の計画から。その減額というのは出てこないのでしょうか。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

それについても、当初がちょっとわかりかねますので、先ほどうちの酒徳が言いましたのは、仮にという話の中でご説明させていただいておりますので、ちょっと当初と比べて用地幅がどうかというのはちょっとわかりかねます。

(委員)

測量した結果、設計の段階で標準断面を書いて、それで用地幅を決めてと言いましたから、多分そのときにはある程度の精度でそういうことを決められたと思うんですよね。ということは、それは全線ですよ、一部じゃないでしょ。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

買収する場合に、まあそうですね。ある程度やって、その中で買収しておりますけれど。

(委員)

ですから、私は最初の着工してから早い時期にこの増高というのは見通しが立てられていたのではないかなというふうに推定できるんです。今日、ここでそれをどうこうということではないんですけど、今後事業を進めるときの事業費が増額するという点についてのもう少しシビアな対策、それからこういう場での資料の提供の方よろしくお願いします。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

はい、わかりました。どうもすみませんでした。

(委員)

私、まだ農道のことについて、ちょっといまいわからないところが1点ありまして。64ページのところに副委員長がおっしゃっていることに対する回答の2番なんですけれども、道路幅を広げることによって、農道をつくるよりも一般車両の上昇して、低速車である農耕車両の危険が増加しますですとか、小学校があって、とにかく道路が改善、走りやすくなるがために、速度が出しやすくなる道になって、危険性、安全面があまりよくないということが書かれているようなんですけれども、午前中にB/Cのことでいろいろご説明していただいたときに、速度が上がる方がいいような回答が一度ありましたよね。

このB/Cを上げるのに、4-3の資料の9ページです。9ページじゃないですね、その次のページかな。道路の方の速度を上げることによって、目的地まで早く着くということをお話されていて、20kmが40kmになってよくなるか、あと農道をつくることによって交差点が少なくなって、減少することで交通事故が減少するというふうなことが書いてあったので、これを読んでいると、便益をとるか安全をとるかというふうなところで、全然違う感じというか、違う効果が出てくるんじゃないかなと思ったので、そのあたりはどのようにお考えなのかと思ひまして。

(南勢志摩県民局農村基盤室)

まず、この地区については、広げるという中で棚橋地区に店舗等がたくさんあって、その買収ができないとか、そういうので問題があって難しいとは思いますが、例えば広げた場合ということで、副委員長の方から広げたらどうであろうかというご質問をいただきましたので、仮定ということで県道を広げた場合どうかということで想定してやっております。

それで、現在県道なんですけども、もちろん農業車両も通っておりますし、乗用茶摘機もトラックに載せたりとかしております。それと、小学校がその地区内にありますので、写真のとおり学童が通って実は大変危ないとかいうことの中で、広げるのは難しいんですけども、広げた場合には当然ですけど車が多くなってスピードが多くなると危ないんじゃないかということです。

(委員)

はい、ありがとうございます。どちらかということ、私は実は午前中の方がすごく気になっていて、速度が上がって20 kmが40 kmになって、それだけ効率のいい運搬ができるよというふうなことが果たしていいのかなということを考えていたときに、この64ページに書いてあるように速度を上げることによって事故が多くなるということになってくると、矛盾してくるんじゃないかなということを考えたので、どちらかということ度会地区の方のことというよりは農道全般に対して、これは果たしてどちらが、地域にもよると思うんですけども、農道に関しての全体的な、ごめんなさい、ここで話していいのかわからないんですけども、便益をとったら確かに速度が上がった方がいいですけども、安全面とどちらの方がいいのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいんですけども、ごめんなさい。

(農山漁村室長)

農道という場合にも、農道は本来新設道路ですから、拡幅というのは通常なくて、それも農地という中で新設されますから、道路の周辺には民家等の家は少ないというのが普通なんです。それから、道路の拡幅といいますのは、現道の拡幅というのは、周囲に住居がありますから、それに関する安全性の問題は違うかと思えます。

それと、農道というのは、今日ずっと説明しておりますのは費用対効果、B/Cが1以上のものについて農道の新設が認められておるというシステムの中で事業をやっておりますから、スピードが上がらない、つまり現道と同じ速度では必要な道ができないということになります。ですから、道路線形とか地域性を考えて、安全な道でスピードを出しても事故も減少につながるような道路をつくるということで整備をしております。

(委員長)

おそらく委員の質問は、国交省ですといわゆるアクセス時間短縮効果と並んで安全マイナス効果というんですか、プラスマイナスして出してくるんですけども、農道ではその2項目は立てられないのかという質問だと思うのですが。つまり、アクセス時間短縮効果とそれから交通安全効果。おそらくこれはスピードがあるとマイナスになると思うんですけども。

(農山漁村室長)

細かい話になりますが、先ほどB / Cの中で交通安全効果の中では、事故減少ということがあるんですが、事故減少の要素といいますのは、交差点の数。交差点があることによって事故が増えるという要素がありますから、農道の場合には先ほど言いましたように、農地の中の新設道路ですから、当然現道に比べては交差点の数も少なく、つまり事故の起きる確率は低い道路が本来かなというふうに考えておりますから、両立するということは今回も交通事故の減少効果をみておりますように、両立させる方向で計画をしておるといふことでお願いしたいんです。

(委員)

わかりました。農道に対しては一般車両が入ってきたりですとか、そういったことは少ない。で、飛ばして走ってきて抜け道というふうな使い方とはあまり考えてはいないわけですね、そうすると。

(農山漁村室長)

普通の農道といいますのは、農業交通車両が5割以上というのが計画のことなんですけど、現実には農地の中の直線道路、交差点がなければ一般の方はびゅっと走られますね。それで、周脇からの交差点の所で大きな事故等が発生することがあるかと思いますが、それは全体的な話じゃなくて、やっぱりそれは交通マナーとか道徳の問題で、一般道路でもあることかなというふうにも考えますが。

(委員)

わかりました。私が前回の質問のところ、どのように交通安全対策をしていますかというところにきちんと回答がございましたので。交通協会の方と話し合っただけでそういう標識の方ですとか、そういったことをきちんとされると書いてありましたので、そういったところをもしよろしければ力を入れていただければと思います。ありがとうございます。

(農山漁村室長)

はい、わかりました。

(委員長)

いかがですか。道行竈の方にも進んで結構ですが、ご質問。はい、どうぞ。

(委員)

先ほどの委員の質問にもう一度戻るような格好になって申しわけないんですけども、よろしいですか。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

度会の道の工事のところで、ご説明としては要するに事業を採択したときの最初の事業費をはじき出すための根拠が今となつては捜してみたけれどもわからないので、というところがご説明の出発点になっていたように思うのですが、それでよろしいですね。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

わからないというよりも、1万分の1で。

(委員長)

わからないで。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

はい。

(委員)

それは私、ご説明をお聞きしていて、これは昭和にでも計画されたんだと。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

資料がないという。

(委員)

ないということですね。

(南勢志摩県民局農村基盤室長)

はい。

(委員)

昭和にでも計画した計画だったのかなと何となくお聞きしていたのですが、今もう一回全体の資料の再評価書という一番ぺらっとした一番まとめたやつですね。これを見ていたら平成6年からと書いてあったので、10年前の資料って県庁は残してみえないのですかという、すごい単純な疑問です。

(農山漁村室長)

基本的に文書の保存規程がございまして、5年というのが中心になっております。

(委員)

すると、5年たって、6年目には全部廃棄するわけですか。

(農山漁村室長)

基本的にはそういう形です。あと、価値ある文書といたしますか、歴史的なそういう部分は別なんですけど、歴史的に残すとか。

(委員)

例えば、その工事が現在進行中の工事でも、それに関わるスタート地点の資料は廃棄するのですか。

(農山漁村室長)

それは、基本的にこの事業は何年何年という形で保存規程というのがありまして、それはその中でじゃあ残しておこうかという部分はちょっと任意的にという部分はあるのですが、今回は本当に申しわけない話なんですけど、この部分でいろいろなぜ上がったかという部分も含めて前の資料がないということです。保存規程では10年以上というのはまずございませんので。

(委員)

今回のこれ以外の再評価のこの委員会に上がってくるいろいろな事業を見ていて、随分びっくりするくらい古くからの計画のものの中にはあるんですけども、平成6年からのもので当初計画の内容が不明でしたのでという説明をお聞きしたのは何か初めてのような気がするんです。民間では特にちょっと考えにくい話ですし、よくわからないんですけども、説明していただけますか。

(農山漁村室長)

すいません。補足させていただきます。今の件はふるさと農道という事業制度の違いでございまして、まず1点が午前中やりました広域農道とか農免農道は国庫補助事業でございまして、国の方へ事業を採択していただく前に事前設計をして計画書をつくって出すという、そのチェックを越えて採択される制度でございまして、ふるさと農道は県の単独事業という形で、国の承認がなくて県の判断で事業化できるということで、最初の説明にもございましたが、平成5年から5カ年の緊急事業という期間限定の事業で事業化がされた中で、うちの方としましては、地区の計画につきましては、ふるさと農道につきましては事前の調査費の予算計上ができておりません。ですから、他の国庫補助事業のように、事業の前年度に現地調査とかいうようなことができませんもので、県の職員もしくは申請する市町村の職員が概略的に先ほど言いましたような机上、ペーロケの図面ではじいておるといような形で。

ですから、今平成6年の資料がないと言いますのは、資料はあるんです。計画書はございますが、詳細な工事費の内訳の明細を判明できるような資料がないという形で理解していただけたらと思います。一応、新規の計画のときには、全体事業費、延長、図面、走行速度、幅員、事業費の概算ですが土工とか舗装とか構造物の明細は作成しておりますから。ただ、それから今回の度会北部のように岩が出てくるとか、そういう詳細なことを知るデータがないということで理解いただきたいと思います。

(委員)

ということは、平成6年に最初に100万分の1の地図から大方の概算で計画を立てられたときと、今の17億いくらになったときの間、11億いくらをはじき出したときがあるわけですか、別に。そうじゃなくて、最初のざくっとした計画のときに11億いくらというのをはじき出している。

(農山漁村室長)

当初が11億9,000万という形で。

(委員)

それは明細のない、細目のない全体の工事費の予算が11億いくらなわけですか。

(農山漁村室長)

詳細な明細がない。特殊擁壁とか。

(委員)

要するに1つ1つ挙げてないということですよ。

(農山漁村室長)

細かく挙げてない。

(委員)

積み上げた結果としての11億ではなくて、全体の概算だということですね。

(農山漁村室長)

概算だということです。

(委員)

それが実際工事をするようになって、細かい積み立てをして積み上げてみたら17億いくらになりましたということですよ。

(農山漁村室長)

そういうことです。

(委員)

だとすると、前回出していただいた再評価書の一番下の事業を巡る社会経済状況等の変化というところに、例えば変更内容は次のとおりですというふうな書き方がしてある。私たちこれを見る限り、一番最初の11億いくらにこれは見てなかったと。今回見ざるを得なかったと、詳細測量をしたら。だから、変更ですと、そういうふうに取り取れる書類になっていると思うんです。ところが、今のご説明だと、最初のはとにかく細目を挙げ

てなかった。細かい明細で積み上げて11億幾らを出しんじゃないなくて、だいたいこのくらいの工事だったらこのくらいお金はかかるだろうというのが11億くらいだった。だとすると、細かいこと言うようですけども、再評価書のこの書き方自体が非常に真実を捻じ曲げた書き方に私には見えるんですけども。

(委員長)

ちょっと交通整理させていただいていいですか。11億をはじいた場合、その項目ですけども、例えば用地買収、トンネル、道路というような大きな項目で11億で、その道路をさあどうしようとか、という細目はないということですね。いわゆる見積りで道路費いくらかかる、建設費に。用地買収にいくらかかる。非常に大きな項目で立ち上げてきて積み上げて11億ということで、その道路の路床をどうしようとか、今の話ここを掘ってみたら岩盤が出たとか、それは見込んでないという、多分そのような計算。

(農山漁村室長)

ということですね。ですから、どこに関しても普通土と岩との土質による単価差はカウントしていないというふうに考えていただきたいと思います。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

私が前質問いたしまして、農業整備事業の中で、例えば私は上川のところで質問をしたのですが、4ページのところで農業関係の便益のパーセントがとても低いのに、農業整備事業としてなっているのはなぜですかというお答えがありまして、そのところに別紙3ということでふるさと農道緊急整備事業についてという添付書類を付けてもらってあります。ありますね。こここのところで拝見していますと、この趣旨は「地域が緊急に対処しなければならぬ課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を推進する」というふうになっていますね。

そうしますと、度会地区のこの便益を拝見していますと、生産性の向上は非常に低いこれは案件ではあるのですが、この中で緊急性というのはどこにあるのか教えていただきたいなと思うんですが、どちらでも結構ですけど。

(農山漁村室長)

平成5年度の通知において緊急と書いてございますが、これは私が解釈しますのは、時限立法、平成5年から9年までの5年間の時限立法の趣旨から緊急的という表現がされておるというふうに考えておりまして、県の中では国庫補助事業にすぐ採択されないものの中で、それ以外のものが必要な農道については緊急というふうに考えて、ふるさと農道で度会北部を採択したということでございます。

(委員)

では、案件が非常に緊急性が高いということではなくて、補助金とかお金の関係で早くしなければいけないという緊急性という意味ですか。

(農山漁村室長)

この事業自体が時限立法ですから、平成5年から9年の間に整備をなささいという事業ですから、県の中で農道事業いろいろ新規要望ありますが、度会北部の場合は国庫補助事業の採択要件に合いませんから、国庫補助事業については緊急性のランクがされておりましたから、この制度に乗ったという解釈でいいかと思いますが。

(委員)

例えば、私ちょっと理解に苦しむところがあるのですが、ある道路がありまして、その道路をどこの例えば林業でやるとか、林道であるとか、これは農業の方ですね、農道でやるとかいうふうに分別して決めていくときには、どういうふうな発想がもともとあって、どこのお金でこの道路をやるというふうに区分けをしていくわけですか。

(農山漁村室長)

概要ですいませんが、事業というのは、道路というのは一般道から農道から林道から漁村地域の道路まであるかと思いますが、まずは地域、事業主体、市町村でございますが、どの区域。土地利用計画とか都市計画、農振計画等の中である程度その中でできる道路はどの省庁であるかというのは、まず決まってくるのかなというふうに考えますね。それからあとはその利用目的。それから、どこどこを結ぶ道路かということも勘案しますと、それが一般の公共道路か、農道の中でも農業に特化した農道かというふうにくるかと思いますが、そのあたりを勘案して市町村と県でどの事業でいこうかというのは、部局を越えて検討しておる。で、最終的にこれでというのが決まるのかなというふうに考えますが。

(委員)

そうすると、度会の方の場合ですと、アクセス機能の方がかなり便益が高いし、自然防御機能の方も先ほど治水効果というふうにおっしゃってましたけど、そういう便益の方もかなりパーセンテージ高いわけですけども、それでもやっぱりこれは農道の方の整備でいこうというふうに決められたというのはどういう理由があったのですか。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

この場合、ふるさと農道ということになっておりますので、通常の農道というんですか、ほ場整備の中の道路とかそういうのじゃなくて、定住とか地域活性化とか、そういうものもできるということの中で、総務省の起債の事業になっております。ですから、農業効果だけではなくて、アクセスとか観光とか、そういうのも含めた中で地域全体の計画を考えた中でやっております。

(委員)

ちょっと不完全なんですけども、農道の中で特異な事業というふうに解釈していいんで

すね。

(委員)

今のご説明の中で、時限立法で緊急性だというふうに判断したので、この計画を乗せたというようなご説明がありましたけれども、平成6年から9年の時限立法でしたっけ、平成5年から9年の時限立法で採択して、平成20年にできる見込みになってしまった結果に対するペナルティというのは何かあるのですか。

(農山漁村室長)

本来ならば、時限立法ですから5力年で事業が終了するという形でいきまして、平成5年から9年が第一次5力年ですね。その後、第二次というのが平成9年から14年まで続きましたもので、この事業は継続してできておりました。また、15年から19年まで第三次でこの時限立法が継続されましたからできておりますが、一次とか二次のところでの事業がなくなっておれば、事業は中止しておりました。

(委員長)

私の方から当初ふるさと農業事業の内容をもう少し詳しくという要求したのはそのあたりだったんです。皆さんやはり道路事情ご存知ないですし、特に通常の農道と比べてもふるさととは少し事情が違うということで、そのあたり当初第1回目のご説明であれば、非常に我々は楽だったということでございます。

3番目の松阪上川も含めて結構ですが、どうぞ。

(委員)

度会北部でお尋ねします。2つほど教えていただきたいのですが、水源涵養便益11億何某という便益上げていらっしゃる。ほとんど洪水防止機能ということですが、宮川というのは洪水はもうほとんどない非常に森林豊かで今さら水源涵養しなくても、便益上げなくてもいいんじゃないかと1つは思うのと。

あともう1つ、これはふるさと云々のそれだと思いますが、それに合致するんだと思います。余暇空間創出便益が11億円と、非常にこれも大きい数字で、最初の資料を拝見すると、整備後、これは年間7,400人の観光客を呼び込もうと。お1人だいたい2,500円くらい使っていただくというあれになっているんですかね。これ7,400人、この地理的条件だと相当がんばらないといけないと思うのですが、自信はありなんですか。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

最初のあれですけども、宮川ですか。この効果で考えておるのが、宮川に対してということではなくて、山の部分の効果ということで挙げております。ちなみに宮川については聞くところですけども、県道についたりとかそういう事例はあるということで聞いております。

(委員)

道路についている。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

県道の部分に何年かに1回くらい道路の部分についたりとか、そういうことはあるということで、町の方から聞いております。

(委員)

局地的に土砂が崩れてきたりして被害を出すと、こういうことですか。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

それからもう1点ですけども、余暇空間の人数ということですけども、これ実際訪れている数字ですけども、宮リバー度会パークというのは、棚橋のちょっと向こうの所で宮川沿いの所です。そこに来ている実数値ということで、年間81,000人が訪れておりますので、その中のどれだけ行くか、回ってきたら満たせるんじゃないかというふうには考えております。

(委員)

そうですか。わかりました。

(委員長)

今のご質問、第一番目に関してなんですけど、以前は水源涵養機能、洪水緩和機能、土砂リスク防止機能とあって、文言がはっきりしていたんですよ。水源涵養機能というと、さっき私質問したように、何に対する水源かという発想になってきて、そのところの整理もう少し項目分けられた方が皆さんにわかりやすいんじゃないですかね。あくまで水源涵養というと、地下水が豊富になるとか、いわゆる河川の自然流量がたくさん増えるとか、そのようなことを連想するはずだと思うんですが、私は、いやいや、これはあくまでコメントです。

(農山漁村室長)

検討させていただいて、わかりやすい方法で全庁的に議論させていただきたいと思えます。

(委員長)

ほかにいかがですか。どうぞ、委員。

(委員)

資料についてのことでいいですか。事業じゃなくて、資料についてのお願いなんですけれども、今回前回のと比べてみたんですけど、前回の資料が例えば道行竈ですと、11ページの資料だったのが125ページになっています。度会北部も13ページだった資料が93ページ。あと上川地区も7ページが23ページ。上川地区はまあこれくらいなのかなとは思

うんですけど、どれもすごく莫大な資料に変身しているので、すごく戸惑ってしまったんですけれど。

今日の本日資料で百何ページっていただいても、なかなか目を通すことは難しく、どこから見ていいのかなというのわからなかったですし、あと上川地区の資料が先ほども皆さん戸惑ってみえたと思うんですけれども、1ページから始まって38ページで終わって、7ページ次のページ入ってて、それがまた38ページまで行くと、今度また1ページから始まってという、とても見にくい資料になっていまして。こういうタグみたいなものを付けていただいて、どこからその資料なのかとか、ここから何の資料なのかという説明みたいなものがあるととても助かるんじゃないかなと思ったので、今後もし資料をつくっていただくときにはちょっと見る人の気持ちになってつくっていただけたらうれしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

(農山漁村室長)

すいません。反省を踏まえてそのようにさせていただきます。ただ、今回できる限り数字もオープンにという意味で資料を付けさせていただいたという形です。確かに今日の、我々反省も十分しておりますので、見やすいという資料で努力してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

(委員長)

こちらこそよろしくをお願いします。ほかにいかがですか。どうぞ、委員。

(委員)

1点すいません、教えてください。度会地区なんですけども、観光客が純増するというような効果で余暇空間創出便益というのが加えられているわけなんですけれども、逆に人が集まるにはマイナスの負荷もあると思うんですけれども、そういう要因の費用というようなものが付け加えられないのでしょうか。例えば、それによって不便を近隣住民が感ずるものもあると思うんですね。ある意味、1つは混雑減少というのは当然そういうようなことだと思うんですけれども、例えば多くの人が車でやって来れば、その分今までスピーディーに通れる所が通れなくなったという効果があると思うのですが、そういうのはどうなんでしょうか。

(農山漁村室長)

おっしゃるとおりかと思いますが、現時点ではこのシステムでは6つのテーブルの効果だけの、主な効果の算定になっておりまして、そういう部分のものもいろいろあるかと思えますから、これからシステムの中へそういうもっとほかのマイナス効果等も考慮できるようなものにしていただきたいというふうには考えております。

(委員)

ですから、例えば今回費用の現在価値で計算しているのが、事業費と維持管理費のみという形で、便益の方はかなり細かく算定されているというようなことがありますので、あ

る意味そこはバランスをとっていただければと思います。お願いします。

(委員長)

ほかにいかがでしょう、3地区ですけれども。よろございますか。どうぞ。

(委員)

上川地区の件で。確認ですけれども、私の方で質問させていただいた回答で、これは10ページの所と15ページで、工費の増額の理由と、それから事業年数が大幅に遅れたという理由ですけれども。それで、先ほどの説明では、工期が遅れたのは用地買収が手間取ったということだったのでしょうか。

(松阪県民局農村整備室長)

1点がそうでございます。それからもう1点が、ここの付替え水路の所について、慣行水利権というのがございまして、3地区にまたがっております。その調整に手間取ったということです。

(委員)

それは16ページにありますね。それで、これはもう素朴な疑問なんですけれども、それで8年を要したということでしょうか。そういうことですか。

(松阪県民局農村整備室長)

そうです。

(委員)

どちらが手間取っていたのですか、用地買収の方が水利権の方が。

(松阪県民局農村整備室長)

両方ですね。もう少し説明させていただきますと、慣行水利権というのは取り合いなんです。したがって、再度地元に落としながら、「お前とここれだけ」「お前とここれだけ」という調整をするのに、1年2年ではとてもできませんでした。それからもう1点は、用地買収でございますけど、入会地というのをご存知だと思いますけども、集落の入会地でございます。たまたま15名の方の名義になってございまして、そのうち1の方が100人みえた。そうすると1人ずつ潰していくのにやはり数年かかります。その後、2の方が非常に頑固な方がみえますので、裁判というような形で今取り組んでおります。以上です。

(委員)

それでは、工費増の方ですけれども、これはこの案件だけじゃないんですけど、やはり先ほどからの話と似ていますけれども、図上による計画で付け替えの必要性がわからなかったとか、取水堰については改修の必要性もわからなかったということなんだろうけども、

線形というか、ルートをこういうふうに変えざるを得なかったというか、こういうふうにした方がよいということでこういうふうの結果的にしたということなんでしょうけども、これは十分図上でもできたのではないかなというふうには思います。それで、先ほど来からのあれで、要するにもう少し事前の計画というか、事業前の計画、それから着手後でも着工前の計画という制度、本当はあがっているんでしょうけども、何かわかるような形に今後はしていただきたいなというふうに思います。

（松阪県民局農村整備室長）

少しだけよろしいですか。逆にこういうような制度でありますので、事業の採択から即効性があります。したがって、国の制度でございますと、やはり採択まで2～3年かかってしまう。実際我々の方の上川地区でございますけれども、並行した形では場整備なり、道路工事ができなければほ場整備の重機が入らないとか、いわゆるここに環境の廃棄物の処理場ができるとか。したがって、非常に即効性のある事業でございます、その利点はあるということだけご理解をお願いしたい。

ただ、委員さんがおっしゃるように、非常に計画上は雑な計画でございます。ただ、利点もあるということだけご理解をお願いしたいと思います。

（委員長）

委員、どうですか。

（委員）

私はちょっと別のところの道行竈ですか、そこについてちょっとまだ理解ができない部分がありまして、その辺について補足説明をお願いしたいと思います。これは比較的新しい年度で計画されて、しかも始まってすぐ1～2年たった後に、用地買収が難しかったとか、あるいはいろんな調査した結果変更せざるを得なかったということで、始まって1～2年ですぐこういうような形で大幅に変わるということは、最初からの計画はどうだったのかなという部分で、ここには一応説明としてはそういうふうに書かれているんですけども、もうちょっと具体的な何かの要因があったのかどうか。ルートを変更せざるを得なかったということに関して、ここに書かれていることだけでは、あれだけ短い時間でこれだけ大幅に変わるんだらうかということで理解ができない部分があるんですね。

例えば、道路の延長から見ると約半分くらい減っているのはいいにして、その代わりにトンネルが約3倍くらい長くなって、工事費そのものとしては減ったものと増えたものの足し算をしてしまうと、ほとんどそこそこという形になるのですが、とにかくこの道路ができたことによって、時間短縮が行われてアクセスがよくなったといっても、約10分ないし1分というような形のもので、それを40年間積算をして9億だとかそういう形で出されているんですけども、私にとってはこれはちょっと理解がなかなかしにくいんじゃないかなと。

要するに2点、比較的新しいところで計画されていたにもかかわらず、着工して2年であれだけ大幅に変えざるを得なかったということ、もうちょっと詳しく説明聞きたいなということ。10分に1分ということで、あれだけアクセスがそれほどたくさんの人々が利

用するような所でもないという説明があったんですけども、それが積算をしていて、40年で9億ということで、1.35という費用対効果のかなりの大きな部分を占めるということに関しての説明が足りないんじゃないかと思いますので、補足説明をお願いします。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

この前プレゼンテーションをさせていただいたときにもご説明させていただいているかと思います。これはこの前のプレゼンテーションの前でございます。それで、当初の計画ということで、ここに書いてございますように、曲がりくねった、それとできるだけトンネルを短くということで、山の方へずっと上の方へ上がっていくような、そういうふうなルート、曲がりくねったルートにしておりました。

その中でいろいろ原因はあるんですけども、右側の曲がりくねった部分ですね、その所が入会地があるということがわかったのと、それから左側の所で用地買収がどうしても無理というか、当たってみましたらそういう状況になっております。それと、先ほどもできるだけトンネルを短くということになると、開削部分が大きくなります。それで、国立公園の2種地域であることもあって、縦断異常になってきて開削が非常に大きくなるとか。それからもう1つは、左側に大池というのがあるのですが、そこで真珠とかそういう養殖を非常にやっております。その中でオープンでやっていきますと、その土砂が海へ流れるとか、そういうことも考えられるとか。

いずれにせよいろんな要因がございまして、その中でルートを検討いたしまして、先ほど問題点を解消するという中で、トンネルにして山の方に上がっていく、そういうルートじゃなくて、できるだけまっすぐの道路ということで計画いたしました。

(委員)

ショートカットに近いような形でなっていると、いろんな理由があったと思うのですが、一番大きな要因として用地買収が思うようにならなかったということだったんだろうと。それからもう1つが、こういうルートを決めるときに、基盤だとか地盤だとか、いろいろ基本的な測量によった部分があったとは思いますが、

先ほど用地買収がだめでこういう変えざるを得なかったというのであれば、まだ理解できる部分もあるかと思うんですけども、ここのトンネルを最初できるだけ短くと言っていたようなものから、用地買収ができなかったから進路等を決めるときには、また何何何を考えるためにトンネルが長くなったというふうになっていますよね。

そういったところの部分で矛盾、最初の計画に比べるとかなり矛盾している説明ではないかというように思います。例えば、森林伐採がどうだとか、何がどうだというふうになっているのですが、その南の方の海の方での環境だとかそういったような部分に対してはここでは説明が、公園の保護地域なので自然環境に配慮したという形での説明が、その下の部分となかなかつながらないんじゃないかなと思うのですが、どう思われているのでしょうか。

(南勢志摩県民局農村整備室長)

先ほども申し上げたように、いろいろな理由が先ほどご説明したようにあったわけです

けど、やっぱり一番の理由は用地買収ですか。それがどうしてもできないということがありました。それと併せて委員が言われましたように、できるだけカット部分も少なく。それから、先ほど言いましたように、大池の方に土砂が流れるのをできるだけ少ないような工法を考えて、今の現計画に活かしております。

（委員）

よく説明はわかりました。ずばり申し上げたかったのは、この計画段階でかなり甘い部分があったんじゃないかなという部分を指摘したいということでした。

（委員長）

どうぞ。

（委員）

先ほどからふるさと農道の説明を聞いていますと、公図混乱と用地買収の困難で非常に長く延びましたということが、全部の道で出てきています。実際のボーリングデータを取って岩盤を探ることが非常にお金がかかるので、最初の計画のときになかなか取り入れられませんというのは、非常に納得できる説明ですけれども、確かに図上で計画を立てるにしても、現地を見ないで道の計画を立てているとはとても考えられませんので、現地も見てみえると思いますし、現地のルートと公図を見るくらいのことなら大してお金もかからずに調べることはできるはずで、公図だけ見て一目で背後にある事情まで見通せというのは無理ですけれども、大方何とかいきそうなのか、これはちょっと危なっかしい土地だなということくらいは、公図を調べていただければすぐわかることじゃないかなと思います。

建築の場合に、土地が購入できるかどうかわからないのに設計する人はおりません。そういう話がまかり通っていること自体が、私たちにはとても摩訶不思議な世界に見えます。だから、先ほどふるさと農道というのは私たちよくわからない。予算組の関係で、国のチェックが入らないで、非常にスピーディーに計画が立てられますというような説明ありましたけれども、逆に言うと国のチェックが入らないだけに、委員おっしゃったように、非常に甘い計画がまかり通っているんじゃないかなと思わざるを得ない。今回の説明を聞いている限り、私にはそういうふうにはしかやっぱり受け取れません。

公図も調べずにコンテだけ見て、道をえいやっと書けるといふふうには、まさかそこまでしてみえないと思いますけれども、よくわからない話だなと思いますし、先ほどの図上での設計なので明細が出ていませんという内容に関しても、計画段階はもちろんそうでしょうけれども、最終的にどこかの段階で県は発注されるわけですから、発注者側として設計図がなしに発注しているとは、私たちには思えません。だから、何かのデータは残っているはずだとはかと思えないんですが、ないとおっしゃる。やっぱりそこら辺が非常にこの計画のスタート地点に対して、ご説明をいただければいただくほど不信感というか、不快感というか、よくわからないなというその不明確感が増してくるような気がします。

何をどういうふうに言っているかがよくわからないんですけど、今回俎上に上がった計画すべてが何かそういう、先ほど委員おっしゃった資料の出方にしても、非常に計画自体

がずさんでこういうことになっているんじゃないかなと思わざるを得ないんですけどもいかがでしょうか。・・(テープ交換)・・

(委員長)

ずさんではないのかという厳しいお言葉ですが、これは私たち委員に対して同意を求められたのか、それとも説明者にそうだろうということでしょうか。いつもよりは少し粗雑だったとは感じます。それでは、3地区ここで休憩を挟みます。

それから、これ意見ではなくてコメントです。長くなりますので。道行竈で私担い手の質問したんですけども、前回の書類には高齢者担い手の不足であり、その裏のページには担い手の育成のためにこの道をつけるという文言があるんです。南島町で1人というお答えでしょう。ですから、ああいう文言付けること自体がああ32戸の農村見て、そこでああいう農地で担い手云々という文章をよく書けるなという気が、私はしたんです。コメントです。

それから、今日台風と地震で委員欠席なんですけど、ちょっと意見いただいています。むしろこれは説明者よりも私をはじめとする委員への意見だと思います。農道などB/Cでは推し測れない効果があると思います。担い手育成のためにも農道等の基盤となるものは必要と思われます。過疎の実情もご理解ください。委員からのメッセージです。

以前も申しましたけれども、我々この委員会も必ずしもB/Cが1.0を超えなければいけないという、そういう発想は持っておりませんので。公共事業とは何かということが原点なんです。例え0.9になろうが0.8になろうが、本当に必要ならばそれはどんどん押しつけていきたいし、我々もそれは理解いたします。繰り返してなんですけど、1.0以上ということに辻褃を合わせるという態度ではなくて、これは本当に公共事業として必要なんだ、だからどうだということでお話進めていただければ、我々も非常に気持ちがいいということでございます。

では、勝手なことを申しましたけれども、ここで一旦休憩を挟みまして、農道整備事業5箇所について、委員会意見をとりまとめます。再開時刻は事務局、何時ごろにいたしましょう。

(公共事業運営室長)

4時15分くらいで。

(委員長)

はい。では、4時15分、努力目標です。

(休憩)

(委員長)

お待たせいたしました。委員会を再開いたします。先ほど休憩時に農道整備事業5箇所の意見書を検討いたしましたので、私が読み上げます。なお、文章化された意見書につきましては、後刻事務局から各委員に配付していただきます。

意見書

(平成16年度第3回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より農道整備事業5箇所の審査依頼を受けた。この事業に関して同年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会、及び同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき再審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) ふるさと農道整備事業

4番 上川地区

5番 度会北部地区

6番 道行竈地区

4番、5番については、平成6年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。また、6番については、平成10年度に事業着手し、6年を経過して未着工の事業である。審査を行った結果、すべての地区について事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

(2) 広域農道整備事業

7番、伊賀2期地区

7番については、平成元年度に事業着手し、平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。審査を行った結果、審議未了のため継続審議とする。

(3) 農林漁業用揮発油税財源身替農業整備事業

8番 上野依那古2期地区

8番については、平成6年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。審査を行った結果、審議未了のため継続審議とする。

(4) 総括意見

一、費用及び便益の算出にあたっては、将来を見据えて著しく過大とならないよう、実態を可能な限り反映したものについて算出対象とされるよう検討されたい。

一、事業を計画するにあたっては、費用が広く県民の負担によるものであることを十分認識され、計画時点における事業費を十分精査されることを強く望むものである。

一、延長1m当たりのコストと工期の関係について、統計等の処理をした分析結果を報告されたい。

一、今後、当初計画時点から事業完了に至るまでの関連資料について、当委員会への説明に必要な資料は適正に管理されたい。

以上でございますが、委員の方々よろしゅうございますか。はい。それでは、当意見書をもちまして答申といたします。

では、議事次第4の再評価対象事業の聴き取りを行います。先ほど事務局から午前中に説明がございましたように、まず1番、2番の森林整備事業林道開設の説明をお願いいたします。その次に3番防災ダム事業、その次に9番の海岸保全施設整備事業の説明をお願いいたします。この間いつものことですが、委員の皆様方は質問等がございましたら、お手元の質問書にご記載ください。なお、ご質問は9月14日火曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

それでは、再評価対象事業の聴き取りを行います。本日の委員会終了時刻は概ね18時30分としますので、説明の方々は簡潔明瞭に1箇所あたり15分以内で説明をお願いいたします。ではまず、森林整備事業の林道開設からよろしくご説明をお願いいたします。

1番 浅谷越線 熊野市

2番 経ヶ峰線 芸濃町、美里村

(森林林業分野総括)

環境森林部の森林林業分野総括の紀平でございます。本日は私どもの方から、林道2路線につきまして担当室長の方からご説明申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

(森林保全室長)

森林保全室長の森でございます。座ったままで説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。県営林道2路線のうち、それでは1番目の浅谷越線から説明をさせていただきます。再評価書の内容に基づきまして、パワーポイントで資料を作成しておりますので、それに従いまして説明をさせていただきます。なお、お手元の再評価書の25ページ以降にパワーポイントの内容と同じものを添付させていただいております。

スクリーンをご覧くださいと思います。浅谷越線は、熊野市の北東部に位置します。熊野市飛鳥町の国道42号から分岐しております小又地内の市道を起点とし、尾鷲市との境界近くの浅谷越を経まして、新鹿町地内の市道津恵線を終点としております。森林から伐採されました木材が集積する木材市場「熊野原木市場」が熊野市の飛鳥町の国道42号沿いにありますが、当林道は熊野市北東部、新鹿、二木島周辺の森林から熊野原木市場までの短縮ルートとなりますことから、搬出コストなどの低減を図ることによりまして、林業の生産性を向上させ、林道周辺の豊富な森林資源を有効活用し、熊野市の主要産業であります林業の活性化を図るとともに、森林の適正管理を推進することを目的としております。

併せて、熊野市街で分岐し、内陸部及び海岸沿いを南北に縦貫します主要道路の国道42号と国道311号を小又、新鹿両地区で連絡する道路といたしまして、地域道路網を形成することによって、津波などで沿岸部の国道311号が不通になった場合の迂回路、海水浴客など多くの来訪者がおります新鹿海岸へのアクセスルートとして、生活基盤の改善や地域活性化を図ることを目的としております。

続きまして、全体計画につきまして説明をさせていただきます。再評価書では1ページ

でございますが、事業目的及び内容の(3)になります。全体延長は12.7kmで、幅員は4m、全体事業費は24億1,000万円で、1m当たりの単価は19万円となっております。事業期間は平成6年度から20年度の15年間です。

次に、(4)の利用区域の森林資源の状況について説明をします。林道によって森林資源の利用や森林整備が促進される区域を利用区域といいますが、当路線の利用区域面積は1,049haでございます。利用区域内にあります国有林を除いた民有林面積は857haあります。民有林のうちスギ・ヒノキの人工林の面積は773haとなっております。スクリーンはその年齢構成をグラフに表したものです。中ほどの16年から50年生の森林は、間伐等の手入れが必要な森林ですが、利用区域内の人工林の88%がその対象となっております。

再評価書の1ページの2をご覧くださいと思います。事業の進捗状況でございますが、当林道の現在の進捗率は、延長で約60%、事業費で約50%と若干遅れぎみでございますが、当初の期間内での完成は困難な状況で、事業完了を26年度に延長したいと考えております。

次に、2ページの(4)利用区域内の森林整備の状況について説明をさせていただきます。再評価書には過去5年間の実績と計画を記載しておりますが、スクリーンの表はそれを主伐、間伐、下刈りと、森林作業の種類別に年度別で示したものでございます。これまでの5カ年間で森林整備の実績は429haで、今後の5カ年間の計画量は200haとなっております。利用区域内の新鹿地内には、平成2年度の台風19号で風倒の被害を受けた森林がありました。スクリーンの左の写真は、その被害の状況でございます。これまではアクセスが困難でしたが、現在当林道を利用し、治山事業の総合対策として風倒被害復旧も含めた森林整備や治山整備を実施していますが、先ほど説明しました森林整備の実績には、平成13、14年度に治山事業で大規模に実施しました整備量約230haが含まれておりまして、今後の5カ年間の計画量はそれを除いた実績とほぼ同面積となっております。

また、熊野地域では木材生産が盛んに行われておりまして、当利用区域内でも5カ年間の実績にはありませんが、その前の5カ年間で約14haの主伐の実績があります。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化についてですが、森林林業行政に関する主なものについて説明をさせていただきます。再評価書では2ページの3の(2)になります。熊野地域で木材需要拡大を図るために活発な活動を行っております鬼の国物流協同組合の取組を紹介します。この協同組合は、木材需要の拡大のためには木材を加工し付加価値を付けることが重要と考えた若手の林業家たちが中心になりまして、農・林・水・商の異業種連携によりまして、昭和61年に設立されました協同組合で、平成元年に製材の残材や間伐材等からスノコ等の木工品加工をするための施設を整備しまして、その後保管庫、販売施設も整備しながら順調に実績を伸ばしております。

スクリーンの加工販売施設は国道42号沿いにありますが、平成9年10月には道の駅に登録されるなど、木工製品や熊野地域の物産の販売拠点として42号を通る観光客を中心に多くの人に利用されております。

次に、熊野市単独の取組をご紹介します。スクリーンは木造住宅建設支援制度のチラシでございますが、熊野市では主要産業である林業の活性化を図るため、木造住宅の建設支援や作業道開設支援、森林に対する市民の意識高揚を図るための森づくり市民活動支援等、単独事業を積極的に実施しまして、森林整備の促進、林業振興を図っております。

す。また、冒頭に紹介しました熊野原木市場は、県内に 12 あります木材市場の中で 2 番目の取扱量を誇っております。原木市場周辺の飛鳥地内を中心に、熊野市内には多くの製材業者がありまして、県内のみならず大阪方面へ販路を持っている業者もあります。このように熊野地域では林業家行政とも林業に対し積極的な取組を推進しております。

次に、再評価書では 3 ページの 5 になりますが、コスト縮減について説明をさせていただきます。県全体で路肩幅員の縮減、コスト縮減と併せまして、緑化も可能な補強土壁工法の採用、新工法の取組等積極的に行いながらコスト縮減に努めております。スクリーンのように当林道におきまして、平成 11 年度から L 型側溝を路肩内に設置しまして、路肩幅員の縮減を行った結果、土工量の減少などによりまして、5 年間で約 3,000 万円の縮減を図ることが可能となりました。また、平成 10 年度から補強土壁工法を採用した結果、従来のコンクリート擁壁工法に比べ 4,900 万円の縮減を図ることが可能となりました。

次に、6 の環境配慮についてでございますが、国及び県では自然との共生に配慮した林道整備を目指しまして、「エコリンドー」という名称のもとで自然環境保全や景観配慮に努めながら、環境負荷の少ない林道の整備を進めております。当林道におきまして、間伐材を利用しました木柵工や、ウッドブロック、木製法枠工、木製視線誘導杭など森林資源の有効活用を図りながら、通行の安全確保や環境保全に努めております。

ここで県の林道事業で採用を始めました新しい取組を紹介させていただきます。林道工事では大量の支障木が発生しますが、そのうち根株につきましてはその形状から工事等で有効に活用することが困難で、また現場外に持ち出しますと産業廃棄物になりますことから、その処理に苦慮してまいりました。スクリーンをご覧ください。根株をチップ化しまして、緑化基盤材として利用する工法を、平成 14 年度 1 路線で実施しましたところ、施工状況が良好でありましたことから、当林道におきまして利用可能な法面につきましては積極的に採用していきたいと考えております。

費用対効果でございますが、便益 45 億 2,000 万円に対しまして費用が 24 億 4,000 万円で、B / C は 1.85 となっております。

熊野古道が今年の 7 月に世界遺産に登録されましたが、これは古道周辺の森林景観も含めまして併せて評価されたものといえます。その森林景観をこれまで守り育ててきましたのは、地域の人々の林業活動でございます。木材価格の低迷等から伐採後の植林を放棄されたり、成熟しても伐採せずに放置された森林が増加しまして、林齢の若い森林が少なくなっていますが、当林道の周辺にはスクリーンの写真のように、最近植栽され適正に管理されている森林も見られます。林道の整備によって、今後の森林作業コストや搬出コストの低減を図ることが可能になりまして、林業活動の一層の活性化を図ることが出来ます。熊野地域の元気のある林業活動を支える林業基盤として早期の事業完成を目指し、事業を継続していくことが必要と考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、説明は省略させていただきましたが、再評価書の 18 ページ以降に開設の経過図、三重県型ゾーニング図、保安林位置図、公有林図、林道事業関連用語の説明資料を添付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、2 番の林道経ヶ峰線について説明させていただきます。パワーポイントの資料は 25 ページからになります。経ヶ峰線は美里村大字北長野の国道 163 号の長野峠付近を起点としまして、経ヶ峰から西に延びる稜線の中腹部を経ヶ峰の頂上付近まで進み、そ

の後笹子川に沿って北上しまして、芸濃町河内地内の錫杖湖畔の県道津芸濃大山田線を終点としております。

当林道は林業生産性の向上を図ることによって、林業生産活動を活性化させ、森林資源を有効活用するとともに、津市などの人口の集中します都市部からほど近い経ヶ峰の山腹に広がります森林の適正管理を促進し、公益的機能の維持増進を図ることを目的としております。

併せまして、眺望がよく気軽な憩いの場として利用されている経ヶ峰と、キャンプ場やレクリエーション施設が集まり多くの観光客が訪れます錫杖湖畔を結ぶアクセスルートとしまして、森林景観を活かした集客産業の振興を図るとともに、美里村大字平木地区と芸濃町河内地区を結ぶ地域住民の生活基盤として地域活性化を図ることを目的としております。

全体計画でございますが、再評価書の1ページ事業目的及び内容の(3)になります。延長は15.1km、幅員5m、全体事業費は35億2,000万円で、1m当たりの開設単価は23万3,000円、事業期間は平成6年度から20年度の15年間です。

(4)の利用区域の森林資源の状況でございますが、経ヶ峰線の利用区域面積は1,110haで、国有林を除きました民有林面積は921ha、民有林のスギ・ヒノキの人工林面積は780haとなっております。スクリーンは年齢構成のグラフでございますが、87%が16から50年生の間伐対象の森林となっております。

再評価書の1ページの2をご覧くださいと思います。事業の実施状況でございますが、現在コスト縮減に努めながら早期完成を目指して事業を推進しておりますが、進捗状況は延長及び事業費とも4割弱となっております。厳しい予算状況もあり、計画期間内での完成は困難な状況で、完成年度を平成30年度まで延長したいと考えております。

次に、利用区域内の森林整備の状況です。スクリーンの表は主伐、間伐、下刈りと、森林作業の種類別に年度別で実績及び計画量を示しております。5年間で176haの森林整備が実施されており、今後も間伐を中心にほぼ同面積の140haの森林整備が計画されております。開設進度が低いこともあり、主伐の実績はほとんどありませんが、森林組合と町村が共同で森林所有者等へ説明会を開催するなどしまして、施業推進の働きかけを積極的に行っております。

森林林業に関する社会経済情勢の変化について説明をさせていただきます。再評価書では2ページの3の(2)になります。当地域の中核的な担い手として中勢森林組合がありますが、中勢森林組合は県内で最初に市町村域を越えて広域合併をしまして体質強化を図った森林組合でございます。平成6年度には間伐材を利用しました小径木加工にも取り組むなど、森林整備から木材加工に至るまで積極的な活動を行っております。平成15年度には、より効率的な木材生産に取り組むため、集材用の高性能林業機械スイングヤードを導入したところでございます。

次に、の町村独自の森林整備支援策についてご紹介します。美里村、安濃町、芸濃町では、緊急地域雇用創出特別基金事業、いわゆる緑の雇用事業を活用しまして間伐推進を図っております。これまでの3町村の実績は約60haで、このうち当林道の利用区域内の実績は約40haと大半を占めております。また、芸濃町の林業研究グループによります経ヶ峰線の草刈りボランティアをはじめ、登山道や河川の清掃活動など、林業者や地域住民によ

る活動が盛んに行われております。なお、今後の大きな社会状況の変化としまして、当林道の関係する美里村、安濃町、芸濃町は広域合併により平成 17 年 4 月から津市になる予定になっております。

次に、再評価書では 3 ページの 5 になりますが、コスト縮減について説明をします。当路線におきましても、平成 12 年度から路肩の縮減に取り組みまして、これまで 4 年間で 1,700 万円の縮減が可能となりました。また、平成 14 年度から補強土壁工法を採用したことにより、従来のコンクリート擁壁工に比べまして 2,000 万円のコスト縮減を図ることが可能となりました。

再評価書の 6 の環境の配慮につきましては、当林道におきましてもスクリーンのように工事の支障木を利用した木柵工や丸太伏工、木製視線誘導杭など森林資源の有効活用を図りながら、通行の安全確保や環境保全に努めております。また、当林道の切取面は岩盤が多く露出していますが、崩落が予測される岩盤部分の法面保護工につきましては、通常のもルタル吹付工に比べまして周辺植生の導入が期待できます特殊もルタル吹付工を積極的に採用しまして、景観配慮に努めております。

費用対効果は便益 41 億 1,000 万円に対しまして費用 32 億 9,000 万円で、B / C は 1.25 となっております。

当林道によりまして、林業生産コストの低減や労働条件の改善によりまして、経ヶ峰山麓に広がります豊富な森林資源を活用した林業の活性化を図ることが可能になります。また、林道周辺の森林は、津市など人口が集中します都市部の水源となっておりますが、下流住民が求めます水源涵養機能や土砂流出防止機能などの公益的機能を発揮させるための森林の適正管理を効率的に実施することが可能になります。また、都市部から近いことから、森林体験学習の格好のフィールドであります。経ヶ峰、錫杖湖周辺の観光資源や森林資源を活かした集客交流産業の活性化を図る重要な基盤として期待されております。さらに主要道路が少ない平木地区、河内地区にとっては、災害時の迂回路や生活基盤として期待されておりますが、合併後には同じ津市になりますことから、これまで以上にその役割が高まるものと考えており、早期の全線開通を目指し事業を継続していくことが必要と考えております。

続きまして、林道事業の B / C の評価手法につきまして、担当から説明をさせていただきます。

(森林保全室)

林道事業の評価手法について、簡単に説明します。林道事業の費用対効果につきましては、林野庁が学識経験者等による検討委員会の意見を踏まえて作成した「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき計算を行っています。評価期間は工事期間に林道の耐用年数 40 年を加えた期間と定められています。

浅谷越線の再評価書に基づきながら説明をさせていただきますので、再評価書の 6 ページをお開きください。この表が浅谷越線の費用対効果集計表になります。細かく便益が分かれているものを備考欄に大きく 5 つに区分しておりますが、公益的機能の便益が約 31 億円、林業活動の便益が 13 億円、その他の便益が 1 億円で、便益合計が 45 億円となっております。

次に、7ページをご覧ください。林道の便益はこれまでの実績と今後の効果に分けて評価しております。左から3列目の実績評価額とその右の推定効果額を合計し総便益としております。過去の実績評価額についてはこれまでの森林整備実績を利用し、推定効果額については利用区域の人工林面積をもとに森林整備面積等を推計し算定しております。

森林整備面積の計算方法について説明しますので、8ページをご覧ください。(2)林齢区分別面積構成の表1-1について説明をいたします。表の1行目が先ほどの路線概要説明の中でもお示した現在の人工林の年齢構成です。年数とともに成長しますので、各欄の数字は5年後の次の行では右に移動していきます。また、一般的な施業ではスギ・ヒノキ人工林は一定の年齢で伐採され、その後新しく植栽されるので、一番右の列の主伐面積を次の行の1~5年生の面積としています。このようにして現在の年齢構成から今後の評価期間内の各年齢区分ごとの平均面積を推定しております。この平均面積をもとに主伐の対象年齢を71~80年生、間伐対象の年齢を16~50年生とし、主伐、間伐の実施面積を算定しております。

次に、林業活動の便益については、主伐、間伐材積の増加を便益評価しておりますが、これは林道整備前後の利用区域内の距離別の面積変化率を求めて計算しております。スクリーンは浅谷越線の林道整備前の利用区域内を道路からの距離200m単位で区分したものです。200m以内が赤、200m~400mが青、400m~600mが黄緑、600m~800mが茶色、800m以上が水色です。

続きまして、整備後の区分です。この面積変化を表したのが9ページの(4)の表3になります。赤の道路からの200m以内が15から36%に、赤と青の400m以内が29から57%に増加しておりますが、この面積変化を使用しております。

続きまして、個々の評価手法について簡単に説明をさせていただきます。10ページをお開きください。まず、公益的機能の便益について説明いたします。森林は水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能があり、県民の皆様の期待も高まっておりますが、この機能を発揮させるためには森林を適正に管理する必要があります。林道の整備により森林所有者の林業活動などが促進され増進する公益的機能を便益として評価したもので、主なものに流域貯水便益、水質浄化便益、土砂流出防止便益、炭素固定便益があります。

10ページの(2)をご覧ください。流域貯水便益は森林整備の実施により水の貯留率が改善されて増加する利用区域内の貯留量について利水ダムで代替する場合に必要な経費を、利水ダムの減価償却費で換算しております。太線の枠内4億1,000万が便益となっております。計算式、根拠数字については、その下に示してありますが、説明は省略させていただきます。

次に、11ページになります。(3)の水質浄化便益は流域貯水便益で算出した貯留量増加分に雨水浄化費用を乗じて算出しております。

(4)の土砂流出防止便益は、森林整備の実績により減少する土砂流出量と同じ量を抑止するために必要となる砂防ダム建設コストで換算しております。

(5)炭素固定便益は、森林整備の実施により森林の成長量が上がり増加する炭素固定量を化学的吸着法による二酸化炭素回収コストで換算し算出しております。

次に、林業活動の便益について説明をいたします。12ページをご覧ください。これは林道により木材の生産経費が軽減されたり、日常の林業活動の経費が削減される効果を便益

として評価したもので、主なものに木材生産等経費縮減便益、木材利用増進便益、木材生産増進便益があります。12ページの(6)の木材生産等経費縮減便益は、林道整備により縮減される木材の搬出等の経費を便益とし、整備前後の集材経費の差額に主伐と間伐の材積計を乗じて算出をしております。

13ページの木材利用増進便益、木材生産増進便益は、林道整備による搬出コスト縮減等により増加する木材生産の便益で、材積に木材価格を乗じて算出をしております。

時間の関係もございますので、15ページの森林総合利用便益に移らせていただきますので、15ページをお開きください。浅谷越線では便益として評価しておりませんが、経ヶ峰線で評価しているものです。これは林道により森林との触れ合いの機会等が増加する効果を便益として評価したものです。

個別の評価手法の説明は以上とし、最後に便益の特徴について簡単に説明します。スクリーンの円グラフは公益的機能、林業活動、森林総合利用、その他の便益に区分し、2路線の比率を示したものでございます。緑が公益的機能、青が林業活動、黄色が森林総合利用、赤がその他でございます。経ヶ峰線については経ヶ峰登山などのアクセス機能を評価していることから、森林の総合利用便益が7%ほどですが表れております。

B/Cの説明は以上とさせていただきます。

(森林保全室長)

最後になりましたが、今回再評価を行いました2路線とも事業期間を延ばす必要が生じております。国、県とも公共事業の予算が厳しく、1工区当たりの年間事業費を減少せざるを得ない状況にありますことから、林道事業の進捗が遅れております。林道は毎年工事完了後すぐに供用を開始し利用可能となりますことから、部分的に効果を発揮することができるとはいえ、早期完成が重要と認識をしております。今後さらにコストの縮減に努めまして、事業進捗を確保しまして、事業をぜひとも継続していきたいと考えております。

以上で林道事業の2路線についての説明を終了させていただきますが、事業の継続実施につきまして、何卒よろしくお願いをいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の皆様方、質問書にお書きになる段取りですが、何か今のご説明に対して、単語とか言い回しで確認しておきたいことがございましたらご質問頂戴いたしますが、はい、どうぞ。

(委員)

森林ゾーニング図について、簡単に持続型生産林と保存型森林、共生林の説明を簡単にお願いたします。

(森林保全室)

すべてではないんですけども、林道事業関連用語集、後ろに付けてございまして、そこにも一部書いてございますが、まず、一番目の持続型生産林は、木材生産を主な目的としたゾーニングでございます。あと保全型森林1と2は、環境林のうちの天然林を保全型の

1、環境林のうち的人工林を2としております。あと保全型森林はまさに生態系として保存すべき森林を指してゾーニングしたものでございます。よろしいでしょうか。

(委員)

もう1つ共生林とあるんですが。それと、林業生産に使うのはすべて使うんですか。それとも、保存型とか共生林は木材生産に使わないのですか。

(森林保全室)

共生林というのは、ふれあいの場とか、そういったのを主な目的とする森林でございます。それと、いわゆる環境林、保全型の森林を木材生産に使わないということではないんですけども、主として生産林対策として木材生産等を推進していこうというのは、いわゆる持続型生産林ということになると思います。

(委員長)

ほかにどうぞ、確認事項とか単語について。どうぞ。

(委員)

経ヶ峰線のB/Cの計算のところ、Cの費用の金額と、事業費より少ない。これは何か理由があるのでしょうか。

(委員長)

何ページですか。

(委員)

これは3ページに、費用対効果分析7番にB/CでCが32億8,500万。進捗状況表の方に事業費が出ていますけど35億。

(森林保全室)

これは現在価値化をしておりますので、当初の全体事業費の算定では利率は考慮していませんので、それを均等割して現在価値化すると費用は下がるという形になりますので。

(委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。ちょっと私から。L型側溝は従来のU字とかフリーフォームに比べて圧倒的にいいんでしょうか、L型側溝。

(森林保全室)

L型側溝がいいというか、舗装をする路線についてはL型側溝が使えますので、L型側溝を使用しております。U字溝については、路肩内には当然入れられない。車走りませんので、蓋等をしないと路肩内に入れられないんですけど、L型については基礎コンクリート等必要な施工をすることによって路肩内に入れることができるということで、先ほどお

示したような土工量の削減ができますので、コスト縮減には大きく貢献している手法です。

(委員長)

ありがとうございます。それから、経ヶ峰線で芸濃側には森林組合とかああいう施設はないのですか。

(森林保全室)

先ほどご説明しましたが、中勢森林組合は芸濃町から美杉村、もっと言えば嬉野町とかすべてのもともと町村にあった森林組合を広域合併した森林組合で、すべて管内の分を担っているということでございます。

(委員長)

ありがとうございます。それから、スイングヤーダってどういう機能があって、いくらくらいする機械なんですか。

(森林保全室)

中勢森林組合が購入したのは800万くらいというふうに。スイングヤーダというのは、もともと見ていただきますと機械、重機、いわゆるバックホーにスイングヤーダというアタッチメントを付けたもので、アタッチメントが800万くらいです。重機のアームを柱にして、それで線を引っ張って木材を吊り出してくるというようなものです。吊り下げているのが見ていただけだと思いますけど、その重機の方の胴体に線を巻くドラムみたいなものがある、それで引き上げてくるというようなものです。

(森林保全室長)

これまではタワーヤーダというのを説明させていただいて、トラック式のやつで線を張って集材するのがありましたが、あれですと安定をさせるためにまた固定の索を設ける必要がありましたが、これはもう重機自体が非常に重うございますので、そういったのをする必要もございませんし、キャタピラでどこまでもといきますか、自由に移動もできるというので、非常に機械としては高性能で使い勝手のいい機械というふうに判断しております。

(委員長)

余分なこと聞きますけれども、林道の地耐力というか強度と、これは十分走れるんですね。林道を走って山の中へ行ける。ですね。それから、災害のときの迂回というのはいつも道路で出てくるんですけども、例えば大雨とか地震の場合、むしろ林道の方が崩れるんじゃないかと思うんですけども、どういう災害を想定されているのですか。災害時の迂回路になるのは確かにそういう考えもあるんですけど、むしろ林道の方が崩れるんじゃないかなという気がするのですが。

(森林保全室長)

むしろというお話がございましたが、一昨年(2019年)の10月の末だったと思いますが、紀州地域に大変な豪雨がございまして、42号線が海山町地内で崩落しまして42号線が通行止になって、あともう1つ銚子川から奥に入りましてクチスボダムを經由して尾鷲市へ入る道路も落石で通行止になりました。海山町で急病人が出まして、そのときの搬送ルートとしまして銚子川沿いにキャンプ場がございまして、アクセスも42号への道路もすべて林道が走ってまして、その林道を使いまして尾鷲市の病院へ搬送されたというようなこともございまして、必ずしも林道が先に被災するということはないというのが、そのときに我々も体感させていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。最後ですけど、非常に恥ずかしい質問ですけど、林齢のところ(2019年)で間伐と主伐の間が空白でしたけれども、あれはやっぱり必要とあれば伐採するんでしょうね。

(森林保全室長)

そうです。

(委員長)

はい、ありがとうございます。以上です。どうぞ。

(委員)

これは次回でお願いしたいものなんですけれども、炭素固定による便益の計算なんですけれども、この2つの事業対象になる地域は、対象面積はほとんど同じで約1,000haで、民有林もほとんど同じ割合でやっているのですが、便益の計算が浅谷越線が約8,000万じゃないですか。経ヶ峰が1,000万くらいしかないということで、これはいくつかのいろんな計算式に基づいて計算すると思うんですけれども、結構いろんな差があるなど。もちろん40年後ということだから、今現在どのような森林を対象にして40年の計算するかにもよると思うんですけれども、こういうものなんでしょうか。

(森林保全室)

委員、表をちょっと。まず、浅谷越線の6ページを見ていただきますと、炭素固定便益が9,800万円。その内訳が後ろに付いておりますけれども、経ヶ峰線も6ページを見ていただきますと9,600万円ということで、まさしく今言われたように面積がほぼ一緒ですので、だいたい似たような数字になっていると。

(委員)

あっ、そうか。では、ちょっと私が数値間違っ(2019年)て見ていたみたい(2019年)です。では、ほとんど同じだと。これの計算は、どこのマニュアルを使って計算(2019年)をします。

(森林保全室)

林野庁の森林整備事業の概要の。資料にもマニュアルの林道に関係する部分を抜粋したものがお手元にあると思いますけれども、それを使用して計算をしております。

(委員)

一応、ゾーニングは三重県特有のものでやっているけれども、炭素固定とかそういうことは林野庁の基本的なマニュアルを使うということによろしいですか。

(森林保全室)

因子としての森林の対象面積をどう出すかというのは、三重県独自の考え方に基づいてやっておりますけども、便益の計算式については林野公共事業のこのマニュアルに基づいて算出をしております。

(委員)

これは後で、また次回になると思いますが、三重県は損をしているような気がしてならないんですよ。もっと計算できるはずだと思うんですけども。また質問出しますので、よろしく願います。もっとたくさん足せるんだと思います。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

次回のご説明いただくときで結構ですけども、日本の林業から始まって、三重県のエ業の年間の総生産額であるとか、従業員数どれくらいの方が従事していらっしゃるのかとか、あるいは三重県が日本における林業に占めているポジションがどういうふうであるとか、あるいは成長しつつあるのか、元気にやっておられるのかとか、あるいは課題はどんなことがあるのかとか、ちょっとその辺を簡単にレクチャー、簡単な資料で結構でございますがおつくりいただいて、レクチャーいただくとありがたいです。

(森林保全室長)

わかりました。資料を作成させていただきます。

(委員長)

いかがでしょう。ほかに、今のようなご要望でもよろしいですが。よろございますか。では、委員の皆様方、質問書にまた記載の上、事務局に提出お願いいたします。事務局はまた集まりましたならば、一覧して我々委員の方に逆送付お願い申し上げます。ご説明ありがとうございました。

では、準備ができましたならば、防災ダムのご説明お願いいたします。簡潔明瞭に 15分以内で説明お願いいたします。

3番 菰川・寺家池地区 鈴鹿市

(担い手・基盤整備分野総括室長)

失礼いたします。担い手・基盤をやっております農水商工部の小出でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。今日は今先生からご紹介いただきましたため池の菰川・寺家池、それともう1つは海岸保全の村松地区について、室長の森田からご説明させていただきますたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(農業基盤室長)

失礼いたします。農業基盤室の森田でございます。座って説明をさせていただきます。まず、再評価資料3-1ですが、ちょっと今パワーポイントの方を準備いたしております。防災ダム事業菰川・寺家池地区についてご説明申し上げます。よろしいですか。

それでは、防災ダム事業菰川・寺家池地区でございます。これは県営防災ダム(防災ため池)事業菰川・寺家池地区ということで、この地区につきましては鈴鹿市南東部に位置する菰川池と寺家池の2つの池からなり、画面上で赤色のハッチで囲んだ107haをかんがいはる農業用のため池でございます。画面の緑色で囲んだ地区、これが下流の釜屋川の集水区域を示しておりますが、この集水区域の洪水量に比べまして、国道23号線の横断部とその下流部の釜屋川の断面が狭小なために、画面のピンク色で示す区域で湛水の被害が生じております。このため、このような湛水被害を防止するためには、防災ダム(防災ため池)事業を計画いたしました。

これはその作成手順をフロー図にいたしましたものですが、まず被害が発生している区域におきまして、河川及び排水路の現況を確認いたします。その後、過去の被害状況の確認整理をいたします。続いて本事業の設計基準であります50年に1回程度起こる大雨、これを計画基準雨量といたしまして、この雨が降ったときの洪水解析から計画洪水量を算出いたします。これに基づきまして洪水被害を防止する計画を模索いたします。本地区の場合、2つのため池に洪水調節容量を持たせることによりまして、洪水を防止する計画いたしました。一方、他工法との検討といたしまして、その洪水を流すことのできる大きさに下流の排水路及び河川を改修する計画を想定いたしまして、経済性、実現性など総合的に比較して有利な計画を確定いたしました。

まず、過去の被害状況でございますが、昭和47年9月の状況です。被害額約3億6,000万でございます。49年7月に被害額12億4,000万の被害が出ております。また、昭和51年9月、9億2,500万。昭和55年5月には被害額2億8,900万。昭和63年8月、被害額が6億7,900万。平成2年9月の状況でございますが、被害額は8,300万でございます。平成3年9月の状況でございます。被害額は2億9,300万ということでございます。被害状況の写真をお示しいたしますと、湛水被害ということでこのような状況でございます。

代替案としての河川改修でございますが、国道23号線の横断部から下流の釜屋川におきましては、現況幅が6.5m、高さ2m、この断面を平均で幅9.7m、高さ3.2mに改修する必要がございます。この間には国道23号線横断部と近鉄名古屋線横断部などがあることと、河川沿いの道路には民家、店舗が立ち並び、拡幅するためには多くの補償費用がかかるこ

ととなります。この区間と上流の排水路の改修を合わせて概算改修費というのは、43 億 2,300 万となります。

次に事業費につきましてでございます。当初 24 億 7,100 万円が 1 億 3,900 万円増額になりまして、26 億 1,000 万円となりました。増減の内訳は掘削土の残土処理費で 1 億 5,400 万円の増額となりました。堤体盛土工法の見直しによりまして 1,500 万円縮減となりました。残土処理費が増額になった理由でございますが、当初計画では池周辺での残土処理を予定しておりましたが、地権者から同意が得られませんでした、黄色い丸印の公共事業実施、この 4 箇所に処分をいたしました。この処理地までの平均距離が約 10 km ございまして、これに係る運搬費が増額となったわけでございます。一方、堤体盛土につきましては、掘削土をセメント系固化剤で改良いたしまして、盛土に再利用というか、利用いたしました。そのことによりまして、盛土材の購入費と掘削土の処分費が減額になりました。この工法は農林水産誌においても新工法として認定をされております。

費用対効果の算定における妥当投資額でございますが、災害防止効果といたしまして、洪水による農地及び一般公共施設の被害額をもとに、年被害軽減額を算定いたしまして、これに正規確率を乗じまして年総効果額を算定し、耐用年数を乗じて算定いたしております。維持管理費節減効果は、ため池の用水を取るために祓川池にポンプを設置したため、維持管理費が増となりますことからマイナス効果となりました。この 2 つの効果を出しまして、妥当投資額を 37 億 5,357 万 7,000 円となりまして、全体事業費 26 億 1,000 万円を平成 16 年度時点に換算いたしまして、27 億 1,642 万 5,000 円といたしまして投資効率を求めました結果、1.38 になりました。

続いて、事業の進捗状況でございます。平成 15 年度末までの進捗率は 79.8%です。今後の事業といたしまして、寺家池につきましては、残りの浚渫工事と法面保護工事、祓川池につきましては用地買収を行ったのち堤体工事と浚渫工事を行いまして、平成 20 年度の完成を目指します。

営農状況でございますが、現在 2 つの池の下流部に広がる農地は、良好に管理がされておまして、今後は都市近郊という地理的なメリットを活かし、・・・(テープ交換)・・・

先生、続いて・・・。

(委員長)

ここでちょっと切りましょう。ご説明ありがとうございました。先ほどと同じですけれども、質問書をお書きになる参考として、確認事項、単語の説明についてのご質問頂戴いたしますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

簡単な確認なんですけども、ため池の防災ダム事業としては、堤体を上げて貯水量を増やすということによろしいんですか。

(農業基盤室長)

堤体を上げてするのと、それと浚渫がございまして、両方の効果ということでございます。

(委員)

そうすると、ため池の面積は変わらないわけですね。

(農業基盤室長)

すいません、ちょっと担当の方から詳細を。

(農業基盤室)

当然洪水調節容量をこのため池に持たせますので、池敷も広げる、堤防も上げる、池底も下げるといことで、寺家池は改修しました。祓川についてはちょっと地形的な制約がありますので、池底を掘るという工法になっております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

これは本質的なものではなくて、非常に基本的なところのマイナーな部分なんですけれども、ちょっと普通の表現の仕方を少し変えたらいいんじゃないかなと思うんです。一番最後から2番目のグラフがあるので、進捗状況の進捗率は100%で切るべきであって、それ120とかになっているのはおかしいとおそらく左側の縦軸の目盛の関係でなったと思うんです。これはちょっと変。だから、100%で切るべきです。これは非常に細かいところです。

(農業基盤室長)

すいません。どうもありがとうございます。

(委員長)

以上ですか。はい、どうぞ。

(委員)

これは次回説明していただいてもいいのですが、約80%に進捗して、残りの20%はどんなような内容が残っているのでしょうか。

(農業基盤室長)

先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、寺家池につきましては残り浚渫工事と法面保護です。それと、祓川池につきましては用地買収を行って築堤です。堤体工事と浚渫工事を行っていきますということです。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい。委員、どうぞ。

(委員)

ちょっとこの地形あまりわからないのでご質問なんですけれども、この池の周りは周回道路みたいな感じで、車が通れるような道というのはあるのですか、池の周りを回る道みたいなものは。

(農業基盤室)

周回道路としては考えてないのですが、寺家池については今後の管理も含めて、中段に管理用道路ということで、道路の部分になる部分を確保しております。祓川池については写真の上の左側が祓川池の写真なんですけど、緑の線が県道です。これは非常に交通量が多いですので、その前へ堤防上に管理用道路的なものが残るといふふうに考えております。

(委員)

それ以外は法面で土手みたいな感じになっているということですか。

(農業基盤室)

そうですね。祓川池については、土手というよりも法面ができる、斜面ができるという形ですね。

(委員)

車は通れないけれども。

(農業基盤室)

車は通れません。寺家池については、中段に管理者が通れる程度の幅は残ると。

(委員)

周回じゃないですけども、一部管理のために近づける道をつくるという感じですか。

(農業基盤室)

はい。

(委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

進捗状況の表のところなんですけども、これは用地買収エリアと、その次に平成12年からL=68mとか197mと出てきますが、これは堤の高さを増した長さということですか。

(農業基盤室)

延長です。

(委員)

延長。

(農業基盤室長)

延長ですね。堤体延長。

(委員)

これは具体的にはどちらか一方からずっと高くしていくんですか、順番に。

(農業基盤室長)

工事のやり方、順序ですか。

(委員)

ええ。

(農業基盤室)

施工範囲、片方から工事を進めていく。ある年度、例えば平成13年度197mという工事をやる場合、197mの区間を下から順次盛り上げていくと。で、13年度の工事として197mの堤防ができあがると。

(委員)

途中段階ではある所で段がついている。段というか。

(農業基盤室)

そうですね。

(委員)

工事が完了した所は高くなって、未完了の所は低いと。

(農業基盤室)

現況のままという部分ができます。

(委員)

なるほど。全体を一律に少しずつ上げていくわけじゃなくて、片側の方から順番にやっ
ていくわけですか。

(農業基盤室)

そうです。

(委員長)

いかがでしょう。疑問に思われたところ、簡単な内容でしたらご説明頂戴できますが。
私の方から少しいいですか。4点くらいですけど、集水域がすごく変則のような感じがす
るんですが。どう言えばいいですかね、細い上に曲がって。

(農業基盤室)

地形的に鈴鹿市の白子から西側に行った所なんですが、非常に平坦な地域プラス都市的
な開発が行われておって、水路とか道路とかそういった形で区切られてくる地域ですので、
ちょっと一般的な円を描くような集水域にはなっていないというような地形でございます。

(委員長)

はい。それから、洪水量の単位はいくらでしたか。

(農業基盤室)

/毎秒。

(委員長)

ちょっと一覧表出してもらえますか。「15.いくら」とか、何かそういう表があったんで
すが。例えばこれでも結構ですが、2列目、洪水量 13.4 ですね。左下の。そうそう、それ
です。この単位は。

(農業基盤室)

単位は 13.4 / sec です。

(木本委員長)

はい。それで、右側のそこです。これは点ですね。15,000 じゃないですよ。

(農業基盤室)

そうですね。15.809 という。

(委員長)

ちょっと驚いた。わかりました。

(農業基盤室)

そうですね。その種の方は単位が立米ですので、容量になっています。

(委員長)

それから、氾濫は潮位の影響はないのですか。

(農業基盤室)

この部分では関係ありません。

(委員長)

ない。

(農業基盤室)

はい。

(委員長)

防潮樋門も何もないストレートに流れていく河川です。

(農業基盤室)

この計画基準点の部分では、下流の潮位の影響は考えておりません。

(木本委員長)

はい。それから、さっき委員からの質問で浚渫というのですが、浚渫ということはもう治水容量の確保で利水はやらないということですね、放水樋門より下になりますから。

(農業基盤室)

いえ。もともと農業用ため池ですので、当然既存のため池の容量というのは確保しなければならぬので、被川池については水位が下がった分自然取水ができませんので、やむを得ずポンプを付けたと、付けるという計画でございます。

(委員長)

わかりました。あと、池底を割って、何か水漏れとかそういうことはないですか。

(農業基盤室)

現在のところ、ボーリングの結果からも下層の地盤については水が漏れるような土層ではなかったもので、掘削を成型したままの構造になっています。

(委員長)

別に何も入れないでも。

(農業基盤室)

何も下の処理は考えておりません。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょう、ほかに。どうぞ。

(委員)

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、妥当投資額調書のところですが、災害防止効果で出していると。年総効果額というのは、実例何件かのそれに基づいて年平均を出された。こういうことだと思いますが、あと妥当投資額というのは、これに十数倍掛けているわけですね。

(農業基盤室)

それに耐用年数を考慮した数値を掛けて、この妥当投資額を出しております。

(委員)

ああ、そうですか。年総効果額、これは2億1,754万4,000円ですか。そうですね。

(農業基盤室)

そうです。単位は千円です。

(委員)

千円で、それに15倍くらいになっているわけですね、37億7,652万6,000円。

(農業基盤室)

はい、そうなります。

(委員)

耐用年数15年。

(農業基盤室)

いえ。耐用年数はこの地区の場合90年をとっております。

(委員)

90年。しかし、妥当投資額は15倍くらいで考えると、こういうことですか。

(農業基盤室)

はい。そのような計算をしております。

(委員)

そうですか。はい、わかりました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。なければ海岸保全の方に進んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

9番 村松地区 伊勢市

(農業基盤室長)

それでは、資料9-1になりますが、県営海岸保全施設整備事業村松地区のご説明を申し上げます。

まず、当村松地区につきましては、松阪市、明和町、伊勢市にまたがる伊勢湾西南海岸にございます。この海岸堤防で守られた背後地域には、昭和59年度から平成9年度にかけて県営ほ場整備事業で整備された優良農地494haが広がっております。大型機械を導入した生産性の高い近代的な農業が営まれております。一方、堤防全面の伊勢湾はアサリの優良な漁場で、初春には村松漁港に大量のアサリの水揚げがあり、地元は賑わっております。伊勢湾西南海岸には、水色で示しました国土交通省直轄の建設海岸と、黄色で示しました伊勢市所管の漁港海岸、緑色で示しました明和町所管の漁港海岸、そして赤色で示しました農水商工部所管の村松海岸L=1,011mがございます。

当海岸は、昭和28年の台風13号で大きな被害を受けたため、昭和34年に現在の海岸堤防が整備されました。しかし、築後45年が経過し、堤防の表面コンクリートの劣化や亀裂が発生し、これを放置しておくとも堤防決壊の危険性がございました。このため、平成6年度新規地区といたしまして改修工事に着手いたしました。調査の結果に基づき現況堤防を極力利用できるように検討し、旧体処理の発生を抑えることにより、環境に優しくしかもコストの縮減となる工法といたしまして、傾斜型工法を採用することといたしました。改修全体延長はL=1,011mです。堤防幅は今後の管理用道路を兼ねることとし、現況幅4mを6mにいたしました。

この改修工法については、隣接する国土交通省の改修事業と整合を図っております。国土交通省の直轄事業は、平成5年度から堤防改修を進めており、私ども農林海岸の改修と一体的協働して地域の防災に努めておるところでございます。

事業の進捗状況でございますが、平成6年度から平成8年度にかけて調査設計を実施いたしました。平成9年度から表側堤防の改修工事に着手いたしまして、平成14年度までに610m、平成15年度に220mを施行いたしました。平成16年度は90mを施行する計画でございます。また、裏面堤防は平成15年度までに505mを施行いたしました。平成17年度以降は表側91m、裏側506mを残すのみとなっております。国及び県の厳しい財政状況の中、平成16年度までで事業ベースでの進捗率は80.3%となっております。今後は表側及び裏側堤防工の残事業を施行し、平成18年度の完了を目指しております。

伊勢湾西南海岸の整備状況でございますが、水色で示す国土交通省の直轄事業は平成5年度から整備が進められております。北浜工区西地区において、表側堤防は完成いたしましたので、今後裏側法面の整備を予定しております。また、東地区につきましては、平成15年度に表側堤防は完成いたし、裏側法面を本年度行う予定でございます。漁港海岸につ

きましては、現在改修を検討しているところでございます。毎年工事に先立ちまして、工事に関係する地元自治会、土地改良区、漁協組合の代表の方々に工事に関する説明会を実施し、地元のご意見を聞きながら工事を進めております。また、この説明会において事業の早期完成の強い要望をいただいております。

費用対効果についてでございます。費用対効果分析についてですが、堤防を整備することにより、高潮等から背後地が防護されるため、建物や施設の被害、背後住民の死傷被害の減少いわゆる資産被害軽減便益と、商店や工場における事業機会の損失が軽減されるいわゆる営業停止軽減便益とを合わせたものを総便益といたしまして、これと事業費の比較を行い費用対効果を算定いたしました。画面は50年に1回起こる確率の潮位を計画潮位といたしまして、そのとき堤防が決壊して海水が陸地に浸入し浸水することとし、堤防に・・となる範囲を被害想定区域としてこれをお示ししてございます。この中で水田は103.2ha、畑4.7ha、また家屋につきましては113世帯に被害が発生することになります。さらに区域内の工場や商店等に勤める就業者数が207人。その内訳が製造業が120人、卸売業が11人、サービス業55人、公務員、学校関係の方ですが21人いらっしゃいます。

資産被害軽減便益につきましては、10分の1、20分の1、30分の1、40分の1、50分の1の各確率潮位において生じる想定被害額を算出いたしまして、これに正規確率を乗じて年総効果額を算定し、さらに耐用年数を考慮し便益額433億1,710万円を算定いたしました。営業停止損失軽減便益についても同様の計算により、8億4,550万円を算定いたしました。便益額は2つを合わせまして441億6,260万円となります。工事費用は現在の全体事業費9億1,300万円を現在価値に換算いたしまして10億2,750万円となり、費用対効果B/Cにつきましては42.98となります。

コストの縮減につきましてですが、堤防管理道路において再生アスファルト合材と再生路盤材の使用によりまして840万8,000円。仮設道路において仮設盛土に使用する購入土については、毎年工事完了後処分するのではなく、近くに仮置場を確保することによりまして、盛土材の購入費と処分費の縮減に努めました。1,200万2,000円を縮減。合わせまして2,041万円のコスト縮減に努めました。

環境への配慮につきましてですが、堤防形式を傾斜型堤防とすることによりまして、現況の砂浜の減少を極力抑えることといたしました。また、円形階段を設置し、自然と親しめる環境の創生に努めました。村松海岸の背後にある防風林について、地元の北浜中学の全校生徒により、総合学習の一環として、夏の苗木の植樹や、海岸の清掃作業なども行われております。

今後ともコスト縮減に努め、早期の事業完了を目指しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。さて、同様に単語の意味、確認事項などご質問頂戴いたしますが、どなたからでもお願いいたします。

ちょうどいいんですけど、堤防から串のように出ているあの線は何か構造物入っているのですか。浜の所に何か規則正しくずっと縦線というか、堤防から直に出ている。それです。

(農業基盤室)

砂の上の石。

(委員長)

ブロックみたいな石が。消波ブロックみたいになっている。捨石。

(農業基盤室)

捨石で、全面の砂浜の砂を止める。

(委員長)

移動を防止する。

(農業基盤室)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。残されるんですね、それも今回の。

(農業基盤室)

いえ。それはもう全然この事業区域とはというか、工事区域とは違いますので、残っていきます。

(委員長)

残るんですね。はい。

(農業基盤室)

海の中への工事では今回ありませんので、あくまでも堤防工事ということです。

(委員長)

それと、次回参考までに建設海岸の被害状況というのですか、色が出ましたでしょ、水田にどう被るといふ。皆さんの被害算定のときに。参考までに両脇の建設海岸がどのような浸水被害を想定しているか、ご用意願えればありがたいです。

(農業基盤室)

わかりました。

(委員長)

それと、これは非常につまらない質問なんですけど、あの堤防断面というのは今進んでいます香良洲とかあの辺りの断面とはまったく違うんですか。何かふるさと海岸堤防事業と

か、今の国交省がやっていますけど。いや、言いたいことは、伊勢湾の堤防として一気に通関で同じ断面で行くのかな、それとも要所要所、例えば湾口からいくらまでで堤防断面が違うのかなという。

(農業基盤室)

基本的には同じだと思うんですけども、やはり基礎の地盤状況とかもろもろの要素がありますので、一概に同じ形ではない。ただ、高さ的には同じだと思うんですけども。

(農業基盤室)

高さは一緒でも幅が。重要港湾区域は特殊港湾でやっていますので、津松阪港。ここは建設海岸ですので、重要度が多分違うと思います。幅が違うと思います。

(委員長)

かなりこっちの海岸は幅があって、天幅もすごく。はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

あまり関係ないかもしれませんが。今、三重県は全部こういう護岸堤防でカバーされているんですか。ざっと三重県の海岸は全部ほとんど。

(農業基盤室)

湾内は堤防、基本的にはこの形です、伊勢湾内は。

(委員)

伊勢湾内は。

(農業基盤室)

・・・山からそのまま水が・・・、そういう所は。

(委員)

そういう所は別にしても、熊野灘のあの辺はみんな護岸でカバーされている。

(農業基盤室)

ですから、後背地に人家があったり耕地があったり。そういう所は基本的に堤防は。

(委員)

なるほど。それで、今多分おそらくあちこちでこのこと同じようにほころびができてきてやっていたらしゃる所は何箇所かあるんですな。

(農業基盤室)

私どものところでは伊勢湾内は・・・。あと私県土整備部の所管の部分もやっておりません。

(委員)

何箇所かある。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

海岸整備のアクションプログラムというのをつくってございまして、将来的にどこをやらなくちゃいけないとか。当然今ご指摘いただいております伊勢湾の沿岸、そしてもう一つは熊野灘の沿岸、大きく分けてそういう形。形態今お話ありましたけども、伊勢湾の沿岸は基本的には堤体の幅の大小はあるものの基本的な考え方は一緒でございます。ただ、環境に配慮したと申しますか、より親水性を高めるために部分的に私どもとしては数箇所つくっているのですが、それが護岸階段堤防、海岸側が階段になりながらできているそういう所も、それは部分的に背後地のもしくは前方の環境面をより強調した、そういう所もございまして。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

それともう1点思いつきの質問で申しわけないのですが、確かこの再評価に以前鈴鹿かどこかの海岸でリーフを入れる、潜堤、事業があったと思うのですが、あれどこだったかな。白子の近くだったかな。何かのり養殖のある所です。あるんです。かなり熊野よりも安い工費でできる。申し上げたかったのは、当時のことを覚えてないので申しわけないのですが、なぜあそこに潜堤が入ったのか覚えてないので、浜がないから入れたのか。つまり言いたいことは、潜堤を入れるのが特殊であって、だいたい湾の場合はこのような波返していくのが一般的かということなんです。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

まさに先生おっしゃっているような、潜堤は何らかいわゆる侵食、前島に対する侵食が非常に厳しい所に対してそういうことがなされたのかどうかわかりません。基本的には伊勢湾岸は今申し上げているようなスタイルで。

(農業基盤室)

離岸堤はやっている所もあるんですが、多分伊勢湾内でもこれ僕の個人的見解かもわかりませんが、多分波が寄ってくる所がちょっと今まで侵食がある場所もあるのかもわかりませんね。

(委員長)

多分そうだと思います。かなり侵食で汀線が後退しているという話。

(農業基盤室)

多分、今のこの事業は高潮ですね。だから、侵食の海岸があると思うので、ちょっと違ってくると思います。

(委員長)

なるほど。ちょっと私も資料くってみます、過去の資料。ありがとうございます。ほかにはいかがですか、海岸事業。どうぞ。

(委員)

先ほどだいぶクラックのきた古い堤防の写真を見せていただいて、既存を利用してこういうものを上にと説明だったと思うんですけども。好奇心からの質問なんですが、支持地盤多分一番下の所は鋼管杭でも打っているのかなと思ったんですけど、斜めになっているという部分は、先ほどクラックの入っちゃった堤防を型枠代わりにしてコンクリートを打ってあるのですか。

(農業基盤室)

現況堤防の例えば空洞、クラック等については、施行時に確認して傾斜型の工法を使っていると。旧体の利用。

(委員)

要するに法面の部分のコンクリートは、既存のコンクリートで支持しているだけなんですかという。

(農業基盤室)

ですから、処理してそのまま撤去せず、調査して。

(農業基盤室長)

調査した上です。ですから、断面の所は処理して空洞になっているところが。

(農業基盤室)

処理をして、処理後赤の部分を施行しているという。

(委員)

あそこはそうすると、こちら側の地盤面に対しては何も支持がなくて、斜めにコンクリートが打ってあるだけなわけですか、あの部分というのは。傾斜している部分というのは。

(農業基盤室)

赤い部分の基礎の部分は特に基礎処理はしてない。

(委員)

堤防って普通そういうふうにつくるものですか。ごめんなさい、よく知らないんですけど。

(農業基盤室)

当然、掘削した状況でということ。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

補足をさせていただきますが、先生のおっしゃっている、老朽化しております。老朽化しているということはどういうことかということ、1つずつ多分空洞調査をします。空洞調査がある所については、当然モルタルを充填するとか、そういうふうな空洞に対しての補強をします。空洞のない所、表面だけクラックしている所、それはそのまま基盤として安定できるだろうということで、そのまま打っていると。そういう手法をとっておりますね。ですから、基本的には今の形、旧来の形の上に打っているんだけど、空洞のある所は何らかの処理をしながら表面に対してああいうふうなコンクリートを打って、護岸をつくっているということでございます。

(委員長)

おそらく今までに出てきた漁港とか堤防で直の場合に支持杭を打ったり、アンカーで引っ張ったりしているという。ですから、この場合支持杭とかアンカーという工法はされないのかというご質問だと思うのですが。

(農業基盤室)

赤の部分はすべてコンクリートになっておるのですが、それよりも基礎については何も処理はしてないということです。もちろん既設の堤防の状況を調査して、補修すべき所は補修して、その赤の部分を施行しているという工法なんですけども。

(委員長)

だから、この絵以外に構造物はないということですね。

(農業基盤室)

ないです。

(委員長)

そういうことなんです。

(農業基盤室)

ちょっと補足説明しますと、前からかかる力というのは波があそこまで高くあって、水圧で押されるわけですが、それを持ち堪えるのは基本的に堤防全体の重さといいますが、土を含めた重さで持ち堪えるということで、前のコンクリートはあくまでも堤体の土の部

分を守るという役目だけで、コンクリートの部分だけで波の力というか、水の力を受けるんではないんですよね。

例えば、直に近いコンクリートの擁壁で受ける場合は、それはコンクリートだけで受けなければいけませんから、力がかかったら当然基礎の部分がずれたらいけないので、基礎杭を打つというような工法をとるときもあります。

（委員長）

おそらくむしろ張り付けたコンクリートがすべるんじゃないか。あれを止める構造物が必要じゃないかというイメージだと思います。それはないですか。

（農業基盤室）

コンクリートの基礎の下が非常に軟弱な場合は、当然そこへ基礎杭を打つケースがありますが、当然地質調査をして下の地盤がよければそのままそこへコンクリートを打つという方法をとっています。

（委員）

高潮に対する堤防というのは、基本的にはこういう作り方なんでしょうか。

（農業基盤室）

先ほど言ったように、伊勢湾ではこの工法という。

（担い手・基盤整備分野総括室長）

先生ご指摘の、例えば基礎杭などもないじゃないかという話だと思うんですけど、これは当然土質調査をしております、当然安定であるべき所を前提とした、土質調査をして安定だと判断してやっております。そういう意味で今回の村松海岸については、すべて基礎杭についてはなしで、これは土質調査の結果そういうふうな判定をしております。

（委員長）

あれば当然杭を打ったり、もう土壌、土入れ替えて置換工法をとったりする。

（担い手・基盤整備分野総括室長）

もちろんそういうことをしなくちゃいけないと思っておりますが、今回の調査の結果、それで安定であるという判断でこの工法をとっております。

（委員長）

どうぞ、今のような小さな疑問でも何かございましたらご質問頂戴しますが。どうぞ。

（委員）

さっき環境にやさしい形にしましたとおっしゃっていましたが、もう少しその辺をちょっと説明していただけませんか。

(農業基盤室)

一応この断面で、先ほど説明させてもらったのはこの砂浜の部分を極力現況を残すような工法としましたという意味の説明をさせていただきました。前へどんと張り出すとか、階段でもってどんどんどんどんと行って、今ある砂浜をなくすのじゃなくて、なるべくこの砂浜を残そうという意味で説明をさせていただきました。

(委員)

この部分はアーチ型によくなる。

(農業基盤室)

これは当然波返しの部分ですので、そり立つような形になっています。

(委員)

それは階段と関係ないのですか。

(農業基盤室)

この部分は関係ないです。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。ようございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

細かい質問ですけども、再生クラッシュランとか再生密粒度アスコンとか、ちょっと簡単に。

(農業基盤室長)

クラッシュランというのは、碎石のことなんですけど。ご存知だと思いますが、舗装をするときに下に敷き詰めるものがございますが、それをいわゆる再利用した。再生というのは今まで使っているやつを取り上げてきて、そいつをもう一遍再利用するようなことにしたやつで、リサイクルといいますが、そういうことで。

(委員)

クラッシュランというのは碎石のことですか。密粒度アスコンというのは何ですか。

(農業基盤室長)

アスファルトコンクリートというのはアスファルトなんですけど、その中に密粒度という粒度が密と書くんですけども、・・数が決まっておったり、いろんな基準がございますして、密粒度アスコンというような言葉を使っております。

(委員)

ちょっとだけよろしいか。これは質問というより感想なんですけども、海岸事業、やっぱり人命に関わるものだという事なんですけれども、それにしてもB/Cが42.98と、先ほど農道とかで1.03とかそういうことでずっと見ていたから、余計に多いなと思うんですけれども。海岸事業約10億くらいのもので、B/Cが42.98というのはものすごく大変な事業だなと思うんですが、海岸事業はこういうようなものなんですか。これは質問でも何でもなく1つの感想ですが。ざっくばらんに。

(農業基盤室)

そうですね。工法的にも安い工法になったということと、地域的にも113世帯というか、人家等の被害も想定されたということで、大きな便益が発生した地区であると。やはり、工事費が安くできたという部分が大きいと思います。

(委員長)

それでは、最後の質問で非常にしょうもないことで、クラッシュランのランというのはどういう意味ですか。クラッシュはわかるんですけど、クラッシュランというのは。

(公共事業運営室長)

クラッシュというのはするんですけど、そのときプラントで多分ずっと流しながらつくっていくんだと思いますね。次回までに勉強しておきます。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

最後と言っていたのに申しわけないです、入れてしまいまして。地元の意向を反映されながらということで、さっきも写真で何か会議されている写真がありましたけれども、これは「毎年工事着工に伴い工事に関係する自治会や土地改良区、漁協組合の人たちと協議を行っております」と、これはどれくらいの人で、どれくらい定期的にされているのかというのをちょっとお伺いしたかったんですけど。

(農業基盤室)

毎年工事を発注する前に1回やらさせてもらっております。そのときにご要望なんかも聞いているということでございます。

(委員)

この堤防工事についての皆さんの要望というのが。

(農業基盤室)

工事の業者も決まったときに、一応施行の説明もしたいということと、やっぱり海の工

事で前に海岸がありますので、そこら辺の対応もごございますのでやっております。

(委員)

それは本当に漁協の人だけじゃなくて、一般の方とかいろんな人たちが。

(農業基盤室)

一般というのは自治会会長さん、あと役員の方に来てもらっています。

(委員)

代表の方ですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、質問書の扱いについては繰り返しません、委員の方々、事務局、よろしくご配慮お願いいたします。

その他事項、事務局ございますでしょうか。

(事務局)

それでは、事務連絡をさせていただきます。本日は審議継続となった箇所がございましたので、次回の委員会開催日につきましては、後ほど委員の皆様と調整をさせていただきたいと思っております。委員の皆様には長時間大変お疲れのところ恐縮ではございますが、委員会終了後、3階の委員会控え室の方へお集まりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。委員の方々、それから県の方々、準備万端整えていただきまして、ご協力大変ありがとうございました。本日これで閉会いたします。